

敬心・研究ジャーナル

Keishin Journal of Life and Health

第8巻 第1号

2024



人に、社会に、輝きを。

敬心学園

目 次

巻頭論文

専修学校の職業教育の社会的位置づけについて	本田 由紀	1
-----------------------------	-------	---

原著論文

子どもの親化としてのヤングケアラーに関する尺度開発および家族スタイルとの関連性に関する研究 — 東京保健医療専門職大学の作業療法学科・理学療法学科1年生における検討 —	小野寺哲夫・柳澤 孝主	13
--	-------------	----

実践研究

二年制保育者養成校における幼稚園実習期間の検討 — 実習園と学生へのアンケート調査より —	水引 貴子・馬場 千晶	27
--	-------------	----

症例・事例研究

リハビリテーションによる脳血管障害者のスピリチュアリティの評価モデルの検討 — 1事例の分析からの一考察 —	坂本 俊夫	35
---	-------	----

症例・事例報告

介護福祉職の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応の経験に関する研究	松永 繁	43
---	------	----

症例・事例報告

旧優生保護法の司法判断 — 大阪高裁2023（令和5）年3月23日 —	梶原 洋生	51
--	-------	----

研究ノート

保育マップ型記録の前段階としての経過記録の対象	吉田 直哉・安部高太朗	59
-------------------------------	-------------	----

研究ノート

日本の保育ドキュメンテーション論が前提とする〈学び〉観	吉田 直哉・安部高太朗	67
-----------------------------------	-------------	----

研究ノート

促進を目的とした即時効果が実感できる運動プログラムの有効性	包國 友幸	77
-------------------------------------	-------	----

研究ノート

幸福度と「推し活」についての一考察	宮田 雅之	85
-------------------------	-------	----

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程		93
---------------------------	--	----

敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』 投稿受領から掲載までのフローチャート		95
---	--	----

『敬心・研究ジャーナル』 投稿要領		96
-------------------------	--	----

『敬心・研究ジャーナル』 エントリー時・投稿原稿チェックリスト		98
---------------------------------------	--	----

『敬心・研究ジャーナル』 執筆要領		99
-------------------------	--	----

職業教育研究開発センター研究支援委員会規程		101
-----------------------------	--	-----

職業教育研究開発センター研究倫理規程.....		104
-------------------------	--	-----

研究倫理審査申請書（人を対象とする研究）	105
研究に関する事前チェックシート	111
編集後記	112
「敬心・研究ジャーナル」査読委員一覧、「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園 編集委員会	113
執筆者連絡先一覧	114

専修学校の職業教育の社会的位置づけについて

本田 由紀

東京大学大学院教育学研究科教授

The Social Position of Vocational Education at Specialized Training Colleges

Honda Yuki

Professor, Graduate School of Education, The University of Tokyo

Abstract : The purpose of this article is to examine the position of vocational education in specialized training colleges (hereinafter abbreviated as STCs) in Japanese society. As a result of examining the demand for education at vocational schools based on school statistics, we found that STCs are particularly important as a route for women in rural areas to obtain “female” qualifications such as in para-medical, childcare, and beauty-related fields (for boys, they are a route to industrial and para-medical jobs). Vocational education at STCs has functions that go beyond simply training students in “ready-to-work skills”; it also has a character-forming function, and students actively choose to attend STCs. Analyses of high school student survey data also found that vocational awareness, such as the desire to “get a job with your hands” (acquire expertise), is linked to students going on to STCs. However, while graduating from an STC leads to higher incomes and career advancement for women compared to high school graduates, this effect is weaker for men. Finally, this article points out that there are issues related to strengthening the functions of STCs, such as the school scale, the financial base, and the balance between flexibility and institutionalization.

Key Words : specialized training colleges, educational demand, “female” jobs, vocational orientations, financial base

抄訳 : 本稿の目的は、専修学校専門課程（以下「専門学校」と略記）における職業教育が、日本社会の中でいかなる位置づけにあるかを検討することにある。専門学校の教育需要を学校統計から検討した結果、専門学校は特に地方の女性が医療・保育・美容などの「女性職」的資格職に就く経路（男子は工業および医療）として重要な意味を持つことが確認された。こうした専門学校における職業教育は、単に「即戦力」養成に留まらず、人間形成的な機能をもち、学生は積極的に専門学校進学を選択している。高校生調査データの分析からも、「手に職をつける」などの職業意識が専門学校進学に結びついていることが見出された。ただし、女性では高卒と比較して専門学校卒は収入や職業キャリアの上昇につながっているが、男性ではそうした効果は希薄である。最後に、専門学校の機能強化に関して、規模、財政基盤、制度化と柔軟性とのバランスなどの課題が存在することを指摘した。

キーワード : 専門学校、教育需要、女性職、職業意識、財政基盤

1. はじめに ― 改めて、専修学校とは

周知のように、専修学校とは、従来は各種学校とされていた教育機関の中で一定の設置基準を満たすものを認定するという形で1976年に制度化された学校制度である。高等学校卒業を入学資格とする専門学校（専門課程）、中学校卒業を入学資格とする高等専修学校（高等課程）、入学資格を特に定めない一般課程から構成されるが、生徒数で見れば専門学校（専門課程）が大半を占める⁽¹⁾。以下の本稿では専修学校の諸課程の中で主に専門学校（専門課程）に焦点を当てる。

専修学校は、学校教育法第一条に定められるいわゆる「一条校」には含まれておらず、施設や教職員に関する基準は「一条校」に比して緩いため、産業界の変化に応じて柔軟な対応が可能になるとされている。実際に、専門学校の修業年限は図1に示すように2年が約半数を占めるものの、教育内容に応じて多様である。

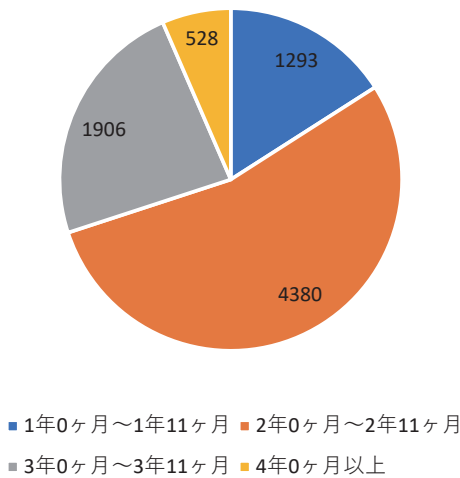


図1 修業年限別 専門学校（昼間制）学科数（2023年）
資料出所：学校基本調査（2023年）

他方で、実践的な職業教育を行う教育機関を学校教育体系の中に明確に位置付ける必要性から、専修学校に対する改革が進められてきた。1994年には、①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること、という基準を満たす専門学校の修了者には「専門士」の称号が付与され、大学への編入も可能となった。さらに2005年には、①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400時間（124単位）以上、③体系的に教育課程が編成されていること、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること、という条件を満たす専門学校の修了者には「高度専門士」の称号が付与され、大学院への入学が可能になった。

2014年には、専門学校の中で企業等と密接に連携して最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する制度が開始された。

2019年からは、実践的な職業教育に重点を置いた新たな高等教育機関として、専門職大学・専門職短期大学および一般の大学・短大における専門職学科の制度が開始された。これらの機関は修了時に学位が付与されること、都道府県ではなく国による設置認可を条件とすることなどの点で、従来の専門学校とは異なっている（表1）。2023年4月時点で、全国に19校の専門職大学、3校の専門職短大と専門職学科1学科が開設されている。

表1 大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較⁽²⁾

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	●学術の中心として、広く知識を授けらるゝとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展覧させる【学校教育法第83条】 ～短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び実務生活に必要な能力を育成することを主な目的とする【学校教育法第108条】	●深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展覧させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする 【学校教育法第83条の2、第108条第4項】	●職業に必要な能力を育成する（ほか） 【学校教育法第124条】
教員職業教育の特色	●幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ～職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的・実践的・分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色	●理論と実践を架橋する教育 ●産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置 【大学との違い】 ●実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等（長期の臨地実習を含む） ※ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下 【専門学校との違い】 ●理論にも裏付けられた実践力の育成 ●特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の修得 ※ 分野全般への対応、関連分野の展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養	●特定職種の実務に直接必要となる知識・技能の育成による ※ 豊富な実習等による即戦力の育成に強み
教員組織	研究者教員が中心	●実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※ 経験教員数の4割以上は実務家教員（研究能力を併せ有する教員を含む） ●理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置	●実務に関する知識・技能を有する教員が中心
年修業	大学：4年 短大：2年又は3年	専門職大学：4年（前期・後期の区別も可） 専門職短大：2年又は3年	1年以上 ※ 2年制・3年制が中心
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	学位を授与【学士（専門職）、短期大学士（専門職）】	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の保証	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（学問重視） ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価（機関別評価）	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（実践的な職業教育重視） ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価（機関別評価及び分野別評価）	●より自由度の高い設置基準 ●都道府県による設置認可 ●学校による自己評価（義務） ●学校関係者評価（努力義務） ●学校運営の状況に関する情報提供
入学者選抜	●学力の3要素を踏まえて、入学者志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定	●入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化 ●多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化 ※ 実践的な職業教育推進の観点から、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な資質を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面的に評価	●個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施

以上のように、専修学校は制度的にはその内部に3つの課程類型を含み、また外部には大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学、さらには高等専門学校という、多数の、より厳密に制度化された学校種が並び立つ中で、それらに吸収されきることなく特殊な位置づけにあり続けている教育機関であると言える。

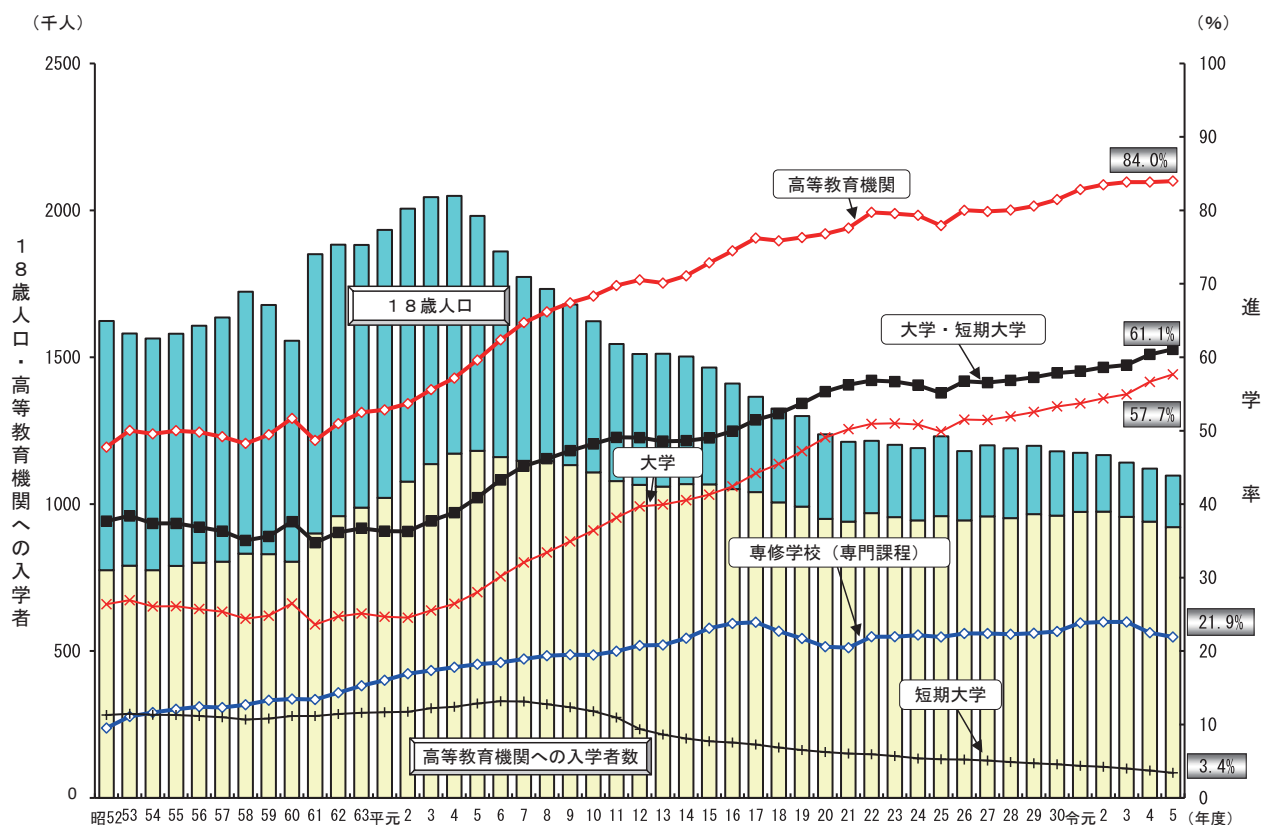
これら、中等後の諸教育機関の中で、4年に満たない(多くは高卒後2年間の)教育を提供する機関、すなわち短期大学・専門職短期大学・高等専門学校および専門学校は、国際的に使用されるカテゴリーとしては短期高等教育プログラムと総称される。OECDによれば、日本では高等教育に初めて進学する入学者の35%がこのレベルの教育を選択しており、OECD平均の19%と比べて大きな割合を占めている⁽³⁾。この短期高等教育プログラムの中で、専門学校は近年にいたるまで存在感を維持している。そのニーズの背景について、次節では国内の教育統計

を用いて特に性別と地域に焦点を当ててより詳しく検討し、続く第3節では、専門学校の教育内容、進路意識および卒業後の労働市場内での位置づけについての研究成果を検討する。それらをふまえ、最後の第4節では、日本の教育訓練・スキル形成において専門学校がもつ意味について議論する。

2. 専門学校の現状

図2は、高等教育機関への入学状況の推移を示している。

少子化により18歳人口が減少を遂げる中で、1990年代以降、大学進学率は上昇を続け、2023年時点で57.7%に達している。それとは裏腹に短期大学への進学率は低下しており、同時点で3.4%にすぎなくなっている。そうした状況下で、専門学校への進学率は堅調に2割強で推移しており、若年人口そのものの減少による生徒数・学校数の漸減は生じているものの、大学進学率の増加からは今のところ顕



(注) 1 18歳人口とは3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数をいう。
 2 高等教育機関入学者とは、大学学部・短期大学本科入学者(過年度高卒者等含む)、高等専門学校第4学年在学者、専修学校(専門課程)入学者である。また、それぞれの進学率は入学者を3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者で除した比率である。

図2 高等教育機関への入学状況(過年度高卒者等を含む)の推移

資料出所: 学校基本調査(年次統計)

表2 設置者別・学科別・性別 生徒数 (2023年度)

		設置者計			国立			公立			私立		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	計	607951	262418	345533	243	81	162	21844	4722	17122	585864	257615	328249
工業関係	計	97122	80906	16216	—	—	—	216	81	135	96906	80825	16081
	測量	458	427	31	—	—	—	—	—	—	458	427	31
	土木・建築	14228	10501	3727	—	—	—	—	—	—	14228	10501	3727
	電気・電子	2075	1891	184	—	—	—	—	—	—	2075	1891	184
	無線・通信	457	315	142	—	—	—	—	—	—	457	315	142
	自動車整備	17063	16483	580	—	—	—	—	—	—	17063	16483	580
	機械	943	902	41	—	—	—	—	—	—	943	902	41
	電子計算機	4170	3679	491	—	—	—	—	—	—	4170	3679	491
	情報処理	36565	30901	5664	—	—	—	76	51	25	36489	30850	5639
	その他	21163	15807	5356	—	—	—	140	30	110	21023	15777	5246
農業関係	計	4834	3342	1492	—	—	—	3299	2479	820	1535	863	672
	農業	3167	2274	893	—	—	—	2498	1889	609	669	385	284
	園芸	643	383	260	—	—	—	381	258	123	262	125	137
	その他	1024	685	339	—	—	—	420	332	88	604	353	251
医療関係	計	179890	51247	128643	243	81	162	17492	1975	15517	162155	49191	112964
	看護	83423	11377	72046	36	5	31	16480	1911	14569	66907	9461	57446
	准看護	5906	1222	4684	—	—	—	153	29	124	5753	1193	4560
	歯科衛生	20175	89	20086	—	—	—	573	2	571	19602	87	19515
	歯科技工	1533	739	794	30	13	17	36	12	24	1467	714	753
	臨床検査	2978	1021	1957	—	—	—	51	7	44	2927	1014	1913
	診療放射線	3090	1706	1384	—	—	—	—	—	—	3090	1706	1384
	はり・きゅう・あんま	9977	4927	5050	61	43	18	14	9	5	9902	4875	5027
	柔道整復	10275	7580	2695	—	—	—	—	—	—	10275	7580	2695
	理学・作業療法	31390	17260	14130	—	—	—	—	—	—	31390	17260	14130
	その他	11143	5326	5817	116	20	96	185	5	180	10842	5301	5541
衛生関係	計	76962	20790	56172	—	—	—	31	16	15	76931	20774	56157
	栄養	4821	939	3882	—	—	—	—	—	—	4821	939	3882
	調理	15133	8766	6367	—	—	—	31	16	15	15102	8750	6352
	理容	1801	1167	634	—	—	—	—	—	—	1801	1167	634
	美容	38354	7616	30738	—	—	—	—	—	—	38354	7616	30738
	製菓・製パン	10621	2124	8497	—	—	—	—	—	—	10621	2124	8497
	その他	6232	178	6054	—	—	—	—	—	—	6232	178	6054
教育・社会福祉関係	計	30148	7480	22668	—	—	—	285	46	239	29863	7434	22429
	保育士養成	12577	1824	10753	—	—	—	177	13	164	12400	1811	10589
	教員養成	4706	793	3913	—	—	—	—	—	—	4706	793	3913
	介護福祉	9395	3535	5860	—	—	—	108	33	75	9287	3502	5785
	社会福祉	2528	951	1577	—	—	—	—	—	—	2528	951	1577
	その他	942	377	565	—	—	—	—	—	—	942	377	565
商業実務関係	計	59252	25341	33911	—	—	—	176	64	112	59076	25277	33799
	商業	12130	6414	5716	—	—	—	—	—	—	12130	6414	5716
	経理・簿記	8293	4527	3766	—	—	—	176	64	112	8117	4463	3654
	タイピスト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	秘書	293	30	263	—	—	—	—	—	—	293	30	263
	経営	2551	1386	1165	—	—	—	—	—	—	2551	1386	1165
	旅行	9533	3327	6206	—	—	—	—	—	—	9533	3327	6206
	情報	8810	5930	2880	—	—	—	—	—	—	8810	5930	2880
	ビジネス	11980	1300	10680	—	—	—	—	—	—	11980	1300	10680
	その他	5662	2427	3235	—	—	—	—	—	—	5662	2427	3235
服飾・家政関係	計	15737	4641	11096	—	—	—	114	1	113	15623	4640	10983
	家政	421	114	307	—	—	—	100	—	100	321	114	207
	家庭	953	543	410	—	—	—	—	—	—	953	543	410
	和洋裁	12141	3189	8952	—	—	—	14	1	13	12127	3188	8939
	料理	2	1	1	—	—	—	—	—	—	2	1	1
	編物・手芸	15	—	15	—	—	—	—	—	—	15	—	15
	ファッションビジネス	1993	777	1216	—	—	—	—	—	—	1993	777	1216
	その他	212	17	195	—	—	—	—	—	—	212	17	195
文化・教養関係	計	144006	68671	75335	—	—	—	231	60	171	143775	68611	75164
	音楽	13335	5130	8205	—	—	—	—	—	—	13335	5130	8205
	美術	4055	1528	2527	—	—	—	41	10	31	4014	1518	2496
	デザイン	25101	10559	14542	—	—	—	126	25	101	24975	10534	14441
	茶華道	23	10	13	—	—	—	—	—	—	23	10	13
	外国語	5893	1867	4026	—	—	—	64	25	39	5829	1842	3987
	演劇・映画	5566	2279	3287	—	—	—	—	—	—	5566	2279	3287
	写真	853	403	450	—	—	—	—	—	—	853	403	450
	通訳・ガイド	1534	418	1116	—	—	—	—	—	—	1534	418	1116
	受験・補修	17760	12923	4837	—	—	—	—	—	—	17760	12923	4837
	動物	17561	3481	14080	—	—	—	—	—	—	17561	3481	14080
	法律行政	13942	10056	3886	—	—	—	—	—	—	13942	10056	3886
	スポーツ	9039	6776	2263	—	—	—	—	—	—	9039	6776	2263
	その他	29344	13241	16103	—	—	—	—	—	—	29344	13241	16103

資料出所：学校基本調査（2023年）

著な打撃を受けていないように見える。

このような専門学校の教育需要は、どのような分野や生徒層から構成されているのか。2023年時点における専門学校の生徒数を、設置者別・学科別・性別に示したものが表2である。「設置者計」の列において、生徒数が1万人を超えるセルは網掛けをしてある。

専門学校の生徒全体の中で男性は26万2千人、女性は34万5千人と、女性の方が多くを占める。分野別にみると、いくつかの分野では性別による偏りが明確に見られる。男性の場合、最も生徒数が多いのは「工業関係」であり、次いで「文化・教養関係」、「医療関係」の順となっているが、女性の場合は生徒数が最大であるのは「医療関係」であり、それに続いて「文化・教養関係」、「衛生関係」の順となっている。「医療関係」では女性が男性の倍以上の生徒数となっており、その多くを「看護」および「歯科衛生」が占めている。「衛生関係」でも女性が男性の倍以上を占め、その内部では「美容」のボリュームが大きい。「教育・社会福祉関係」も女性が男性の倍以上であり、その中で生徒数が多いのは「保育士養成」である。他方で、「文化・教養関係」や「商業実務関係」では男女の生徒数の差は大きくなく、その内部の学科で見ても必ずしも男女差は大きくないが、「デザイン」「動物」「ビジネス」などでは女性の生徒数が男性を上回っている。逆に「法律行政」では男性が多い。

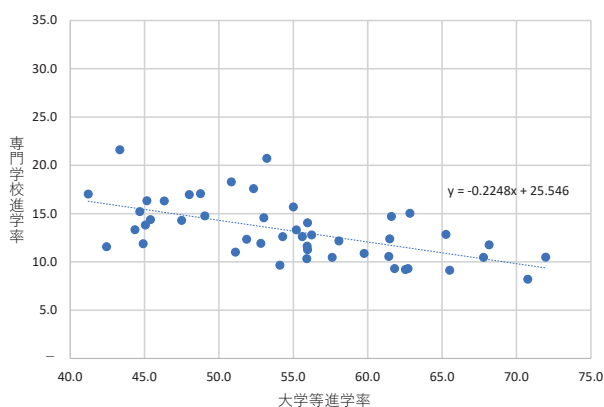
こうした性別・学科別の生徒数からは、専門学校

は多岐にわたる職業のスキル形成に重要な役割を果たしていること、そして特に女性に関して、看護、歯科衛生、保育といった、「女性職」と呼ばれる専門職へのルートという意味を専門学校が持っていることが確認される。

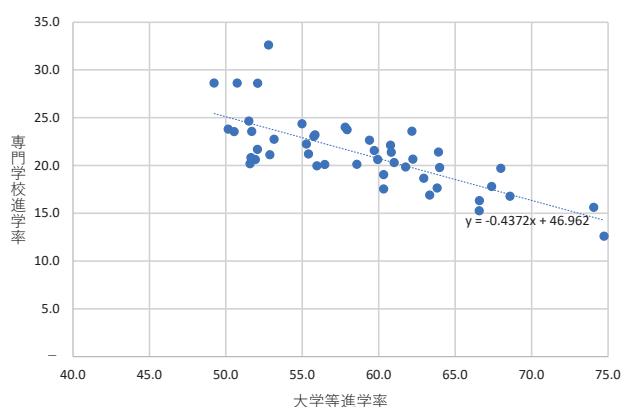
続いて、性別に加えて地域という要素を視野に入れて、専門学校の位置づけを大学等との対比のもとに検討する。図3は、新規高卒者の大学・短大進学率を横軸に、専門学校進学率を縦軸にとり、都道府県を散布図に描いたものである。

図3からは、高卒後の進路の地域差が、男女間で異なる形で生じていることが読み取れる。女性の方が男性よりも大学等進学率（横軸）の右方に分布が寄っているのは、短大への進学者が女性では男性よりも多いこと、また新規高卒者内の就職者比率は男性17%、女性10%と、男性の方が多いことを反映している。これらの影響もあり、男性では、大学等進学率の格差が大きく（最大値：72.0% [京都府]、最小値：41.2% [鹿児島県]）、専門学校進学率の開きは女子と比べて相対的に小さい（最大値：21.6% [沖縄県]、最小値：8.2% [東京都]）のに対し、女性では逆に大学等進学率の格差は男性と比べてやや小さく（最大値：74.7% [東京都]、最小値：49.2% [沖縄県]）、専門学校進学率の開きはより大きい（最大値：32.6% [新潟県]、最小値：12.6% [東京都]）。

その結果、散布図内の回帰直線の傾きは、男性で-0.2248、女性で-0.4372と、女性の方が大学等進学率と専門学校進学率との負の相関が大きくなってお



(男性)



(女性)

図3 性別・都道府県別 新規高卒者の大学等進学率と専門学校進学率の関係

資料出所：学校基本調査（2023年）

り、これは大学等と専門学校との代替性が強いことを意味している。ここには、専門学校内で女性の生徒数が多い前述の諸分野の中に、大学・短大でも同じ職業資格が取得できる分野がかなり含まれていることが関係していると考えられる。逆に、男性は各都道府県の大学等進学率と専門学校進学率との負の相関はより小さく、地域の大学等進学率にかかわらず、(女子よりも少ないが)一定割合の専門学校進学者が存在する、すなわち両進学先の間すみわけが明確であると言える。

専門学校進学率が高い県のリスト(表3)によれば、首都圏に含まれる千葉県を例外として、九州、山陰、東北、北関東など、いわゆる地方県において男女とも専門学校進学率が高く、これら、多くは人口減少に悩む地方において、地域内のエッセンシャルワーク人材育成にとって専門学校が有力な高卒後進路となっていることがわかる。

続いて表4には、高校の卒業学科別に、新規高卒者の大学等進学率・専門学校進学率・就職率を示した。日本の高校においては普通科が占める割合が高く、その普通科では男女とも大学等進学率が約7割に達しており、専門学校への進学率は1割台、就職率は1割未満となっている。他方で、専門学科の中

で農業、商業、家庭、情報、福祉といった学科、そして総合学科からは、男子で2割以上、女子で3割以上の卒業者が専門学校に進学している。普通科の卒業者が多いため、率としては低くとも実人数としては普通科から専門学校に進学する者は専門学校側から見たボリュームとしては大きい。高校側から見れば、学科によって専門学校の進路先としての位置づけは相当に異なっていると言える。

専門学科から専門学校への進学が多い背景は、高校進学時に専門学科を選択した者は実学志向が強いこと、高校で学んだ分野をさらに学習したり転換したりするニーズをもつこと、そして普通科目の比重が限定される専門学科は大学等への進学可能性に制約があるため、入学者選考における普通科目の学力という要素の比重が相対的に低い専門学校への入学がより容易であることなどが想定される。前述の都道府県別の専門学校進学率の相違には、各都道府県内の高校の学科構成が影響していることも考えられる。

以上のように、専門学校は主に地方の大学等進学率が相対的に低い地域において、特に高校専門学科の卒業生にとっては進学先として重要な位置づけを得ており、男子は工業および医療、女子は医療・保育・美容といった、地域の生活を支える担い手を育

表3 性別 専門学校進学率上位県

	男			女			
	新規高卒者数	大学等進学率	専門学校進学率	新規高卒者数	大学等進学率	専門学校進学率	
沖縄県	6832	43.3	21.6	新潟県	8008	52.8	32.6
新潟県	8465	53.2	20.7	沖縄県	6796	49.2	28.6
長野県	8641	50.8	18.3	北海道	18064	50.7	28.6
北海道	18311	52.3	17.6	島根県	2688	52.1	28.6
大分県	4716	48.8	17.1	山形県	4252	51.5	24.6
鹿児島県	6708	41.2	17.0	鳥取県	2315	55.0	24.4
島根県	2824	48.0	17.0	栃木県	7642	57.8	24.0
熊本県	7261	45.2	16.3	秋田県	3407	50.2	23.8
山形県	4515	46.3	16.3	長野県	8116	57.9	23.7
群馬県	8041	55.0	15.7	千葉県	22417	62.2	23.6
岩手県	4872	44.7	15.2	鹿児島県	6620	51.7	23.6
千葉県	23403	62.8	15.0	岩手県	4732	50.5	23.5
鳥取県	2275	49.1	14.8	大分県	4427	55.8	23.2
山梨県	3862	61.6	14.7	茨城県	11294	55.8	23.1
愛媛県	5115	53.0	14.6	熊本県	6746	53.2	22.7
宮崎県	4702	45.4	14.4	群馬県	7500	59.4	22.6
福島県	7418	47.5	14.3	宮城県	8680	55.3	22.2
福岡県	19703	56.0	14.1	山梨県	3406	60.8	22.1

資料出所：学校基本調査(2023年)

表4 性別・高校学科別 卒業者の進路

	男				女			
	卒業者計	大学等 進学率	専修学校 (専門課程) 進学率	卒業者に占める 就職者の割合	卒業者計	大学等 進学率	専修学校 (専門課程) 進学率	卒業者に占める 就職者の割合
計	487228	59.4	12.4	17.7	474781	62.1	20.1	10.6
普通 普通	349946	70.7	10.5	7.2	356800	69.8	17.6	5.4
普通 学際領域	18	44.4	27.8	27.8	49	12.2	49.0	30.6
普通 地域社会	2	100.0	—	—	22	18.2	50.0	27.3
普通 その他	8	—	25.0	62.5	55	30.9	32.7	30.9
専門 農業	11885	16.2	23.9	52.9	11077	18.3	33.9	41.1
専門 工業	62216	16.9	14.1	63.7	8392	22.3	22.8	47.9
専門 商業	21218	39.9	24.1	30.5	34344	28.0	31.4	35.6
専門 水産	1905	21.3	11.4	59.7	594	14.5	22.9	56.2
専門 家庭	1699	17.7	21.4	54.1	9651	31.0	35.0	28.0
専門 看護	252	80.2	12.3	5.2	4026	89.9	6.5	1.3
専門 情報	587	44.0	28.3	16.5	285	34.0	32.3	20.7
専門 福祉	508	18.9	28.5	46.7	1785	23.0	31.5	40.0
専門 その他	15124	72.8	6.7	4.6	18291	74.5	10.2	3.7
総合学科 総合学科	21860	40.7	23.5	26.4	29410	38.6	33.9	19.1

資料出所：学校基本調査（2023年）

成する機関という役割を日本社会で果たしており、そうした需要が専門学校への入学者の堅調な推移を支えている。ただし、女性比率が高い専門職の養成は大学等へと比重を移していることから、現状では生徒の中で女性が多くを占めている専門学校について、将来的に大学進学への移行が生じてゆく可能性もある。

3. 専門学校の教育内容・進路意識・労働市場

前節では政府の教育統計を用いて、学科・性別・地域という観点から、専門学校の基本的な状況を検討した。本節では、専門学校の教育内容、進路意識および卒業者の労働市場内での位置づけに関する社会科学的な既存研究や独自分析に依拠することにより、日本社会における専門学校の位置づけについてさらに掘り下げる。

3.1 専門学校における職業教育

専門学校の教育に関する研究として筆頭に挙げられるべきは、植上一希による、教員、学生、卒業生に対する丹念な聞き取り調査に基づく研究である(植上 2011)⁽⁴⁾。

植上は、これまでの専修学校に対するイメージは、①「即戦力」養成の機関であり、②専門学校に

進学する者は大学の「代替」として進学しており、③その教育の意義は「就労」に役立つかどうかという観点からのみ議論されがちであったとし、そうしたステレオタイプの見方だけでは専門学校の実像を捉え難いとする。

それらに代えて植上は、専門学校の果たす機能を「職業教育」だけでなく「青年期教育」として捉え直し、また多岐にわたる専門学校教育を「資格分野」と「非資格分野」に大別して、その内実を把握しようとしている。

研究の知見を集約した部分を以下に引用しよう。「専門学校は全体的に就業前教育としての限界をもち、また、「就労を目的としている」とみなされがちな資格教育分野も、養成施設指定制度に強く規定されているために「即戦力」の養成は困難であると認識されている。では、彼らが重視するのは何か。それは、キャリア形成の土台となる能力の養成であり、その際、学生の多くが青年であることもふまえて人間形成的側面の養成も重視しているのである。

一方、専門学校生の側はどうか。進学に際して青年たちは、自らの資源と向き合い活用しながら専門学校というキャリアルート・専門学校教育に接近している。そのプロセスを経て、手段的にも目的的にも積極的かつ具体的なものとして専門学校教育に対

専修学校の職業教育の社会的位置づけについて

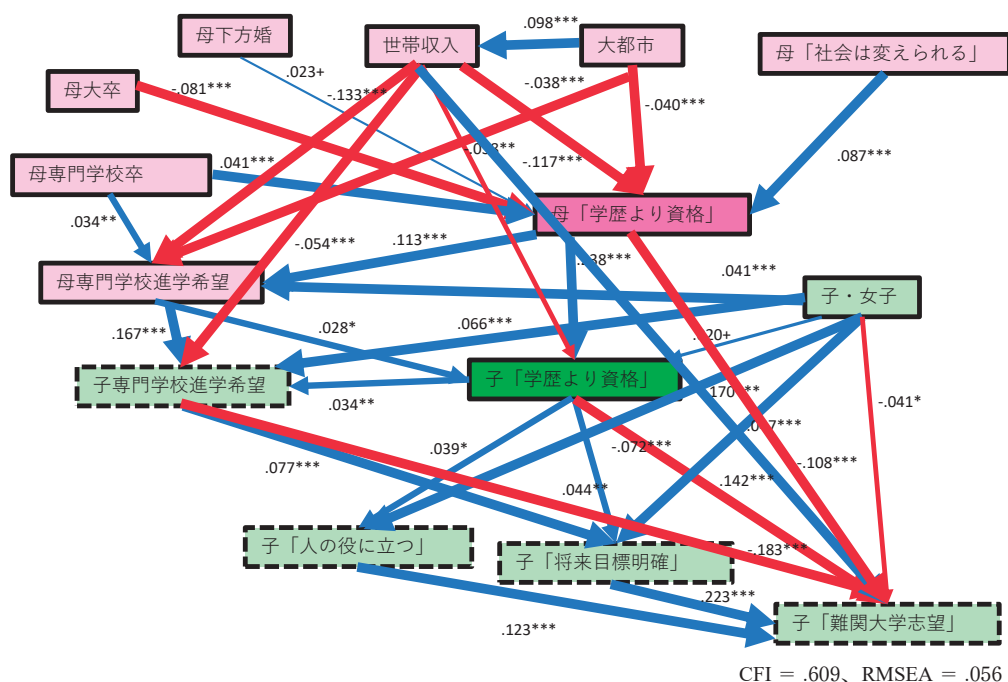


図5 保護者の教育意識と子どもの進路意識との関連（「親子パネル調査」）

校進学を期待するか、子の進路意識などの間の複雑な連関を、構造方程式モデリング（Structural equation modelling: SEM）という手法を用いて分析したものである。薄赤色の変数は母の変数、緑色の変数は子の変数、青色の矢印は正の関連、赤色の矢印は負の関連を示す。

図4では母子の「手に職志向」および母子の専門学校進学希望の間に、相互に正の連関が見られ、その連関は特に子どもが女子である場合に強い。母親の「手に職志向」は、女性の自立を支持する意識や政府への公教育費支出要求と正に関連しており、世帯収入とは負の関連がある。子の「手に職志向」は、学習の意義についての意識と正の連関があるが、専門学校志望であることは学習の意義との間に負の連関をもつ。

図5でも同様に、母子の「学歴より資格」意識および母子の専門学校進学希望との間に、相互に正の連関があり、母親自身が専門学校卒であること、母親が「社会は変えられる」という意識をもっていること、大都市以外に居住していることなどが、「学歴より資格」意識や子への専門学校進学希望に影響している。子の「学歴より資格」意識は「人の役に立ちたい」という意識や将来の目標の明確さと正の連関があり、後者は子の専門学校進学希望とも関連している。また当然ながら、子の専門学校進学希望は

難関大学志向と負の関連がある。

これら、図4・図5の分析が示唆しているのは、親子とも「手に職志向」や「学歴より資格」といった意識が専門学校という進路の選択と密接に関係しており、それは同時に地に足のついた将来展望やポジティブな社会観とも関係しているということである。ただ高い学歴を目指すような、大都市の高学歴層に見られるような意識傾向とは異なる生き方を選ぶ保護者や子どもにとって、専門学校が重要な意味をもっていることが確認される。

3.3 専門学校卒であることの労働市場での位置づけ

以上の3.1および3.2での検討からは、専門学校が職業に役立つスキルを身につけるという機能のみをもつものではないとはいえ、やはり資格取得や「手に職」をつけるということも期待されていることがうかがえる。

それでは、専門学校を卒業したことは、その後の職業キャリアにとって実際にどのような効用をもっているのか。この問いに関しては、多喜弘文による研究が参考になる（多喜 2023）。

多喜は、2017年度の就業構造基本調査の個票データを用いて、特に短期高等教育に含まれる教育機関の間の労働市場内での相違を分析している。基礎的な集計結果によれば、男性では専門学校卒と高卒と

の間に所得水準の相違が見られず、短大・高専卒や大卒よりも水準が低いのにに対し、女性では専門学校・短大・高専卒という短期高等教育の卒業者は高卒と比べて所得水準が高いことを指摘している（図6）。ただし女性でも、短期高等教育卒と大卒の間には明確な所得格差が存在する。また、職種については、女性では短大卒と比較して専門学校卒で「専門・管理」職に就く者の割合が大きいことも見出されている。

さらに、多変量解析の結果によれば、男性における上記の結果は、高専卒や大卒の就職先の企業規模が大きく、それは専門学校には当てはまらないことに起因していることが確認されている。また女性の場合は、特に専門学校卒が高卒に対してもつ所得上の優位性は主に職種に媒介されているのに対し、短大や高専卒はそれに加えて就業先の企業規模の効果も存在することが見出されている。

こうした分析に基づき、多喜は特に専門学校が女性の職業キャリアにとってもつ意味を、以下のように考察している。

「企業特殊な人的資本を評価する内部労働市場のもとでは、キャリアを中断されがちな女性は不利になりやすい（Estevez-Abe 2001=2007）。そのため、学力上の位置が一定程度評価される女性の短大卒であっても、そのメリットはOLとして期間限定のものにとどめられ、結婚を通じて配偶者の収入や家庭での子どもへの投資に変換されていく（Brinton1993, Hirao 2001）。このような文脈において、専門学校は

女性が個人単位の地位達成を目指すうえで一つのオルタナティブとなる。職業的技能や資格は、企業特殊な人的資本と異なり、性別によって分断された日本型雇用システムの文脈を回避する手段となりうるのである。」（114ページ）⁽⁵⁾

多喜が指摘するように、専門学校は、特に日本の労働市場内で不利な状態に置かれやすい女性に対して、企業を超えて通用する職業資格やスキルを得ることを通じて、一定の職業達成や所得を確保しうるルートとなっている。

しかし、図6が示すように、同一の学歴水準であったとしても女性の所得水準は男性と比べて低く、専門学校を含む短期高等教育の効果は女性において高卒よりはやや高い所得につながるにすぎない。社会学者の山口一男が指摘するように、日本における男女間賃金格差の一因は、女性が女性割合の大きいヒューマンサービス専門職に多く従事しており、それらの賃金水準が低いことにある（山口 2017）。第2節でみたように、専門学校はそうした職への典型的なルートとなっており、日本の顕著なジェンダーギャップを再生産する場の一つとして作動しているという見方もできる。

また男性にとって専門学校は、少なくとも所得という面では、高卒と比較して優位性をもたない。これは専門学校の責任というよりも、その卒業生を労働力として需要する産業界側の問題ではあるが、専門学校での学びが正当に評価されていないという現状に対して、専門学校としても、関連する職業団体

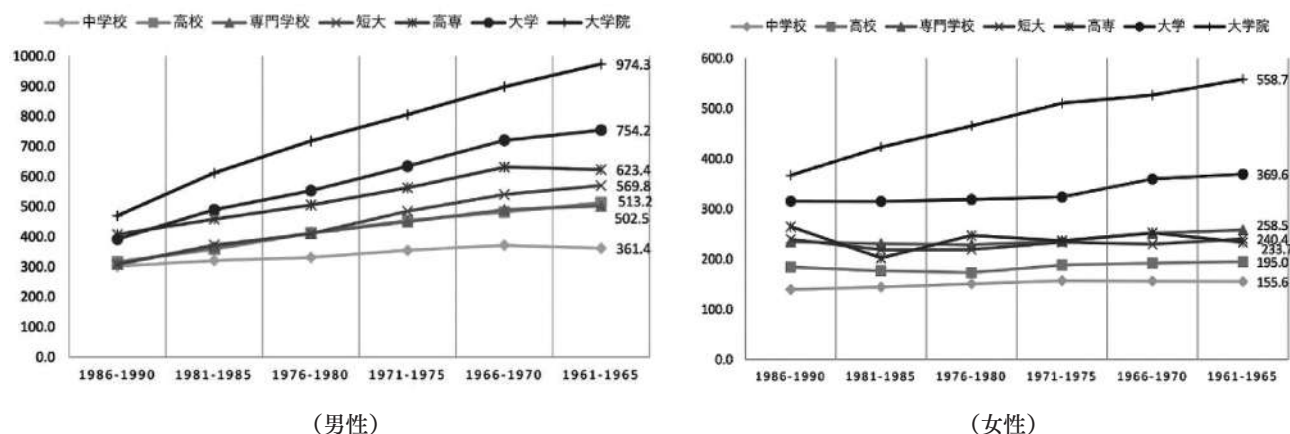


図6 出生コホートごとの学歴別平均個人収入

出典：多喜（2023）、図11・図12。

等との連携のもとに処遇向上の取り組みに関与することが求められている。

4. 日本の教育訓練システムにおいて専修学校がもつ意味

本稿の第1節で述べたように、日本では他の先進諸国と比較して短期高等教育プログラムが占める比重は相対的に大きく、その中でも専門学校は量的・質的に多様なニーズを満たす形でこれまで存続してきた。主に海外で展開されてきた、各国のスキル形成システムを類型化して捉える「資本主義の多様性 (Variety of capitalism)」論では、日本は企業内教育訓練による企業特殊のスキル形成に特化した類型と位置づけられているが(表5)、実際には専門学校を含む短期高等教育プログラムが、学力や学歴の獲得とは異なる価値基準をもつ層に対して、企業を超えて通用する職業スキルや資格、社会人としての育成を提供していると言える。前節で見たように、賃金水準など処遇やジェンダー面での偏りの点では改善の余地が大きいとはいえ、その多くは労働需要側の構造的問題に由来するものであり、その是正への取り組みの必要性は、専門学校の教育そのものの意義を否定するものではない。

こうした専門学校について、第1節で触れたこれまでの諸改革に加えて、新たな形での挺入れに関する議論が進められつつある。2024年1月24日に文科省内の「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」が公表した報告「実践的な職業教育機関としての 専修学校の教育の質保証・向上と

振興に向けて」⁽⁶⁾においては、専門学校に関して今後強化すべき点として、大学等との制度的整合性の向上、専攻科の設置、学び直しのニーズに応えるための社会人の受け入れの拡大、留学生の受け入れ態勢の整備、教員の経験や知識および研修の拡充、情報公開の促進、生徒への修学支援新制度の適用拡大などが挙げられている。

この報告をふまえ、本稿を執筆中である2024年4月時点において、第213回通常国会に学校教育法の改正法案が提出されている。その概要は、専修学校の学習時間に関する基準を大学等と同様に「単位数」で定めることを可能にすることにより大学への編入を促進すること、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には専攻科を設置できるようにすること、専修学校も大学と同等の項目により自己点検評価を義務付けることなどである⁽⁷⁾。

このように、政策的にも専門学校の機能強化に向けての動きが進められている。しかし、そうした方向を実現する上で、いくつかのハードルが存在することも直視しておく必要がある。ハードルの第一は、専門学校の多くが生徒数、教職員数などの点で小規模であり、増大する政策要求に対応するための組織運営能力に制約がある場合が少なくないことである。前掲の報告内でも、大学では一校当たりの平均学生数が約2,500人であるのに対し、専門学校は一校当たりの平均在籍者数は約150人であり、約7割の学校が生徒数200人以下であることが言及されている。

第二に、財政基盤の問題である。公益社団法人東

表5 「資本主義の多様性 (VoC)」論における先進諸国の4分類

		職業訓練に対する企業の関与	
		低い	高い
職業訓練に対する政府・行政の公的な関与	高い	国家主義的スキル形成システム (Statist skill formation system) 学校における職業教育を主とし、徒弟訓練も一部で実施。 【産業特殊のスキル】 ※スウェーデン、フランスなど	集産主義的スキル形成システム (Collective skill formation system) 学校と徒弟訓練のデュアルシステム。 【産業特殊のスキルと企業特殊のスキルのミックス】 ※ドイツ、デンマークなど
	低い	自由主義的スキル形成システム (Liberal skill formation system) 学校は普通教育中心で、一定の企業内教育訓練が実施され、徒弟訓練は少数。 【一般的スキル】 ※アメリカ、イギリスなど	分節主義的スキル形成システム (Segmentalist skill formation system) 企業内教育訓練 【企業特殊のスキル】 ※日本

資料出所：本田 (2019)。

京都専修学校各種学校協会による「専修学校財務状況調査」⁽⁸⁾によれば、2021年時点で専修学校の収入に占める自治体からの補助金の割合は約2.3%にすぎず、学生生徒等納付金が43%を占めている。一方、同協会による「令和5年度学生・生徒納付金調査結果」によれば、専門学校の初年度納付金（入学料、授業料、実習費、設備費、その他の合計）は平均で128万円であり、中には300万円を超える場合もある⁽⁹⁾。専門学校は相対的に家計状況が厳しい層の教育需要に応じてきたことを鑑みれば、公的な補助の拡大により、運営の安定化と生徒の負担軽減がいっそう図られる必要がある。

第三に、専門学校の機能強化や質保証、「一条龙」との接続などの要請と、それが日本社会で果たしてきた柔軟性とのバランスをどのようにとっていくかという、根本的な課題が存在する。

日本社会における、エッセンシャルワークを含むきわめて多様なスキルの育成にとって重要な役割を果たしつつ、これまで宙吊りにされてきた諸問題の結節点ともなっている専修学校に関して、いっそうの実情把握と社会的位置づけの向上に向けての取り組みが必要とされている。

注

- (1) 専修学校の全般的な解説としては文部科学省作成のパンフレット「専修学校：君たちがつくる未来のために」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/20220816-mxt_kouhou02-5.pdf)を参照。
- (2) 文部科学省作成資料 (https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_senmon01-000014069_02.pdf)。
- (3) OECD「Education at a Glance 2023 カントリーノート 日本」(<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/351fae78-ja.pdf?expires=1712845019&id=id&accname=guest&checksum=E54B649FE60592D18C71114D125D02CF>)
- (4) なお植上は、近年は専門学校教員のキャリアに関する調査研究を展開している。たとえば、植上他（2023）などを参照。

- (5) 引用文中で多喜が参照している文献の書誌情報は文献リストを参照。
- (6) https://www.mext.go.jp/content/20240220-mxt_syogai01-000034129_2-1.pdf
- (7) https://www.mext.go.jp/content/240301-mxt_hourei-000034282_1.pdf
- (8) <https://tsk.or.jp/image/pdf/ds/dw-toukeiR04no2c5.pdf?>
- (9) <https://kaiin.tsk.or.jp/statistics/231124/>

引用文献

- 植上一希、2011、『専門学校教育とキャリア形成 — 進学・学び・卒業後』大月書店。
- 植上一希・佐藤昭宏・丹田桂太、2023、「専門学校教員の参入前キャリアの検討：学歴・職歴に焦点を当てて」『福岡大学人文論叢』55（1）：1-28。
- 多喜弘文、2023、「日本における短期高等教育学歴と人的資本形成：就業構造基本調査を用いた短大・高専・専門学校の比較」『社会志林』69（4）：97-118。
- 本田由紀（2019）「職業スキル形成のガバナンスをめぐる多様性 — VoC 論から見た日本の課題」東京大学教育学部教育ガバナンス研究会編『グローバル化時代の教育改革：教育の質保証とガバナンス』東京大学出版会。
- 山口一男、2017、『働き方の男女不平等 — 理論と実証分析』日本経済新聞出版。
- Brinton, Mary C., 1993, *Women and the Economic Miracle: Gender and Work in Postwar Japan*, University of California Press.
- Estevez-Abe, Margarita, Torben Iversen and David Soskice, 2001, "Social Protection and the Formation of Skills: A Reinterpretation of the Welfare State," Peter A. Hall and David Soskice, eds., *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press. (= 遠山弘徳・我孫子誠男・山田鋭夫・宇仁宏幸・藤田菜々子訳, 2007, 「社会保護と技能形成 — 福祉国家の再解釈」『資本主義の多様性 — 比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版, 167-210.)
- Hirao, Keiko, 2001, "Mothers as the Best Teachers: Japanese motherhood and early childhood education," Mary C. Brinton ed., *Women's Working Lives in East Asia*, Stanford University Press, 180-203.

受付日：2024年5月8日

子どもの親化としてのヤングケアラーに関する尺度開発 および家族スタイルとの関連性に関する研究

— 東京保健医療専門職大学の作業療法学科・理学療法学科1年生における検討 —

小野寺 哲 夫 柳 澤 孝 主

東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部作業療法学科

A Study on Scale Development and its Relationship with Family Styles on Young Carers as Parentification in Children.

— Research on Students of Occupational Therapy and Physical Therapy at the Tokyo Professional University of Health Sciences —

Onodera Tetsuo Yanagisawa Takasyu

Department of Occupational Therapy, Faculty of Rehabilitation, Tokyo Professional University of Health Sciences

Abstract : This study is a family psychological research conducted on first-year medical college students regarding young carers who may take on the care responsibilities of adults and provide housework, family care, nursing care, and emotional support.

The subjects were 112 first-year students (mean age = 18.3) majoring in the Department of Occupational Therapy and Physical Therapy at Tokyo Professional University of Health Sciences. The questionnaire consisted of a face sheet and Family Style Scale, Relational Ethics Scale (RES), Child Parentification Scale, and Young Carer survey items.

The results of the statistical analysis showed that 15.3% of all participants answered that there was someone in their family to care for them, but only 3% were identified as true young carers. In addition, a factor analysis of the Child Parentification Scale was conducted, and the correlation analysis was performed to examine the relationship between the four types of family styles and the degree of Young Carer. As a result, there was a significant positive correlation between the autocratic and anarchic family styles and the degree of Young Carer.

Key Words : Young Carer, Parentification, Contextual Therapy, Relational Ethics, Family System=SALAD Model

抄録 : 本研究は、現代日本における家族の世帯構造の変化やひとり親家庭の増加による家族における介護力低下などに伴い、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っているヤングケアラー（Young Carer：以下 YC）について、医療系大学1年生を対象に行われた家族心理学的研究である。

調査対象は、東京保健医療専門職大学の作業療法・理学療法学科1年生112名（平均年齢 =18.3）、質問紙の構成は、フェイスシートと家族スタイル尺度、対人倫理感尺度、子どもの親化尺度、YC 実態調査項目であった。分析の結果、家族内にケアする人が「いる」と回答したのは全体の15.3%であったが、YC と認められたのは3%であった。加えて、子どもの親化尺度の因子分析、および4種類の家族スタイルと YC との関連性についても検討した結果、独裁的および放任的家族スタイルと YC には有意な正の相関が認められた。

キーワード : ヤングケアラー、親化、文脈療法、対人倫理感、家族システム =SALAD モデル

1. はじめに

(1) YC の定義と研究動向について

近年、家族の介護を担っている子どもや若者、すなわちヤングケアラー（Young Carer、以下 YC と略す）の存在が問題視されてきた¹³⁾。その背景には、世帯構造の変化やひとり親家族の増加による家族介護力の低下、家族介護が必要になったとき、ケア役割を子どもが担うことで、かろうじて家族機能を維持しているという状況があると考えられる⁶⁾。

しかし、YC の問題は、E. H. エリクソン (Erik H. Erikson) の発達段階論に照らしても、子どもは発達途上の存在であり、子どもの健全な成長・発達、教育への負の影響だけでなく、本来守られるべき子どもの権利の侵害という視点からも危惧される。

YC の定義については、国や立場の違いによって異なるが、2010年に結成された一般社団法人日本ケアラー連盟によると、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」とされている¹³⁾。また、YC 研究の端緒となったイギリスのソール・ベッカー (Saul Becker) の著書の中では、「慢性的な病気や障害、精神的な問題などを抱える家族のケアをしている18歳未満の子どもや若者」とされている¹³⁾。したがって、YC を「18歳未満の子ども」としている立場が多い。

しかし一方で、YC におけるケア役割は、18歳の誕生日を過ぎたらそこで終わるわけではなく、20代、30代、40代…と、ケアラー役割はケア対象が生存している限り永続していくものであるがゆえに、本来は YC からオールド・ケアラー (OC) まで存在しているはずである。そのような事情を勘案し、オーストラリアでは YC を25歳未満と定義している。

一方、日本では、ヤングケアラーは、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった背景から生じ、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に（悪）影響があるといった課題があるがゆえに、彼らの心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につ

なげる取組が求められているとした。そこで、日本では、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、支援プロジェクトチームを立ち上げ、検討を重ねた結果、令和3年に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」をとりまとめている。同報告の中で、厚生労働省・文部科学省として取り組むべき施策について、①早期発見・把握、②支援の推進、③社会的認知度の向上の3点を挙げた。

学術分野における YC 研究も増えてきており、その動向に関しては青山²⁾や河本⁸⁾に詳しい。青山は2021年までに様々な主体によって実施されてきた YC 実態調査の知見を手際よく整理し報告している。

また、論文の最後では、YC は「相談する人がいない」など孤立傾向が認められることから、地域のソーシャルキャピタル（社会的信頼、互酬性の規範、社会的ネットワーク）を活用した支援というものを提案している。河本は、YC 先行研究をデータベース検索を基に文献を抽出し、精読し、内容を検討し、最終的に要約表にまとめている。具体的には、2005年から2019年までの期間における YC に関する代表的な論文14本について、背景、目的、方法、結果、考察、強み・弱み、引用、そして限界までを整理している。河本は、2000年から2019年までの期間を5つに分類し、各々の時期における YC 研究の特徴や内容について検討しており、とても参考になる。

膨大な文献レビューの最後で河本は、YC の研究はまだはじまったばかりであり、未着手の部分が多いと指摘した上で、支援においては、YC 本人だけではなく、その家族を支援する必要があるとし、「家族全体を考えるアプローチ」の重要性を指摘した。次節では、家族療法、家族心理学の観点からの50年以上に渡る YC 研究について言及する。

(2) 家族療法・家族心理学における YC 研究について

① YC を意味する家族心理学的概念について

前節まで YC という概念に関するイギリスの研究が初めて紹介された2000年から徐々に社会的に認知され始め、教育、医療、福祉等の分野における専

表1 ヤングケアラーを意味するか関連のある臨床／家族心理学分野の専門用語リスト^{※1}

YC を意味する用語	提唱者	説明
1 親化 (parentification), 親化された子ども (parentified child)	(Boszormenyi-Nagy & Spark, 1973; Boszormenyi-Nagy & Krasner, 1986; Jurkovic, 1997)	一般的に、家族における親化は機能的および/または感情的役割逆転 (emotional role reversal) を伴うと考えられており、親の後方支援的 (logistical) または感情的ニーズに対応しケアするために、子どもは注意、慰め、指導のために、自分自身のニーズを犠牲にする。子どもは親を必要としているので、親が必要としていることにすぐに反応するようになる。
2 親的子ども (parental child)	(Minuchin, 1974; Minuchin & Fishman, 1981)	家族の均衡を保つため、1人または複数の子どもが執行能力を発揮している。
3 家族治療者 (Family Healer)	(Ackerman, 1966)	家庭内のピースメーカー (平和をもたらそうとする人)、仲裁者、または保護者として行動する子どもの別の用語である。
4 家族負担の担い手 (Family Burden Bearer)	(Brody & Spark, 1966)	これは、家族の中で病気がちな親の責任を引き受け、兄弟姉妹を保護する役割を担い、家族全体の役割を担っている可能性が高い。
5 過剰機能 (Over-functioning)	(Bowen, 1978; (Kerr & Bowen, 1988))	ボーエンとその共同研究者は、関係システムにおける相補的な機能的位置について説明した。関係システムでは、一方のメンバーが過剰機能すると他方は過小機能する。この構造は親と子の間にも存在し、機能的分化 (functional differentiation) の中心部分であるそれぞれのメンバーの「偽の自己 (pseudo-self)」の交換によって支えられている。
6 家族の英雄 (Family Hero)	(Wegscheider - Cruse, 1985, 1990)	ウェークシャイダー・クルーズ (1985, 1990) はアルコール依存症家族における子供の様々な役割を分類している。例えば、家族の英雄は長子であることが多く、親としての責任を背負い、学校では成績優秀で、擬似的に成熟し、支配的で、承認を求め、強迫的な傾向がみられる。

※1 Jurkovic, G. J. (1997)⁶⁾ においては、YC に関連した30種類の概念が記述されているが、中でも家族心理学文献で頻出する6用語を厳選して示した。

門職や研究者によって問題化されるまでについて概観してきた⁸⁾が、家族療法・家族心理学の領域においては、50年以上前から研究されていたということ、まず初めに指摘しておかなければならない。ただ、当時は Young Carer という用語ではなく、表1に示すように、家族療法・臨床／家族心理学分野においては様々な用語で表現されてきた⁷⁾。

表1より、YC を含意するか関連のある用語が多数存在してきたことがわかる。中でも、親化 (parentification)、親化された子ども (parentified child)、親的子ども (parental child) という概念については、1970年代頃からボスゾルメニイ＝ナージ (Boszormenyi-Nagy) や ミニューチン (Salvador Minuchin: 家族療法の構造派の創始者) などの家族療法家たちによって、頻繁に言及され、臨床的に研究されてきた⁴⁾⁷⁾。

(3) ボスゾルメニイ＝ナージの文脈療法について

本研究の最も理論的ベースになっているのは、ボスゾルメニイ＝ナージの文脈療法 (Contextual Therapy) アプローチである。文脈療法は、代表的家

族療法理論³⁾⁷⁾のうちの一つで、その特徴は、①家族を一つのシステム (System) として捉えるシステム理論であり、②ボーエン家族システムズ理論と同様、多世代家族理論であり、これが最も重要なのであるが、③家族や夫婦におけるギブ・アンド・テイクの相互作用におけるバランス＝公平性 (Fairness) を重視し、相手に与える量 (ギブ) と相手から受け取る量 (テイク) のバランスがほぼ均衡しているならば、倫理的に公正であるとする対人倫理感 (relational ethics) という概念を導入しているところである。

心理療法／家族療法において対人関係における倫理的側面を理論に正式に組み込んでいるのは、ナージの文脈療法だけである。ただ2つの理由で、文脈療法は家族療法／家族心理学者から敬遠されてきた。

1つは、文脈療法は非常に難解であることである。文脈療法は、通常の家系療法理論とは異なり、理論的射程が超領域的であまりに広く、理論的説明において使用されている専門用語が難解なので、多くの専門家が忌避してしまうのである。

2つは、家族システム理論であるにもかかわらず、過去志向であることである。家族療法は、過去の母子関係に症状の原因を還元する精神分析パラダイムからの決別を契機に誕生したアプローチであるから、標準的な家族療法では「過去」は扱わないのであるが、文脈療法では、現在の症状に対する過去数世代の影響を重視するのである³⁾。

(4) 親化について

親化 (parentification) 概念の誕生前の1967年、ミニニューチンによって親的子ども (parental child) という用語が導入され、親の責任を引き受ける子どもという概念が経済的階層や家族サイズという大きな文脈に位置づけられるようになった⁴⁾。

ミニニューチンによると、低所得層の家庭では、一家の主たる賃金労働者である親が不在の場合、年長の子どもの親の責任を引き受けることは珍しくなく、多くの実際的な目的にも役立ってきた。親的子どもに関するこの記述は、経済的および社会的条件に照らして、このような役割逆転の適応的機能を指摘することによって、この親的子どもという現象をある程度脱病理化した (de-pathologized) と言うことができる。

ミニニューチンは、親の責任が複数の兄弟姉妹によって共有されている場合、責任が子どもの能力を超えておらず、子どもが自分の与えたものに対して認められサポートを受けているならば、親的子ども役割は必ずしも問題ではないことを明らかにした。

しかし、親的子どもがこれらの責任を果たす上で大人からの十分なサポートを受けられず、家族内の大人と子ども間の世代間境界や権力構造が曖昧になりすぎた場合、このような役割逆転パターンは問題となるだろうと指摘した。

このような流れを受けて、1973年、ボスゾルメニイ＝ナージとスパーク (Boszormenyi-Nagy & Spark) は、「至る所で見られる、ほとんどの人間関係の重要な側面」を説明するために親化 (parentification) という用語を初めて使用し、この概念を、すべての重要な関係性に特徴的な互惠性 (reciprocity)、正義 (justice)、公平性 (fairness)、忠誠心 (loyalty) の力学を強調する「弁証法的関係理論 (dialectical relational theory)」の文脈に位置づけ

た⁴⁾。そして、ボスゾルメニイ＝ナージの親化の概念においては、関係性力学における「不可視の (invisible)」側面、すなわち彼らの言葉で言えば、「顕在的な役割付与と内面化された期待とコミットメントの特徴を持つ関係性のパターン」という新たな側面について記述したのである。親化の概念が組み込まれているボスゾルメニイ＝ナージらの弁証法的理論においては、個人的経験と関係的経験は不可分であり、個人的自己の発達には「他者」との関係性に依存すると弁証法的に仮定されている⁴⁾。

先述したように、ボスゾルメニイ＝ナージは、親化を、あらゆる関係性における構成要素であると広く定義した上で、親化は本質的に病的な現象ではないと主張した。実際、子どもの親化は、善意の意味では、おそらくすべての親に対する子どもの態度の一部であり、この肯定的な意味においては、親が感情的に疲弊するのを防ぐための試みでもあると思われる。

一方、不健全な親化は、互惠性、対称性、つまりギブ・アンド・テイクのバランスが親子間の交換において損なわれて、子どもの発達に悪影響を及ぼす場合に起こるとされる。このような病的親化 (pathological parentification) は、子どもの幼児化として現れることもあれば、親が子どもに対して、感情的 (表出的) ケアまたは道具的ケアといった形で未熟な過剰機能 (Over-functioning) を要求する役割として現れることもある。

ボスゾルメニイ＝ナージにおける親化の概念のもう一つの側面は、このような現象を3世代の文脈で見る必要性である³⁾。より簡単に言えば、親は、これらの「負債 (debts)」を解決するために子ども (または他の重要な関係) に頼ることによって、母親と父親との間の満たされていない関係の「台帳のバランス (balance the ledger)」を取ろうとすることがあるかもしれない。

喪失 (loss) と補償 (compensation) というテーマは、世代内および世代間の親化の行動を追跡するための道筋を提供するのである。ここでも、ボスゾルメニイ＝ナージの理論的焦点は、親の必要性 (多くは両親との関係によって満たされていない) のために搾取される対象として、親化された子どもの逆説的な状況を強調し、同時に、子どもは様々な役割に

において表されるような義務のために喜んで協力し、自発的に協力するということを強調したのである⁷⁾。

(5) 親化尺度について

以上、親化について概説してきたわけであるが、本研究では、親化概念を初めて使用し、この概念を理論的にも深めたボスゾルメニ＝ナージの文脈療法理論に基づいて、子どもの親化尺度の開発を試みる。

現在、日本においては、ナージの理論に基づいた子どもの親化測定尺度は存在しない。また、海外においても数が少ない。具体的には、親化質問票 (Parentification Questionnaire) (Jurkovic, G. J., 1997) と親化尺度 (Parentification Scale) (Mika, Bergner, & Baum, 1987) の2つがあるが、特に前者の親化質問票はユルコビッチによって開発された42項目の「当てはまる」「当てはまらない」という2件法からなる尺度で高く評価されている。後者の親化尺度は大学生を対象とした調査に基づいて開発された尺度であり、加えて倫理的側面に関する項目が含まれていないなどが指摘されている⁷⁾。いずれにしても、「ヤングケアラー尺度」といった流行りの名称ではなく、50年以上の歴史があるナージの文脈療法理論に基づいた日本語による子どもの親化を測定できる尺度開発が待たれていることは間違いない。

(6) 家族システム =SALAD モデルについて

小野寺¹²⁾によって考案された家族システム =SALAD モデル (以下、家族 SALAD モデルと表記) は、レヴィン (Kurt Lewin) らの研究グループによって行われた「アイオワ実験」という記念碑的研究を基礎としつつ、家族システムにおける、いわゆるシステム論的側面と政治的 (political) 側面を新しい角度から把握できる家族モデルである¹²⁾。

レヴィンらの研究では、民主制、独裁制、自由放任という3種類の社会風土におけるリーダーの行動と成員の反応を実験的に検討していた。レヴィンらの研究を要約すると、仕事量 (作業効率) は、独裁制が短期的には最も高かったが、長期的には民主制と大差はなかった。したがって、レヴィンは、作業の質、作業意欲、友好的な行動などを総合的に判断

した結果、民主制が最も効果的な体制であると結論したのである。

このような先行研究からインスピレーションを受けながらも、アダム・スミス (Adam Smith) やエドマンド・バーク (Edmund Burke)、特にフリードリッヒ・フォン・ハイエク (Friedrich August von Hayek) の哲学思想の知見が加わって誕生したのが、家族 SALAD モデルである。

ハイエクにとって、家族は自生的秩序 (Spontaneous Order) である。自生的秩序とは、「人間活動の結果ではあっても、人間の意図的設計の結果ではない」秩序を指す。つまり家族システムも、誰かによって人工的に設計されて出来たものでもなければ、ポストモダン論者のように、言語的に構築されたものでもなく、はたまた全くの自然状態から突然生まれ出てきたものでもなく、ある特定の社会の中における人間活動の長い歴史を通して意図せざる結果として徐々に成長・発展してきた制度である。

家族 SALAD モデルでは、先述のレヴィンらの民主制、独裁制、自由放任に、この「自生的秩序」を加えた4つの家族スタイルとして考案された。そして、4つの体制それぞれの頭文字を取って SALAD (サラダ) と名づけられた。(図1)

独裁的家族 A (autocracy)	自生的秩序的家族 S (Spontaneous order)
民主的家族 D (Democracy)	自由放任的家族 L A (Laissez-faire)

図1 家族システム =SALAD モデル (小野寺, 2015)

以下に4種類の家族システムについて説明する。家族 SALAD モデルの1つ目は、自生的秩序的 (Spontaneous Order) 家族である。これは4つの中で唯一、過去 (歴史や伝統、先祖など) や道徳/慣習とつながっている家族システムである。先述のように、家族は人間の設計によって人工的に作られたも

のではなく、長い歴史の中で、自生的に発展してきた秩序であり、したがって柳田民俗学がその本質を見事に記述したように、先祖に感謝し、先祖から継承した慣習を守り、家の永続、子孫繁栄を目指すのがこの家族システムである。

家族 SALAD モデルの 2 つ目は、独裁的 (Autocracy) 家族で、父親か母親どちらか一方が権力 = 主導権を握っていて、家族内で起こることの解釈 ≠ 意味づけから何をどうするか、までを完全に決定してしまっていて、従属的な家族成員は、制裁を恐れて権力者に反抗したり、自由に意見を表明できないような抑圧的な家族システムである。

家族 SALAD モデルの 3 つ目は、自由放任的 (Laissez-faire/Anarchy) 家族で、家族内に共有されているルールが全くなく、両親が子どもをほったらかしていたり、親が親としての役割をきちんと果たしていなかったり、家族全員がバラバラで、各々が好き勝手にやっているが、相手の意に反した行動を誰かが取ったときには、突然気まぐれに理不尽に怒りをぶつけたり、度を越した制裁を加えたりするような家族システムである。

家族 SALAD モデルの 4 つ目は、民主的 (Democracy) 家族で、家族のことは何でも、家族全員で自由に発言して、家族のルールなども含めて話し合いで決めていくような、平等でリベラルな家族システムである。

家族 SALAD モデルにおいては、自生的秩序的家族が、家族の永続性、凝集性、秩序性、世代継承性などの点において最も望ましい家族スタイルではないかと仮説されている¹²⁾。

(7) YC に関する家族心理学における先行研究について

YC の実態調査や YC についての事例研究の多くは、社会学¹³⁾ や社会福祉学^{6) 8)}、看護学²⁾、公衆衛生学¹⁶⁾ の専門家によってなされてきた。YC という社会現象は家族と切っても切れないにもかかわらず、家族心理学者による研究は相対的に少ないと言わざるを得ない。

そのような中でも、東北大学の奥山は、家族心理学の視点から YC における介護負担感に影響する要因についての研究を家族の関係性という視点から

行っている¹⁰⁾ ことに加えて、ヤングケアラー心理尺度の開発¹¹⁾ なども行っている。また内山ら¹⁵⁾ は、ヤングケアラー傾向のある青年の家族構造と抑うつ傾向について、家族心理学的研究を行っている。このような例外はあるにしても、その数は依然として少ない。

そこで、本研究の意義は、①家族心理学的研究であることに加えて、②上述の家族心理学者による家族心理学研究とは異なり、家族システム理論として 50 年以上の歴史があるボスゾルメニィ = ナージの文脈療法のパラダイムに基づいて行われること、そして③小野寺によって考案された家族 SALAD モデルに基づいて、家族スタイルと YC や子どもの親化との関連性についても実証的に検討されることである。

2. 目的

本研究の目的は、①医療系大学 1 年生における YC あるいは YC 傾向における実態を調べること、②子どもの親化を測定できる子どもの親化尺度を開発し、その信頼性と妥当性を検討すること、そして③ 4 種類の家族スタイルと YC、子どもの親化、および他の変数との関連性について検討することである。

3. 方法

調査対象者：東京保健医療専門職大学の OT (作業療法)・PT (理学療法) 学科 1 年生 112 名 (男子 53 名、女子 58 名、その他 1 名、 $M = 18.3$ 歳、 $SD = 0.52$)。

質問紙法：フェイスシート (年齢、性別、所属学科、家族構成)、家族 SALAD モデル尺度 (4 件法：56 項目)¹²⁾、対人倫理感尺度 (垂直：親子のような縦の対人関係を示す) (5 件法：12 項目)⁵⁾、子どもの親化尺度 (5 件法：20 項目) (小野寺、2022)、家族と自己のアイデンティティ融合尺度 (5 件法：1 項目)¹⁴⁾、YC 実態調査項目 (①中高生時代の通学状況、②遅刻・早退状況、③部活動、④学校生活状況、⑤家族内ケア対象の有無、⑥主なケア対象、⑦ケアの理由、⑧ケアを始めた年齢・終えた年齢、⑨ケアの頻度、⑩ケアの平均時間、⑪ケアによる生活への悪影響、⑫ケアの身体的・精神的負担)⁹⁾、中高生時代の心身健康状態 (0 ~ 100 点の自由記述：1 項目)、中高生時代の家族満足度尺度 (0 ~ 100 点の自

表2 記述統計量

	N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
家族システム =SALAD モデル					
自生的秩序的家族	112	10	38	25.47	6.43
独裁的家族	112	0	38	11.74	7.80
民主的家族	112	2	39	25.76	6.71
自由放任的家族	111	0	25	10.29	6.67
対人倫理感尺度（垂直） ^{※1}					
公正の恩恵因子	111	10	30	24.47	4.49
不公正因子	111	6	26	11.05	5.20
子どもの親化 (parentification) 尺度	110	17	66	30.12	11.43
中高生時代の心身の健康状態	108	0	100	74.16	19.72
中高生時代の家族満足度	108	0	100	82.59	20.91
中高生時代の人生満足度	108	0	100	77.32	20.10
中高生時代の主観的 YC 度	107	0	100	19.49	23.55

※1 対人倫理感尺度（垂直）は2因子から成る（Hargrave, T.D. & Jennings, 1991）。両因子ともに6項目から成り、公正の恩恵因子の信頼性係数は $\alpha = .832$ 、不公正因子の信頼性係数は $\alpha = .859$ である。

由記述：1項目）、中高生時代の人生満足度尺度（0～100点の自由記述：1項目）、主観的ヤングケアラー度（0～100点の自由記述：1項目）で測定された。なお、得られたデータはPC入力され、SPSS ver.11にて統計解析された。

本研究で使用された家族 SALAD モデル尺度の4つの下位尺度（自生的秩序的家族、独裁的家族、自由放任的家族、民主的家族）の項目例については小野寺¹²⁾を参照されたい。

【倫理的配慮】

本研究は、東京保健医療専門職大学の研究倫理審査委員会の承認を得た（倫理審査番号：TPU-23-006）。

4. 結果

（1）記述統計量について

調査対象者の平均年齢（M）については18.3歳（SD = 0.52）であり、YCの定義（18歳未満）に大きく逸脱していなかった。家族構成については、「両親と自分と兄弟姉妹」が56%と最も多かった。2番目に多かったのは、「両親と自分」で14%、3番目に多かったのは「両親と自分と兄弟姉妹と祖父母（3世代家族）」で13%であった。中学時代の出欠状況については、79%が「欠席しない」か「ほとんど欠席しない」と回答していた。部活動への参加状況については、80%が「休まず参加した」と回答してい

た。中高生時代の家族内におけるケアする対象の有無については、「ケアの対象がいた」と回答したのは17名（15.3%）であった。ただ、本研究で使用した調査用紙においては、ケア対象の有無の項目の後に、ケアの具体的な対象、頻度、時間、学校生活への影響等についての詳細な項目が続いていたのであるが、それらの項目の全てに回答したのは3名（3%）のみであった。

本研究において検討する尺度・項目等の記述統計量を表2に示した。

（2）子どもの親化尺度の因子分析結果

YC研究文献および家族心理学文献、特にボスゾルメニィ＝ナージの文脈療法に関連した文献に基づいて作成された子どもの親化尺度（Parentification Scale）（20項目）について、まず子どもの親化尺度全体の内的整合性（信頼性）を検討するために、Cronbachの α 係数を算出した（ $\alpha = .910$ ）。その結果、十分な内的整合性が認められた。その際、「項目合計統計量」における「項目が削除された場合のCronbachのアルファ」に基づいて3項目削除された。

残った17項目の子どもの親化尺度を用いて因子分析（主因子法、バリマックス回転）が行われた。その結果、解釈可能性から3因子にまとまった（累積因子寄与率=56.2%）（表3）。

第1因子に負荷量の高かった項目は、「私は、家族

表3 子どもの親化尺度の因子分析結果*1 (主因子法、バリマックス回転、 $\alpha = .907$)

	1因子	2因子	3因子	
第1因子 親責任抱え込み因子 $\alpha = .917$				
Q88 私は、家族の中で、多くの責任を引き受けていた	0.951	0.169	0.147	
Q87 私は、自分自身の人生を生きていなかったように感じる	0.764	0.363	0.076	
Q90 私は、親の面倒をみている感じがした	0.763	0.265	0.155	
Q86 私は、年齢にふさわしくないほど重い責任を担っていた	0.682	0.357	0.240	
Q89 私は、家族のためにがんばっていても、認めてもらえなかった	0.671	0.397	0.050	
第2因子 親子役割逆転因子 $\alpha = .855$				
Q71 私の「両親（母親・父親）」は、「親なのに親らしくない」と感じていた	0.235	0.823	0.081	
Q80 私の「両親（母親・父親）」は、親らしくない（親とは思えない）ときが多かった	0.252	0.748	0.214	
Q84 私は、家族の中では、子どもとしてしていることができなかった	0.512	0.573	0.175	
Q82 私は、家族に対して犠牲を強いられていた	0.362	0.499	0.239	
Q72 私は、大人の役割を親から要求されていた	0.287	0.470	0.311	
Q81 「自分の方が親よりも親らしい」と感じる時が多かった	0.315	0.433	0.415	
第3因子 親役割代行因子 $\alpha = .774$				
Q79 私は、親に代わって、家事を行っていた	-0.014	0.008	0.759	
Q76 私が親の役割を果たさなければ、家が回らない（成り立たない）と感じていた	0.360	0.164	0.600	
Q75 私は、親の役割を求められていると感じていた	0.242	0.235	0.598	
Q78 私は、親の感情的なサポート（愚痴・悩みを聴く、励ますなど）をしていた	-0.074	0.131	0.582	
Q85 私は、自分が家族を支えているように感じていた	0.334	0.190	0.442	
Q77 親を喜ばせるためにしてきたことは、親孝行のレベルを超えていた	0.380	0.170	0.408	
	回転後の負荷量平方和	4.1	2.9	2.5
	累積寄与率 (%)	24.3	41.4	56.2

*1 子どもの親化尺度は20項目であるが、信頼性分析より、Q73、Q74、Q83の3項目が削除され、17項目で因子分析が行われた。

の中で、多くの責任を引き受けていた」「私は、自分自身の人生を生きていなかったように感じる」「私は、年齢にふさわしくないほど重い責任を担っていた」など5項目であった。したがって、この因子は、本来は親が引き受けるべき重い責任を引き受けていて、子どもは自分の人生を生きられていないことを表していると解釈された。そこでこの因子は「親責任抱込因子」と名づけられた($\alpha = .917$)。第2因子に負荷量の高かった項目は、「私の両親は、親なのに親らしくないと感じていた」「私は、大人の役割を親から要求されていた」「自分の方が親よりも親らしいと感じる時が多かった」など6項目であった。したがって、この因子は、親が親らしく振舞っておらず、子どもが大人の役割を求められて、子どもの方がむしろ親らしいことを表していると解釈された。そこでこの因子は「親子役割逆転因子」と名づけられた($\alpha = .855$)。第3因子に負荷量の高かった項目は、「私は、親に代わって、家事を行っていた」「私が親の役割を果たさなければ、家が回らない（成り立たない）と感じていた」「私は、親の感情的なサポート（愚

痴・悩みを聴く、励ますなど）をしていた」「親を喜ばせるためにしてきたことは、親孝行のレベルを超えていた」など6項目であった。したがって、この因子は、本来親がなすべき食事、洗濯、買い物などの家事を子どもが代行していること（道具的ケア）に加えて、子どもが親を喜ばせたり、愚痴や悩みを聞いてあげたり励ましたりといった親の感情的サポート（表出的ケア）を行っていることを表していると解釈された。そこでこの因子は「親役割代行因子」と名づけられた($\alpha = .774$)。

(3) 4種類の家族スタイルと子どもの親化尺度との相関係数 (r) について

家族 SALAD モデルにおける4種類の家族スタイルと子どもの親化尺度との間の相関係数を算出した。その結果、すべての家族スタイルとの間で有意な相関が認められた(表4)。具体的には、子どもの親化尺度と正の相関が認められたのは、独裁的家族スタイル ($r = .544^{***}$) と自由放任的家族スタイル ($r = .665^{***}$)、および対人倫理感尺度の不公正因子

表4 4種類の家族スタイルと子どもの親化尺度の間のピアソン相関係数 (r) ※1

	子どもの親化尺度	平均値	標準偏差	N
自生的秩序家族	-0.206*	25.47	6.43	112
独裁的家族	0.544***	11.74	7.80	112
民主的家族	-0.484***	25.76	6.71	112
自由放任的家族	0.569***	10.29	6.67	111
対人倫理感尺度 (垂直) : 公正な恩恵因子	-0.514***	24.47	4.49	111
対人倫理感尺度 (垂直) : 不公正因子	0.665***	11.05	5.20	111
子どもの親化 (Parentification) 尺度	—	30.12	11.43	110

※1 * $p < .05$, *** $p < .001$

($r = .569^{***}$) であった。すなわち、独裁的家族スタイルと放任的家族スタイルが高まると、加えて対人倫理感における不公正が高まると子どもの親化も高まることが示唆された。それに対して、子どもの親化尺度と負の相関が認められたのは、自生的秩序の家族スタイル ($r = -.206^*$) と民主的家族スタイル ($r = -.484^{***}$)、および対人倫理感尺度の公正な恩恵因子 ($r = -.514^{***}$) であった。すなわち、自生的秩序の家族スタイルと民主的家族スタイルが高まると、加えて対人倫理感における公正の恩恵が高まると、子どもの親化が低下することが示唆された。

(4) 中高生時代における家族内におけるケアする対象の有無における t 検定について

中高生時代における家族内におけるケアする対象の「あり」群・「なし」群における主観的 YC 度と子どもの親化尺度について t 検定を行った。その結果、ケア対象の「あり」群は「なし」群と比べて、主観的 YC 度 ($t(104) = 3.725, p < .001^{***}$) と子どもの親化尺度の得点において有意に高かった (子どもの親化尺度 : $t(107) = 2.802, p = .006^{**}$)。

(5) 全体データ、男女データ別における主観的 YC 度との相関係数 (r)

中高生時代における主観的 YC 度と、心身の健康状態、家族満足度、人生満足度との間のピアソンの相関係数を算出した。その結果、全体データと男性データにおいては有意な相関は認められなかったが、女性データにおいてのみ、主観的 YC 度と心身の健康状態 ($r = -.292^*$)、および家族満足度 ($r =$

$-.302^*$) との間で有意な負の相関が認められた。したがって、中高生時代における女性においては主観的 YC 度が高まると、心身の健康状態と家族満足度が低下することが示唆された。

(6) 5種類の家族構造における一元配置分散分析結果 (全体データ)

5つの家族構造間において、自己と家族とのアイデンティティ融合度、心身の健康状態、家族満足度、対人倫理感尺度 (垂直) の公正の恩恵因子、子どもの親化尺度において分散分析を行った。その結果、5つの家族構造間において多くの有意差が認められた (表5)。

表5より、自己と家族とのアイデンティティ融合度においては、父子家庭 (B)、両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) と母子家庭 (A) との間、および父子家庭 (B)、両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) と両親不在家族 (E) との間において有意差が認められた ($F(4,106) = 3.866, p = .006^{**}$)。

すなわち、母子家庭 (A) と両親不在家族 (E) の家族構造の調査対象者は、両親が揃った家族の調査対象者と比べて、有意に自己と家族とのアイデンティティ融合度 (情緒的一体感) が低かった。心身の健康状態においては、父子家庭 (B) と両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) 母子家庭 (A)、両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) との間、および両親不在家族 (E) と両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) との間で有意差が認められた ($F(4,103) = 5.185, p = .001^{***}$)。すなわち、父子家庭と両親不在家族の調査対象者は、両親が揃った家族と母

表5 5種類の家族構造間における一元配置分散分析結果^{※1}

家族構造	母子家庭 (A) (n = 12)		父子家庭 (B) (n = 4)		両親と自分と兄弟 (C) (n = 79)		3世代家族 (D) (n = 15)		両親不在家族 (E) (n = 2)		平方和	F 値 (df)	有意確率	多重比較
	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)				
	家族とのアイデンティティ融合度	3.08	0.90	4.50	0.58	4.08	1.08	4.07	0.80	2.50				
中高時代の心身の健康状態	71.55	18.62	42.50	34.03	76.70	18.21	76.14	13.81	40.00	0.00	6970.753 34621.571	5.185 (4, 103)	0.001***	B<A, B<C, B<D E<A, E<C, E<D
中高時代の家族の居心地の良さ (家族満足度)	72.91	23.49	56.25	39.02	85.18	18.40	90.29	9.82	35.00	7.07	9682.103 37117.971	6.717 (4, 103)	0.000***	A<C, A<D, A>E, B<C, B<D, E<A, E<C, E<D
対人倫理感尺度 (垂直) : 公正な恩恵因子	19.82	5.33	24.75	4.57	25.18	4.12	24.60	3.94	20.50	4.95	309.634 1912.005	4.291 (4, 102)	0.003**	A<B, A<C, A<D
子どもの親化尺度	32.27	13.30	34.50	16.42	29.08	10.17	28.73	10.50	60.50	7.78	2087.310 12142.154	4.513 (4, 105)	0.002**	E>A, E>B, E>C, E>D

※1 ** $p < .01$, *** $p < .001$

子家庭の調査対象者と比べて、有意に心身の健康状態が悪かった。家族満足度 (居心地の良さ) においては、両親不在家族 (E) と母子家庭 (B)、両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) との間、父子家庭 (B) と両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) との間、および母子家庭 (A) と3世代家族 (D) との間、父子家庭 (B) と両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) との間において有意差が認められた ($F(4,103)=6.717, p<.001$ ***)。すなわち、両親不在家族が最も家族満足度が低く、2番目が父子家庭、3番目が母子家庭というように、片親家族は両親が揃った家族と比べて家族満足度が低かった。対人倫理感尺度 (垂直) の公正の恩恵因子においては、母子家庭 (A) と父子家庭 (B)、両親と自分と兄弟 (C)、3世代家族 (D) との間で有意差が認められた ($F(4,102)=4.291, p=.003$ **)。すなわち、母子家庭の調査対象者は、父子家庭、両親と自分と兄弟、3世代家族の調査対象者と比べて有意に対人倫理感の公正の恩恵が低かった。換言するならば、母子家庭の調査対象者は、より多くの不公正さを体験していた。最後に子どもの親化尺度においては、両親不在家族 (E) とそれ以外の全ての家族構造との間で有意差が認められた ($F(4,105)=4.513, p=.002$ **)。すなわち、両親不在家族の調査対象者は、その他全ての家族構造の調査対象者と比べて有意に子どもの親化尺度の得点が高かった。

(7) 4種類の家族スタイルから子どもの親化尺度へのステップワイズ重回帰分析結果

家族 SALAD モデルにおける4種類の家族スタイルを説明変数として投入し、子どもの親化尺度を従属変数としたステップワイズ重回帰分析を行った。その結果、子どもの親化尺度に有意なプラスの影響を与えていたのは、自由放任的家族スタイル ($\beta=.391$ ***) と独裁的家族スタイル ($\beta=.341$ ***) であった ($R^2=.393$ ***) (図2)。

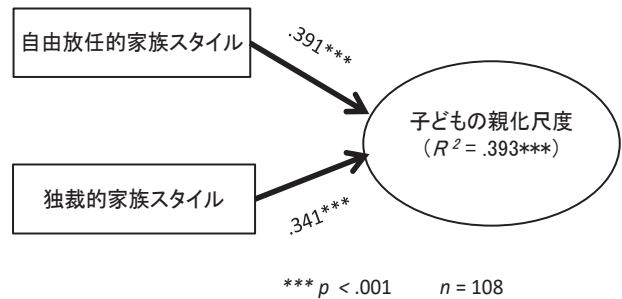


図2 4つの家族スタイルから子どもの親化尺度へのステップワイズ重回帰分析結果

さらに、子どもの親化尺度の3つの下位因子と4つの家族スタイルを説明変数として投入し、①家族満足度 (居心地の良さ)、および②主観的YC度を従属変数としたステップワイズ重回帰分析を行った。その結果、①家族満足度に有意なマイナスの影響を与えていたのは、子どもの親化尺度の第2因子の親子役割逆転因子 ($\beta=-.556$ ***) であり、プラスの影響を与えていたのは民主的家族スタイル ($\beta=.199$ *) であった ($R^2=.393$ ***) (図3)。

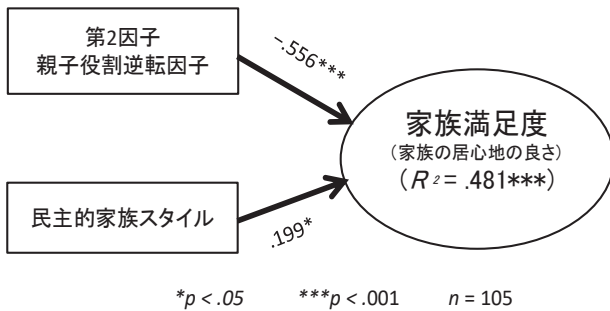


図3 4つの家族スタイルと子どもの親化尺度下位因子から家族満足度へのステップワイズ重回帰分析結果

②主観的YC度へ有意なプラスの影響を与えていたのは子どもの親化尺度の第3因子の親役割代行因子 ($\beta = .310^{**}$) と第1因子の親責任抱込因子 ($\beta = .209^*$) であった ($R^2 = .178^{***}$) (図4)

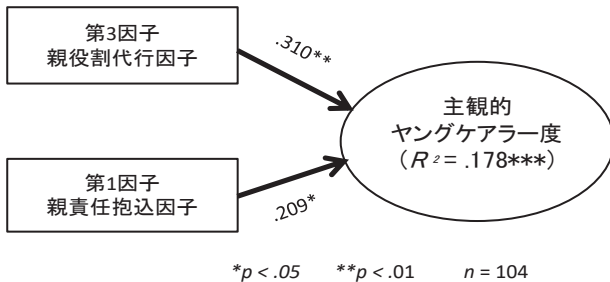


図4 4つの家族スタイルと子どもの親化尺度下位因子から主観的ヤングケアラー度へのステップワイズ重回帰分析結果

5. 考察

本研究は、①医療系大学1年生におけるYCあるいはYC傾向における実態を調べることと、②子どもの親化を測定できる心理尺度を開発し、その信頼性と妥当性を検討すること、および③家族SALADモデルにおける4種類の家族スタイルとYC、子どもの親化、およびその他の変数との関連性について検討することであった。

ここでは、本研究の結果を振り返りながら考察していく。

まず、「記述統計量について」であるが、本研究の調査対象者の平均年齢が18.3歳であったことから、日本ケアラー連盟によるYCの定義にほぼ合致していたことが確認された。したがって、本研究の結果は、ぎりぎりではあるが、現役のYCに準ずるエビデンスとして解釈してもさほど問題は無いのではないかとと思われる。また、家族内におけるケア対象の

有無項目においては、15.3%が「ケア対象がいる」と回答していたが、後続するYCについてのより詳細な質問項目にまで回答したのは3名(3%)であったことから、先行研究¹⁾⁶⁾で見出された数値(例えば、全日制高校2年生のYC割合は4.1%⁹⁾、青森県で3万2540人を対象に実施された調査ではYC割合は大学生2.5%¹⁾)に照らした場合、3%という数値の方が、大学生におけるYC割合の実態を反映していると考えられる。

次に、YCの実態調査や先行研究、および家族心理学分野で長年蓄積されてきた臨床知見等を加味して、YCを意味するか、密接に関連する構成概念である子どもの親化(parentification)尺度を開発し、信頼性係数(α)と因子分析にて検討した結果、3因子が得られた。まず信頼性については、十分な内的一貫性が確認された。各因子については、第1因子は「親責任抱込因子」、第2因子「親子役割逆転因子」、そして第3因子は「親役割代行因子」と命名された。家族心理学文献の中では、親化の特徴として、親子の役割逆転(role reversal)が指摘されてきた。これは本来は親が担う役割を子どもが担っている状況であり、YCの特徴とも一致する⁶⁾¹³⁾。したがって、子どもの親化尺度の第1因子の「親責任抱込因子」と第2因子「親子役割逆転因子」において、本来は親が背負う責任を子どもが背負い、親子の役割が逆転している状態⁴⁾⁷⁾というYCの核心的特徴を捉えることができる可能性が高いと考える。加えて、第3因子の「親役割代行因子」では、こちらも古くから親化に関する家族心理学文献⁴⁾⁷⁾の中で指摘されてきたもので、親化された子どもが遂行しているとされる2つのケア、すなわち、日々の家事や雑事を親の代わりに子どもが代行する「道具的ケア」と、親の愚痴や悩みをあたかもカウンセラーのように傾聴してあげ、励ましたり、勇気づけたり、鼓舞したりといった「感情的ケア(表出的ケア)」をしっかりと測定できるようになっている。この点において、本尺度における内容的妥当性に関してはある程度担保されたのではないかと考えられる。このように家族心理学の過去の先行研究をしっかりと押さえた上で、日本語として開発された子どもの親化を測定できる心理測定尺度としては、最初のものであると考えられる。社会受けしやすい「ヤングケア

ラー」という流行言葉ではなく、50年以上の研究知見を有する「親化」という概念で実証的研究が多数行われることを期待したい。

次に、4種類の家族スタイルと子どもの親化尺度との相関を検討した結果、自生的秩序的家族スタイルと民主的家族スタイルとは負の相関が認められ、独裁的家族スタイルと自由放任的家族スタイルとは正の相関が認められた。小野寺の先行研究¹²⁾から自生的秩序的家族スタイルと民主的家族スタイルはプラスに相関し、これらの両家族スタイルの特徴の増加は家族満足度の高さに関連することが示されている。逆に、独裁的家族スタイルと自由放任的家族スタイルはプラスに相関し、これらの両家族スタイルの特徴が増えると、家族満足度が低下することが示されている。したがって、子どもの親化尺度と正の相関が認められたのが、独裁的家族スタイルと自由放任的家族スタイルであったことから、民主的ではなく、ルールや決まり事がなく、何が起るかわからないような無秩序な家族において、子どもの親化という現象が生じやすいことが示唆された。換言すれば、家族スタイルが、自生的秩序的家族や民主的家族スタイルに変わることで、子どもの親化を減らすことができるかもしれない。

さらに、全体データ、男女データ別における主観的YC度と中高生時代の心身の健康状態や家族満足度等との間の相関を検討したところ、女性データのみにおいて、主観的YC度との間で有意な負の相関が認められた。すなわち、女性データにおいて主観的YC度が高まるほど、心身の健康状態が悪化し、家族満足度が低下することが示された。ここで大事なことは、女性データのみにおいてこのような結果が認められたということである。つまり、女性の方が男性よりも、YC役割を担うことが多く、しかもその悪影響が女性において、より顕在化しやすいことが推測された。

次に、5種類の家族構造において一元配置分散分析で検討した結果、家族構造間での有意差が多数認められた。全ての結果について詳細に振り返ることはできないが、全体の傾向として、片親家族（母子家庭・父子家庭）や両親不在の家族構造の調査対象者は、両親が揃った家族構造の調査対象者と比べて、家族とのアイデンティティ融合（情緒的一体感）

や心身の健康状態、家族満足度、および親化の度合いにおいて、有意により適応度が低い（望ましくない）傾向が認められたとすることができる。

さらに、4種類の家族スタイル（説明変数）から子どもの親化尺度（従属変数）へのステップワイズ重回帰分析が行われた結果、子どもの親化尺度に有意な正の影響を与えていたのは、影響が強かった順に、自由放任的家族スタイルと独裁的家族スタイルの2つであった。この結果と先ほどの4つの家族スタイルと子どもの親化尺度との相関分析の結果を合わせると、やはりこの2種類の家族スタイルは子どもの親化に対して促進的な影響を及ぼしている可能性が高いと考えられる。すなわち、法の支配（rule of law）が確立しておらず、恣意性（arbitrariness）がまん延し、ルールが不明確で、無秩序な家族スタイルにおいて、子どもの親化が促進されることが示唆された。

さらに、子どもの親化尺度の下位因子と4つの家族スタイルを投入し、家族満足度（居心地の良さ）と主観的YC度をそれぞれ従属変数にステップワイズ重回帰分析を行ったところ、家族満足度に負の影響を与えていたのは子どもの親化尺度の第2因子である親役割逆転因子であった。これは、親が親らしくなかったり、親らしく振る舞っておらず、結果として子どもの側が大人として振る舞うことを求められるような家族において、家族満足度が低下することが示唆された。しかし逆に、主観的YC度に影響を与えていたのは、子どもの親化尺度の第2因子以外の第3因子の親役割代行因子と第1因子の親責任抱込因子であったことは興味深い。主観的には、親の代わりに家事をしたりといった親の役割を代行したり、家族の責任を背負うことによって、自己をYCとしてより知覚しやすいと考えられる。それは、メディアでのYC報道においては、上記のような特徴をもってYCとステレオタイプ的に報道しているからであると考えられる。

結論としては、YCの悪影響を軽減させるためには、自生的秩序的家族や民主的家族スタイルを積極的に促進し、家族内の対人倫理感（公正性）を高めることと、片親（単親）家庭の資源（リソース）不足という負の影響をできるだけ軽減させるべく、多様な資源のうちの1つとしての医療・介護・福祉に

携わる専門職による支援というものの活用が、社会的にますます重要な意味を持つてくるのではないかとと思われる。

最後に、本研究の限界と今後の課題について言及したい。

本研究は、YC をテーマとした医療系大学の大学1年生を対象に行われた小規模な調査であった。したがって、本研究から見出された知見や結論を、安易に一般化することには慎重でなければならない。加えて、本研究は質問紙調査であり、実際のYCにインタビューしたわけでもない。したがって、本研究の分析結果から見出された内容が、現実のYC体験者の実体験とどのような関係があるのか、今後の研究として調べていかなければならない。また、質問紙で扱うことができた項目数も少なかったことに加えて、統計分析における限界もあったと思われる。したがって、これらの限界を一つずつ乗り越えていけるよう今後の研究を計画し、実施していきたいと考える。その一環としてまず取り組まねばならないことは、本研究にて開発し信頼性と内容的妥当性まで確認した「子どもの親化尺度」を、規準測度となる既存のヤングケアラー測定尺度との間での相関を確かめ、規準関連妥当性（並存妥当性）を確立することであろう。加えて、調査対象についても、今後は医療系私立大学生だけではなく、公立中高生を対象としたインタビュー調査を行っていくことも必要であろう。その際は、被験者の年齢に十分配慮した「聞き方」が重要になることに加えて、育ちの過程において「親化」が避けられなかった子どもにおいて、どのような発達の課題が生じているのかについても心理学的に捉えていくことが求められるだろう。

利益相反 (COI): 本研究においては報告すべき COI はない。

参考文献

1) 青森県健康福祉部こどもみらい課 (2023) 青森県ヤングケアラー実態調査報告書

- 2) 青山京子 (2021) 日本におけるヤングケアラー研究動向. 修文大学紀要, No. 13, pp.19-25.
- 3) Boszormenyi-Nagy, I. & Krasner, B. (1986) *Between Give and Take: A Clinical Guide To Contextual Therapy*. Routledge
- 4) Chase, N. D. (ed.) (1999) *Burdened children: Theory, research and treatment of parentification*. SAGE publications
- 5) Hagrave, T.D., Jennings, G. & Anderson, W.T. (1991) The development of a relational ethics scale. *Journal of Marital and Family Therapy*, 17, 145-159.
- 6) 濱島淑恵 (2021) 子ども介護者：ヤングケアラーの現実と社会の壁. 角川新書
- 7) Jurkovic, G. J. (1997) *Lost Childhood: The Plight of the Parentified Child*. Routledge
- 8) 河本秀樹 (2020) 日本のヤングケアラー研究の動向と到達点. 敬心・研究ジャーナル, 第4巻第1号, p. 45-53.
- 9) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021) 令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf (2023年3月9日閲覧)
- 10) 奥山滋樹 (2020) ヤングケアラーにおける介護負担感に対する影響要因の検討：家族の関係性、介護、ケアによる心理的体験の側面から. *家族心理学研究*, 第33巻(2), 73-85.
- 11) 奥山滋樹 (2018) ヤングケアラー心理尺度改訂版の開発：項目表現の変更とカットオフポイントの検討. *東北大学大学院教育学研究科研究年報*, 第67巻(1), 257-266.
- 12) 小野寺哲夫 (2019) 家族システム=SALADモデルに関する家族心理学的研究. 敬心・研究ジャーナル, 第3巻第2号, 39-49.
- 13) 澁谷智子 (2018) ヤングケアラー：介護を担う子ども・若者の現実. 中公新書.
- 14) Swann W. B.Jr., Gómez A., Seyle C. D., Morales J. F., Huici C. Identity fusion (2009) The interplay of personal and social identities in extreme group behavior. *Journal of Personality and Social Psychology*, 96, 995-1011.
- 15) 内山彩香, 椎野睦, 若島孔文 (2022) ヤングケアラー傾向のある青年の家族構造と抑うつ症状の検討. (東北大学大学院) 心理支援センター研究紀要, 第1巻, 239-251.
- 16) 渡邊多永子, 田宮菜奈子, 高橋秀人 (2019) 全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握 — 国民生活基礎調査を用いて、厚生指標66 (13), 31-35.

受付日：2024年2月20日

受理日：2024年4月30日

二年制保育者養成校における幼稚園実習期間の検討

— 実習園と学生へのアンケート調査より —

水引 貴子¹⁾ 馬場 千晶²⁾

¹⁾ 日本児童教育専門学校

²⁾ 昭和学院短期大学

Examining the Kindergarten Practice Period at a Two-year Childcare Training School

— From a Questionnaire Survey of Training Schools and Students —

Mizuhiki Takako¹⁾ Baba Chiaki²⁾

¹⁾ Japan Juvenile Education College

²⁾ Showagakuin Junior College

抄録：二年制保育者養成校の実習や実習指導の課題は多岐にわたる。筆者らは2022年に昭和学院短期大学の实習を担当し、他大学との比較検討や、実習時期の検討などを通してさらなる実習の充実を追究してきた。本稿では、2年課程での幼稚園教育実習期間が「1週間・3週間」または「2週間ずつ」のどちらの割り振りが適切であるのか、学生と実習園へのアンケート調査によって明らかにした。結果は「1週間・3週間」が、実習を経験済の2年生と、両期間を受け入れた経験がある実習園により僅差で支持された。また選択理由の自由記述をKJ法でコーディングした結果5項目に分かれ、2年生では学びの充実や余裕を持った実習準備を優先すると「1週間・3週間」を選択し、気力体力的な余裕を優先すると「2週間ずつ」を選択する傾向が見られた。そして、実習園の「1週間・3週間」を選択した理由がすべて積極的なものであったことは注目に値する。

キーワード：幼稚園教育実習、実習期間、保育者養成校、実習指導、アンケート調査

1. はじめに

本研究は、千葉県市川市に立地する保育者養成校である昭和学院短期大学の2年間の教育課程において、幼稚園教育実習（以下、教育実習）の実習期間の割り振りについて検討するものである。

昭和学院短期大学人間生活学科こども発達専攻（以下、こども発達専攻）は、2003年に保育士養成、2005年に幼稚園教諭養成を目的として設置認可され、毎年大半の学生が幼稚園教諭Ⅱ種免許状と保育士資格の両方の取得し、卒業している。筆者らは2022年に実習担当として両学年の幼稚園および保

育実習（保育所）への送り出しを行った。それをもとに、実習や実習指導の課題を洗い出して改善することで実習のさらなる充実を求めている。拙稿では、他大学の教育実習および実習指導のスケジュールを比較することで、1年次の教育実習までの事前指導の回数の不足を指摘し、加えて他科目との連携の必要性を訴えた（水引・馬場、2022）。

また、事前指導の回数の不足を改善するために、2023年度では教育実習時期をそれまでの1年次夏休み期間から後期の11月へと変更することを試みて学生および実習園へアンケート調査を行った。学

生へのアンケート結果によると、11月の実習が夏休み期間のそれよりも支持される傾向が見られた。その理由として、筆者らが想定していた事前指導の回数が増加が大きく関与していると思われたが、それよりも夏休みの充実や事前指導以外の学びの積み重ねが影響していることが明らかになった。また、実習時期の後倒しは学生のみならず教員にとっても事前指導や実習巡回において余裕が生まれたという効果も見られた（馬場・水引、2023）。

本稿では、こども発達専攻における教育実習期間において、現行の1年次に1週間、2年次に3週間という割り振りが適切であるのか、学生と実習園へのアンケートによって明らかにしようとするものである。

実習における期間の検討を行った先行研究は管見の限り見当たらない。幼稚園での実習ではないが、佐野らの研究（佐野・森本・浅野、2005）では、4週間の保育所実習の学習効果を学生アンケートから明らかにしている。

また、佐野らの勤務校ではその後、2週間ずつの保育所実習を導入したことから、保育所実習を1年次と2年次の2回にわたって2週間ずつと、1年次に連続4週間行った学生に対してアンケートを実施し、その学習効果を比較検討している。（佐野・森本・浅野・杉本、2008）その結果によると、1年次に気づいた課題を2年次で取り組めるという「今後の実習課題の発見」という理由から、学生は2週間ずつの実習を支持した。

本研究では、幼稚園での実習期間の比較であること、2週間ずつの実施と比較するのは4週間ではなく1週間3週間の実施であること、学生のみならず実習園へもアンケートを行っている点で上記の先行研究とは異なるものである。

2. 本学の実習スケジュールおよび目的

(1) 実習スケジュール

本専攻では、幼稚園教諭Ⅱ種免許状と保育士資格を取得するための実習が、卒業までの2年間で5回実施されている。1年次の11月に実施される教育実習（1週間）は、こども発達専攻での最初の実習に位置付けられている。その後、1年次の2月に10日間の保育所実習（保育実習Ⅰ）、2年次の6月に10

日間の施設実習（保育実習Ⅰ）、夏休みに2回目で3週間の教育実習、11月に10日間の保育所実習（保育実習Ⅱ）が行われている。

(2) 実習の目的

こども発達専攻では、幼稚園実習の正式な依頼を文書で実習園に行く際に、「実習に係るお願い」として実習概要も送付している。この実習概要では1年生用と2年生用があり、「これまでの学び」、「御指導いただきたい内容」が共通しており、2年生用のみさらに詳細な「実習内容のめやす」が加わる。

1年生用では、「これまでの学び」は以下のもの挙げている。

- ・ 5日間の参加実習
- ・ 「手遊び」「読み聞かせ」「ピアノ伴奏」の部分実習

すでに部分実習を学んでいるのは、前期に「保育基礎演習」という授業で併設園での部分実習を経験しているためである。ただし、部分実習の指導案については前期の授業内で指導していない。

これらを踏まえて「御指導いただきたい内容」は以下のようになっている。

- ・ 前半2日間を見学実習
- ・ 後半3日間を参加実習
- ・ 保育終了後の片づけや清掃、翌日の準備等に関わる仕事
- ・ 学生の実情に応じて、「手遊び」や「読み聞かせ」などの実習の機会

続いて、2年生用の実習概要における「これまでの学び」は以下の通りである。

ア 本学の併設幼稚園における参加実習、部分実習（1年次前期）

- ・ 登園時を中心とした幼児の姿や援助などについての観察および記録
- ・ 「手遊び」「読み聞かせ」「ピアノ伴奏」の部分実習

イ 幼稚園における実習（1年次11月）

表-1 幼稚園実習についてのアンケート内容

	質問項目	回答欄
①-A	〈実習期間について〉 全4週間の教育実習期間を1年次と2年次の2回に割り振る場合、適切だ と思う割り振り期間を以下の選択肢から選択して○をつけてください 。	1. 1年次1週間、2年次3週間 2. 1年次2週間、2年次2週間 3. その他
①-B	上記の理由を記入してください（任意）	自由記述

- ・学外幼稚園における1週間の実習
- ウ 保育所等における実習
- ・保育内容関係の授業における保育所での観察実習
- ・10日間の保育実習（1年次2月頃）
- ・児童福祉施設における10日間の実習（2年次6月頃）

これらを踏まえて、「御指導いただきたい内容」は以下の通りになっている。

- ・実習園および配属学級についての理解
- ・幼児の発達、幼稚園の生活、環境についての理解
- ・指導計画と援助についての理解
- ・保育者の役割や仕事についての理解と実践を通じた体験
- ・保護者との連携、地域における幼稚園の役割などについての理解 等

以上のように、2年生用は1年生用よりも幼稚園教諭の職務内容に踏み込んでおり、具体的な学びの内容になっている。

3. 研究方法

学生および実習園を対象に、望ましい実習期間の割り振りについて選択したうえで任意に選択理由を記述するアンケート調査を行った。その後、自由記述された選択理由をKJ法にてコーディングした。

(1) アンケート調査

こども発達専攻の1・2年生を対象とし、幼稚園実習についてのアンケートを実習後の2023年11月末に実施した。アンケート内容は、幼稚園実習の期

間を「1年次1週間、2年次3週間」もしくは「1年次2週間、2年次2週間」「その他」¹⁾を選択し、さらにその理由を記述するものである。同じ内容で実習園を対象にしたアンケート調査も実施した。主に千葉県北西部の幼稚園のうち、今年度こども発達専攻の1・2年生の幼稚園実習の受け入れ側となった千葉市、柏市、松戸市、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市、印西市、四街道市などにある施設を対象としている。アンケート内容は表-1のとおりである。

(2) 倫理的配慮の有無

本研究は、昭和学院短期大学倫理委員会の承諾を得ている。また対象者には本研究の目的と方法を口頭と文書で説明した。調査への協力は自由意志に基づくものであること、協力に拒否しても不利益はないこと、データは匿名化した上で使用すること、得られたデータは本研究以外には使用せず、本研究終了後に破棄すること、アンケートの回答をもって本調査に同意したとすることを説明した。

(3) KJ法

はじめに両学年の幼稚園実習の割り振り期間の選択肢である「1週間・3週間」と「2週間ずつ」、「その他」への回答数を集計した。次に、選択理由の記述をコーディングする際にKJ法を用いた。テキストマイニングの手法も考えられたが、今回は自由記述の内容が少なく量的なデータが十分でないと判断し、KJ法のみを採用した。KJ法の分析手順は、筆者ら二人がそれぞれの意見をのり付き付箋に書き記し、それを貼り出した。それらを小グループから中グループに分け、各グループにカテゴリーとなるタイトルをつけていった。この方法により、さらに意見の「積極性」「消極性」といった傾向も明らかにされた。(図-1)

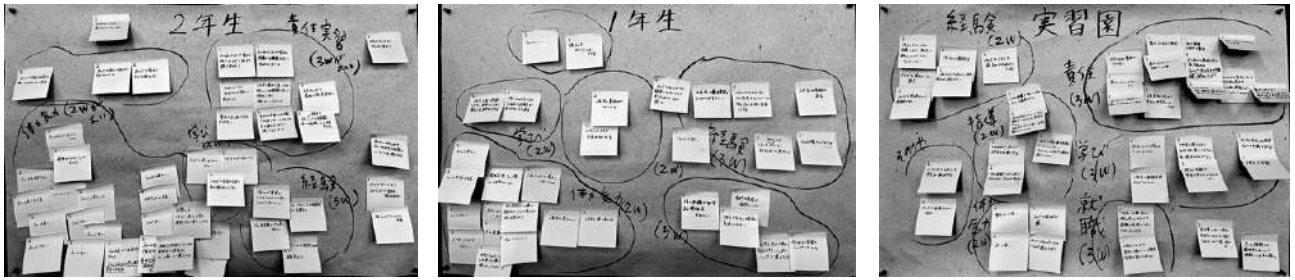


図-1 自由記述をKJ法で分類したもの

4. 結果

(1) アンケートの結果

1年生は総数56名中アンケートに答えたのは44名(78.5%)、2年生は総数64名中アンケートに答えたのは61名(95.3%)であった。

回答の傾向で述べると、1年生のアンケートにおいて、「1週間・3週間」が適切であると回答したものは11名(26%)であるのに対し「2週間ずつ」を選んだ回答は31名(73%)であった。

また2年生においては「1週間・3週間」が適切であるという回答は31名(50.8%)、「2週間ずつ」を選んだ回答は27名(44%)であった。

実習園は90園へ送付したうち、66園から回答が得られ回収率は73%であった。その回答の中で「1週間・3週間」は35園(52%)、「2週間ずつ」は28園(42%)であった。また「その他」のカテゴリーの中で、学生には見られなかった「どちらでも良い」という回答が2園(3%)あり、理由としては「他校の例にあるように2年次に4週間でも良い」「どの期間でも大学側に合わせる」といった意見があった。

(2) KJ法の結果

選択理由の自由記述には、様々な意見が挙がっていた。それらの意見を書き出し、KJ法を用いてコーディングを行った。それにより、学生と実習園の意見は「経験」、「学び」、「ストレス」²⁾、「責任実習」、「その他」の5つのカテゴリーに分類することができた。さらに、各カテゴリーに対して積極的、消極的と見られる意見に分類し、まとめた。

記述数について、1年生は、「1週間・3週間」に対して自由記述は9記述、「2週間ずつ」には20記述あった。一方、2年生は「1週間・3週間」に対して16記述、「2週間ずつ」には21記述あった。実習

園は、「1週間・3週間」に対して22記述、「2週間ずつ」には17記述であり、2年生と比較すると「1週間・3週間」に対しての自由記述の方がやや多く見られる。これらを表したものが表-2である。

以上、KJ法で導き出された結果を踏まえ、実習期間の割り振りについての考察を進めていく。

5. 考察

(1) 1年生

「2週間ずつ」を支持する意見が「1週間・3週間」を大幅に上回った。理由を見ると、「学び」に関する回答が少なく、「ストレス」に関する消極的意見が多く見られる点からも、初めての実習において学びについて考える余裕がなかったことがうかがえる。また、「2週間ずつ」を選択した学生は2年次の「ストレス」を軽減させることを優先し、「1週間・3週間」を選択した学生は1年次のそれを軽減させることを優先させたと考えられることから、負担を前倒しするか先送りするかという2通りの捉え方があることがわかった。ただし、「1週間・3週間」を選択した2年生の回答に「3週間は長い、その頃には慣れてる」とあるように、2年次の3週間の幼稚園実習までに各10日間の保育所実習と施設実習は経験済みのため、1年次の1週間の実習に生じやすい戸惑いや緊張した感覚がそのまま2年次の実習まで続く可能性は低い³⁾。

(2) 2年生

一方、2年生においては双方が拮抗し、「1週間・3週間」が若干上回った。1年生と異なる点は、「1週間・3週間」を選択した理由に「責任実習に余裕をもって取り組める」という積極的意見が約半数を占めたことである。これは責任実習を経験した2年

表-2 自由記述のコーディング（1・2年生、実習園）

	1年生アンケート 幼稚園実習期間について			2年生アンケート 幼稚園実習期間について			実習園アンケート 幼稚園実習期間について					
	1週間・3週間	回答数	2週間・2週間	回答数	1週間・3週間	回答数	2週間・2週間	回答数	1週間・3週間	回答数	2週間・2週間	回答数
経験	2年生は余裕があるから 1年次は1週間で慣れない 知識がないから2週間行くのは厳しい 最初の実習は余裕がない	1 3 3 1	お遊戯会の練習だけで終わってしまったため 1週間だと短い	1 1	1週間の実習がどのようなかわかるから 次の保育実習が楽に思える 幼稚園3週間やった後の保育実習2週間は充実する	1 1 2					1年生に1週間は短すぎる・慣れた頃に終わってしまう 2週間あれば3年次を体験できる 1年の経験実習も2週間の方がじっくりできる 1年次に基本的な体験をじっくりしてほしい	6 1 2 1
学び			1年次に長く実習したら来年のことを考える余裕ができる。	1			1週間だと生活の流れを知るだけで終わってしまう 3週間だと新しい気づきが多くなる	3 1	1年生にとっては学びのきっかけだから1週間はちょうど良い まずは社会性を身につける 1年生はまだ未熟・1週間で十分	4 2		
ストレス			3週間はしんどい 2週間だと同じ期間だから気持ち少し楽になる 2年次が楽になる 1年次はまだ慣れていないため	10 1 2 1	3週間は長い慣れていない 初めての实習は1週間の方が気持ち的に頑張れる	2 1	3週間はしんどい 3週間だと慣れてきたら始めた	16 1			3週間は体力的にしんどい 1週間の後3週間だと流れが掴めず疲れてしまう 3週間は辛い	1 1 2
責任実習	2年次の責任実習をしっかりやりたい	1	3週間で責任実習までやるのは辛い	1	3週あった方が責任の時に子どもの様子を詳しく知れる。 責任実習は3週あった方がやりやすい 2週間だと指導案を書く時間がない 責任実習の準備や日報作成に余裕が持て、多くのことを吸収できた	2 2 2 4			2年次に責任実習がやりやすい 責任実習までの動きや流れを掴みやすい・子どもの様子を知ることができる	9 3	責任もやっつて3週間は長い	1
その他			バイトができず金なくなる 2年次の夏休みなくなる ちょうどいい	1 1 1	夏休みが少し長くなる	1	3週間だと風邪で延長した際により長くなって大変	1	2年生の3週間は前職も視野に入れて実習ができる 園行事と重なるため	2 2	バランスが取れていて予定が組やすい 1週間だと配属クラスに悩む	1 1
総計		9		21		18		22		22		17

生にしか記述できない意見である。また、「2週間ずつ」を選択した理由の中にも、「体調さえよければ3週間の方が子ども理解や責任実習の準備ができる」と回答した学生が2名いたため、責任実習に取り組むうへでは3週間という時間的な余裕が必要であるといえる。

その一方で、「2週間ずつ」を選択した学生の半数以上は「ストレス」に関する理由を挙げていた。「1週間・3週間」を選択した中でも「1年生で2週間取り組むのは心身が持たない」という意見もあり、1年生の結果と同様に、心身の負担を前倒しするか先送りするかという考え方の違いが見られた。

以上のことから、学びの充実や余裕を持った実習準備を優先するもしくは負担を先送りしたいと考えるならば「1週間・3週間」を、負担を前倒しさせたいならば「2週間ずつ」を選択する傾向にあることが明らかになった。

(3) 実習園

2年生と同様の結果がみられた。特徴的であるのは、「1週間・3週間」がすべて積極的理由により選択されていることである。学生は「1週間・3週間」しか経験していないため、ポジティブに捉えた学生は「1週間・3週間」を、ネガティブに捉えた学生は未経験の「2週間ずつ」を消去法的に選択するのは自然なことである。しかし、実習園においては「2週間ずつ」を実施している養成校の実習生も受け入れているであろうにもかかわらず、「1週間・3週間」への選択理由がすべて積極的なものであったことは注目に値する。特に「責任実習に余裕をもって取り組める」という理由が半数以上を占めた。また、就職を視野に入れてある程度長期的に幼稚園で過ごすことで、就職先として見極める材料となるという理由も見られた。

一方で、「2週間ずつ」の回答は消極的な理由によ

り選択しているものが半数以上あり、さらにその中で「1週間では短い」、「3週間では長い」というものが半数以上を占めた。「1年次に1週間では短い」という回答は、裏返せば「1年次にもしっかり指導を行いたい」という実習園の学びに対する熱意の現れであり、1年次から実習での学びの充実を期待しているということである。他方で、1年次に1週間の望む理由には、「1年生では未熟である」「学ぶきっかけ程度でよい」という意見もある。これは、1年次では学びの充実を学校に求めているともいえる。よって、1年次の学びの重点を学校と実習園のどちらに置くか、という点で実習園の中でも意見の相違が見られる。

6. さいごに

本稿では二年制の保育者養成校における教育課程において、幼稚園実習期間の適切な割り振りについて検討した。

こども発達専攻での保育実習との順序も考慮すると、最初の実習に位置付けられる1年次の教育実習は、実習そのものを知り実習に慣れるという目的において、心身の負担感の少ない1週間が妥当であると考えられる。その後、10日間ずつの保育所実習と施設実習を経ることにより、3週間の教育実習への耐性もつくだろう。2年次の教育実習では園の流れや担当する子どもを理解したうえで部分実習を実施し、責任実習へ向けての担任との打ち合わせや指導案の作成に取り組むとするならば、3週間は必要である。よって、1年次に1週間、2年次に3週間という割り振りは、こども発達専攻の事情とあわせると理にかなっている。その一方で、「2週間ずつ」を支持した実習園も半数近くあることから、実習依頼の際に実習概要において、こども発達専攻の実習期間の割り振りの意図と各実習の学びの目的を明記することで理解を得たい。

また、選択理由の自由記述で「しんどい」や「辛い」という語句が頻出したが、何がそうであるのか不明瞭な回答が多かったため、今回は精神的もしくは身体的に負担となる「ストレス」と解釈しカテゴリー化した。しかし、佐野らの研究(2008)によると、実習の苦楽と健康管理の相関はないとしていることから、実際には身体的なしんどさは含まれてい

ないのかもしれない。今後は実習の辛さの内訳も注目したい。

そして、井上らの研究(2019)も鑑みて、「2週間ずつ」を支持した1年生のアンケート結果は、それまでの実習の経験および実習中のストレスコーピングのスキルの不足が影響しているとも考えられる。よって、保育所実習なども経験した後に再び同様のアンケートに回答した場合、内容が変化することもありうる。こちらはまた別の機会に譲りたい。また、2年生の回答に見られた実習中の学びの充実や実習準備の余裕と、心身の余裕の優先度には何が影響しているのか明らかにすることは、今後の指導内容の傾向にも影響を与えるので、今後の課題としたい。

7. 謝辞

本稿を執筆するにあたって、ご協力くださった学生の皆さんおよび実習園の保育者の皆さま、そして2023年度から昭和学院短期大学で「幼稚園実習指導」をご担当の片桐恵子准教授に心から感謝を申し上げます。

注

- 1) これ以降「1年次1週間、2年次3週間」は「1週間・3週間」、「1年次2週間、2年次2週間」は「2週間ずつ」と表記する。
- 2) 林(2012)によれば、学生が取り組む実習ストレスの構成要素として、「保育技術の不足」にピアノを弾くことが「しんどい」、「多忙感と身体疲労」として体力的に「しんどい」という学生の意見を挙げている。今回筆者らのアンケート回答にも「しんどい」という回答が多々見受けられたため、「ストレス」というカテゴリー化を行った。
- 3) 井上・町田(2019)によると、幼稚園実習を行った3年時の学生らと、保育所実習を行った4年時の学生らにストレスコーピングについて調査を行ったところ、4年時の学生らは3年時の学生らよりも「情動」焦点型コーピングに加えて「問題」焦点型コーピングスキルも身に付け、柔軟に多様なコーピングスキルが使えるようになったとしている。よって、実習を経験する回数が増えるほどストレスへの耐性がつくと考えられる。

また、佐野ら(2008)によれば、実習を2週間ずつ2回に分けた学生の苦楽感の調査において、2回目の2回生時の実習のほうが1回生時の実習の経験を踏まえ、より楽しいものへと変化する傾向を示している。

参考文献

井上清子・町井登美子(2019)「幼稚園実習中のストレスと

- ストレスコーピングについて』『教育学部紀要 文教大学教育学部』第52集別集、pp. 25-33
- 金子智栄子・金子功一・佐藤広崇（2014）「保育実習生のストレス対処に関する研究 — 4年制養成課程の学生における実習中の困難対処について —」『文京学院大学人間学部研究紀要』Vol.15、pp. 47-57
- 佐野友恵・森本恵美子・浅野俊道（2005）「本学の保育所実習の実施に関する実態調査（I） — 連続して4週間の保育所実習の学習効果に関する学生の意識調査 —」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第19巻第1号、pp. 141-161
- 佐野友恵・森本恵美子・浅野俊道・杉本佳隆（2008）「本学の保育所実習の実施に関する第2次調査 — 保育所実習に係る実施期間の類型とその学習効果に関する学生の意識調査」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第21巻第2号、pp. 41-69
- 馬場千晶・水引貴子（2024）「本学こども発達専攻における幼稚園実習の時期に関する研究 — アンケート調査を通して —」『昭和学院短期大学紀要』第61号、pp. 1-8
- 林富公子（2012）「初めての保育所実習におけるストレスについての考察」『園田学園女子大学論文集』第46号、pp. 241-253
- 水引貴子・馬場千晶（2023）「本学こども発達専攻における実習指導の課題 — 幼稚園教育実習の時期について —」『昭和学院短期大学紀要』第60号、pp. 43-53

受付日：2024年3月10日

受理日：2024年5月21日

リハビリテーションによる脳血管障害者の スピリチュアリティの評価モデルの検討

— 1 事例の分析からの一考察 —

坂本 俊夫

東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部作業療法学科

Examination of the evaluation model of spirituality of patients with cerebrovascular disorders through rehabilitation

— A study from the analysis of one case —

Sakamoto Toshio

Department of Occupational Therapy, School of Rehabilitation, Tokyo Professional University of Health Sciences

Abstract : The purpose of this report is to examine an evaluation model for changes in the spirituality of patients with cerebrovascular disease through rehabilitation, based on the results of spirituality evaluation of one case.

We interviewed patients with left hemiplegia after cerebral infarction about their spirituality using the Japanese version of Stroke Impact Scale 3.0; SIS 3.0. In addition, spirituality during rehabilitation was evaluated from verbal and nonverbal observation records by the therapist in charge.

As a result, the initial SIS3.0 score decreased in all items, and while many items improved in the final evaluation, hand function decreased and no change was observed in Recovery. In addition, the occupational therapist in charge predicted a decline in spirituality based on the behavior of the cases at both the first and final sessions.

From the above, it is assumed that self-evaluation such as SIS3.0 and objective evaluation such as observation by therapists are one way to evaluate the change in spirituality of the subject. It was considered necessary to consider more multifaceted methods in the future.

Key Words : Cerebrovascular disorder, spirituality, rehabilitation, evaluation model

抄録：本報告の目的は、一事例のスピリチュアリティ評価結果から、リハビリテーションによる脳血管障害者のスピリチュアリティ変容の評価モデルを検討することである。

今回、脳梗塞後左片麻痺の事例のスピリチュアリティを日本語版 Stroke Impact Scale3.0（以下、SIS3.0）を用い、面談した。またリハビリテーション中のスピリチュアリティを担当セラピストによる言語的・非言語的観察記録から評価した。

この結果、初回の SIS3.0得点は全項目で低下が認められ、最終回では多くの項目が改善した一方で、Hand function は低下し、Recovery については変化を認めなかった。また担当作業療法士は、初回時、最終回ともに、事例の言動からスピリチュアリティの低下が予測された。

以上から対象者のスピリチュアリティ変容の評価には SIS3.0などの自己評価と、セラピストによる観察などによる客観的評価が一つの手がかりと推測された。今後さらに多面的な方法の検討が必要と考えられた。

キーワード：脳血管障害、スピリチュアリティ、リハビリテーション、評価モデル

1. はじめに：背景

1) 脳血管障害とスピリチュアリティの評価モデルの必要性

脳血管障害（以下、Cerebral Vascular Accident;CVAとする）は急性発症し、生命に直結する高い重症度や対応の緊急度の高い疾患の一つとされる。¹⁾ このため海外では、CVAの発症早期から、対象者を全人的に捉え、身体機能・精神機能・社会的機能とともに、スピリチュアリティの変容が予測され、それぞれの回復を目指すことが推奨されている。²⁾ 同様にスピリチュアリティは、CVA者のリハビリテーション（以下、リハと略す）過程において身体機能回復が望めない場合には、がんなど死に直面した場合と同様に、生きる意味や価値を失うなどスピリチュアリティの低下が予測されている。³⁾ このようなスピリチュアリティの低下した状態は、リハを進める上で支障となる可能性が高いと考えられる。そのため、リハを進める際には、CVAにより影響を受けた対象者のスピリチュアリティの変容⁴⁾ および対象者のスピリチュアリティの変容が生活全般に与える影響をいかに把握できるかが鍵と考えられる。⁵⁾

これまで、がんなど死に直面した対象者のスピリチュアリティの変容については研究により明らかにされている⁶⁾ が、CVA者特有のスピリチュアリティの変容やリハにおいて効果的なスピリチュアルケア介入については研究が進んでいない。

そこで、本研究ではリハによる脳血管障害者のスピリチュアリティの評価モデルについて事例への評価から考察したい。

2) 用語の定義

(1) スピリチュアリティについて

本稿を進めるうえで、まずスピリチュアリティについての定義づけする。

わが国ではスピリチュアリティに関する言及は、WHOの健康の概念の検討から進展しているおり⁷⁾、スピリチュアリティはわれわれ人間がよりよく生きるために必要な生き方の一要因として、健康に大きく影響するものと考えられている。⁸⁾ 一方、わが国ではスピリチュアリティの定義は定まっておらず、多様な解釈がみられる。⁹⁾ 小西はスピリチュアリティが個人の持つ物質的な生とともに「主体的な

生」であり、生きがいや価値観などの個人の信念の基盤として個人の適応や自己表現につながるものと定義している。¹⁰⁾ 窪寺はスピリチュアリティが、病氣、事故、離別をはじめ人生の様々な場面での「危機」で「覚醒」し、いわゆる意識化され、新しい自己の形成につながるよう変容をするものとしている。¹¹⁾ また谷田はスピリチュアリティが個人の信念体系として「人生の意味づけ」と「周囲とのつながり」として心の平安や希望、信念として表出されるものとしている。¹²⁾ 一方、村田はがんや終末期の対象者に存在する3つの構造「関係性」「自律性」「時間性」の一つでも影響を受けることで、スピリチュアリティの変容、痛みを生じるとしている。¹³⁾ そこで、本稿では、スピリチュアリティを「個人の主体的生として、信念体系に基づき、『関係性』『自律性』『時間性』の側面を持つもので、自己の危機あるいは自己の向上などの変容として表出されるもの¹⁴⁾と定義づけて論を進めたい。

(2) 評価モデルについて

次に本研究における「評価モデル」について定義づけしておく。

現在、本邦の辞書¹⁵⁾から「評価モデル」単独での定義づけは見うけられない。そこで、本研究で取り扱うそれぞれの用語について示し、その上で、本論における「評価モデル」を定義する。まず「評価」についてである。リハビリテーションにおける評価とは、ある手段によって得られた結果を、基準に従って分類するもので、単に障害の定量的判断を行うのではなく、対象者の全人的側面を見ることでひとりの人の全体像を理解することとされている。¹⁶⁾ 一方で、「モデル」とは「模範・手本または標準となるもの。また、今後の範とするために試みられたもの。」¹⁷⁾であり、「対象となる問題を設定し、その問題に関連する要因を体系的に説明し、支援の方向性を概念的に指し示すものの」とされている。¹⁸⁾ そこで「評価モデル」を「対象者のひとりの人の、ある側面の問題を的確に捉えるための評価の方法を概念的に示すもの」と定義づけることとして論を進める。

なお本研究では、リハビリテーションの専門職がリハビリテーション中に生じる可能性のある脳血管障害者のスピリチュアリティ変容について、的確に

捉えるための評価方法を明らかにしたい。

2. 目的

本研究の目的はCVAの一事例のスピリチュアリティ評価結果から、リハによる脳血管障害者のスピリチュアリティ変容の評価モデルを検討することである。

本研究の意義は、CVA者のスピリチュアリティをQOL評価で発症初期から継時的に捉えることに寄与すると考えられる。

なお、本研究は、本学の研究倫理審査を受けている。(TPU-21-025)

また文部科学省科学研究費助成事業研究活動スタート支援(21K21175)の一部として実施したものである。

3. 対象および方法

1) 対象

研究対象者の選定基準は、a初発の脳血管障害、bリハ処方があることとし、除外要因として、cがんや終末期疾患を合併していないこと、d既に精神疾患を有しないこととして、医師に選定を依頼した。

この結果、対象として脳梗塞後左片麻痺の40代の男性Aが選定された。事例は今回のスピリチュアリティの初回評価の約2か月前に発症し、B病院で1か月の保存的加療後に、さらなるリハ目的でC病院へ転院となった。

なお研究について事例に書面と口頭で説明し、書面での同意書を得ている。

2) 方法

以下の2つの方法を初回(C病院入院後1か月時：発症より2か月時点)と最終回(退院前1か月時：発症より5か月時点)に実施した。

(1) 質問紙によるスピリチュアリティ評価

スピリチュアリティの評価は、「質問紙への回答に関する面談」と「面談時の動画から表情変化の確認」を実施した。

質問紙には脳血管障害の疾患特異性QOL評価の一つとされている日本語版Stroke Impact Scale3.0(以下、SIS3.0)を用いた。¹⁹⁾ SIS3.0はDuncanらが開発し本邦で翻訳使用されているもので、身体領域：8領

域(Strength：4項目、ADL/IADL：8項目、Mobility：7項目、Hand function：9項目)とその他の領域(Memory：5項目、Emotion：10項目、Communication：12項目、Social participation：9項目)および0-100までのビジュアルアナログスケールで評価するRecoveryの計9領域から構成されている。¹⁶⁾ 回答は5段階尺度で自己評定する。評点は回復以外のそれぞれの項目の値(素点)を、100点満点に換算(パーセント表示)するものである。このうちEmotionは、感情と訳すことができるもので、スピリチュアリティに近接する人間の精神的行動の変化を表すものと考えられている。²⁰⁾ 今回の研究では、事例に事前配布したSIS3.0への回答内容を筆頭著者が遠隔面談の方法で確認し、遠隔面談の終了後に「この質問紙をつけた感想を教えてください」とSIS3.0への回答についての感想を確認した。

表情変化の確認はLorishらが開発した気分を降順に1(最もポジティブな気分)から20(最もネガティブな気分)の段階的に表情変化を示した図版から自己評価するThe Face Scaleを活用した。²¹⁾ 今回は、筆頭著者が遠隔面談でのSIS3.0実施中の設問ごとの動画中の画像から眉および口角の位置を抽出しThe Face Scaleの図番と照合し記録した。(図1)

(2) セラピストによるリハ中の言語的・非言語的観察(以下、リハ中の観察事項)

事例の担当セラピストにリハ中の観察を依頼した。リハ中の言語的メッセージは、がんや終末期でみられるスピリチュアルペイン²²⁾から「人生の意味(生きる意味・人生の目的・存在の意味など)」「尊厳や価値観」「苦しみの意味」「反省や罪の意識」などに関するもの²²⁾として、参考例(表1)を示し、記録を依頼した。リハ中の非言語的観察では、「表情・顔色・雰囲気などの変化」「態度・行動の変化」「人間関係の変化」「持ち物・趣味・関心事の変化」について記録を依頼した。

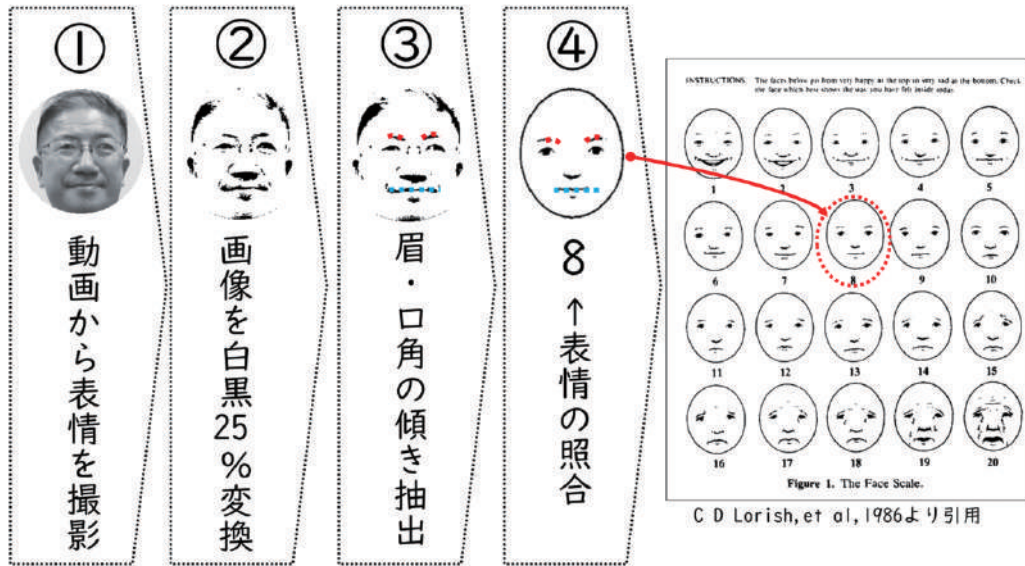


図1 表情変化の確認手順

表1 リハ中の言語的メッセージの例

<p>人生の意味（生きる意味・人生の目的・存在の意味など） 「生きていても意味がない」「何のために生きているかわからない」「私は必要ない存在だ」など</p> <p>尊厳や価値観 「自分のことは自分で決めたい」「歩けなくなったら人間はおしまいだ」など</p> <p>「苦しみの意味」 「この苦しみにはどんな意味があるのか」「なぜこんなに苦しまなければいけないのか」など</p> <p>「反省や罪の意識」 「あんなことはしなければよかった」「家族に迷惑をかけて申し訳ない」など</p>
--

4. 結 果

1) 転帰

リハ期間

リハ期間は3か月で理学療法（PT）および作業療法（OT）を受けていた。この結果、事例の移動能力は、初回時の車椅子院内自立から最終回には、T字杖で屋内自立となっていた。麻痺側上肢機能は、初回および最終回とも廃用手で変化は見られなかった。日常生活活動は Functional Independence Measure が初回時85点でセルフケアレベルから最終回では120点で概ね自立に至っていた。

2) SIS3.0の結果

(1) 得点の変化

表2に事例の初回と最終回の得点変化を示した。身体領域では、初回の得点が50%以下であった。最終回の得点では ADL/IADL（典型的な1日の活動）、

Mobility（移動能力）は80-90%の得点であったが、Strength（麻痺側の力）は45%で Hand function（手の機能）は20%のまま変化が見られなかった。

その他の項目では、Memory（記憶や思考）、Emotion（気分変化と感情コントロール）、Communication（コミュニケーション）は90%以上であったものの、Social participation（社会参加）は40%であった。

Recovery（脳血管障害からの回復）は10のまま変化は見られなかった。

(2) 面接時の状況

① 「質問紙をつけた感想」について

初回には、「左手足が動くようになるか」「趣味（バイク）ができるか」「家族に負担が増えてないか」「（リハで）どれくらい治るか」「これからのことを聞きたい」「これからのことを（自分も）考えたい」と回答した。

表2 SIS3.0の結果 (1) 得点の変化

項目	初回	最終回
身体領域	(%)	(%)
Strength (麻痺側の力)	11.1	45.0
ADL/IADL (典型的な1日の活動)	20.4	93.3
Mobility (移動能力)	23.6	88.9
Hand function (手の機能)	20.0	20.0
その他	(%)	(%)
Memory (記憶や思考)	30.9	97.1
Emotion (気分変化と感情コントロール)	36.8	95.0
Communication (コミュニケーション)	33.0	100.0
Social participation (社会参加)	20.0	40.0
Recovery (脳血管障害からの回復) 0-100	10	10

最終回には「病状の説明があったが、心の整理が付かなかった」「リハビリを続けなければならない」「退院してからどれぐらい生活できるか。できればひとり暮らししたい」「前のようにドライブに行けるようになりたい」「まずは公共交通機関を利用してある程度自由に動き回りたい」と回答していた。

② 面談時の表情変化

図2にSIS3.0に関する面談時の表情変化を示した。初回は中間の気分を表している表情の10から開始し、身体領域ではネガティブな気分変化を表している15と表情が暗く変化し、Emotionでは16、面接時では18とさらに表情は悪化し、終了後は10に戻っていた。一方、最終回は開始時が8で、その後は10、11、と悪化したものの、終了時には11と変化は認めなかった。

3) リハ中の観察事項について

報告者は担当作業療法士であった。

① 言語的メッセージ

初回時には「これからどうなっていくかわからないので混乱しています」との発言が記録されていた。終了時には「とにかく手がよくなないと何もできないので」とのことであった。

② 非言語的観察

担当作業療法士は初回・最終回ともに「リハに意欲的」に取り組む行動を報告していた。

5. 考 察

今回の研究で対象としたCVAの一事例のスピリチュアリティ評価結果から、リハビリテーションの専門職がリハビリテーション中に生じる可能性のあ

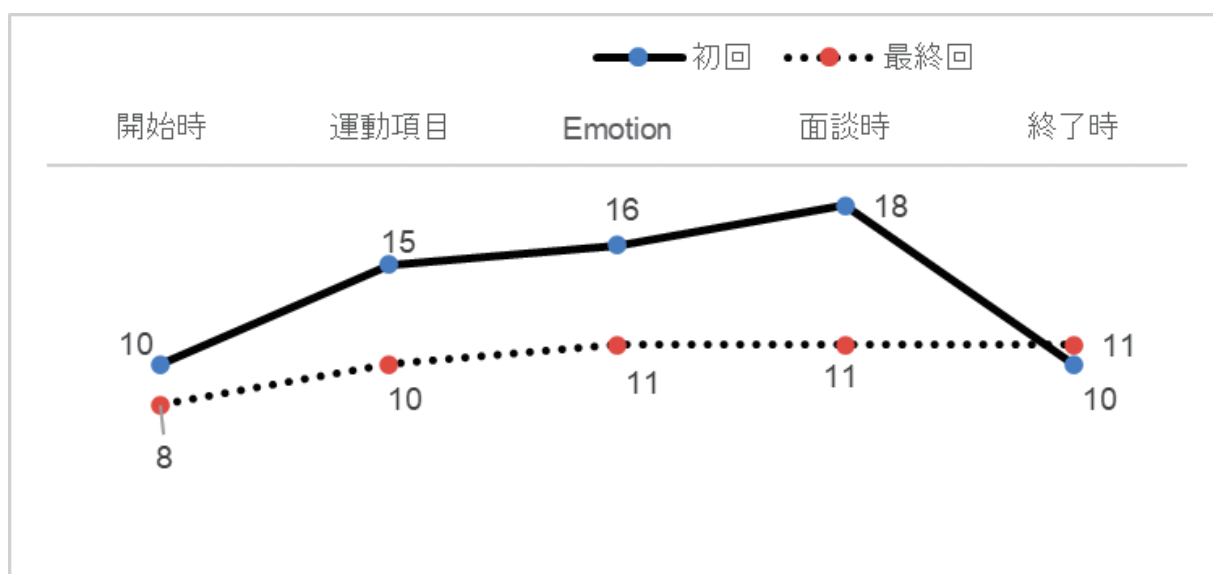


図2 SIS3.0実施中の表情変化

る脳血管障害者のスピリチュアリティ変容を的確に捉えるための評価方法について考察したい。

1) QOL 評価の活用性

今回の研究では、CVA の疾患特性の QOL 評価である SIS3.0を用いた。

今回は事例に事前配布した SIS3.0への回答内容を筆頭著者が遠隔面談の方法で確認し、遠隔面談の終了後に「この質問紙をつけた感想を教えてください」と SIS3.0への回答についての感想を合わせて確認した。

このように本来15分程度の自己記入の方法として使用される SIS3.0を基に半構造化した面談の一つとして使用を試みたものである。

この指標を用いた理由は、前述のとおり SIS3.0の下位項目 Emotion はスピリチュアリティに近接する人間の精神的行動の変化を表すものと考えられており、この下位項目 Emotion の参照がスピリチュアリティ変容一つの方法と考えたからである。

今回の事例では、初回では、Emotion は他の項目と同様に低下傾向を認めたものの、最終回では他の項目と同様に向上を認めていた。一方で、Hand function は初回、最終回とも最低点で変化がなく、Recovery（脳血管障害からの回復）は 0-100の範囲で、10で変化はなかった。このことから、SIS3.0を利用する場合に、スピリチュアリティを反映する可能性のある下位項目 Emotion だけでなく、疾患特異性の QOL 評価として、全体的な変容を捉えて活用することで同定可能性が推測された。

2) 事例の言語的メッセージからの同定

本研究では、SIS3.0を用いての半構造化した面談とリハ中の自由対話からの言語的メッセージの収集を試みた。この結果、SIS3.0を用いての半構造化した面談では、各下位項目に関連した話題が表出されていた。一方で、リハ中の自由対話では、がんや終末期によくみられるスピリチュアリティの変容を参照し、言語的メッセージの収集を試みたものの、ごくわずかな発言の収集にとどまっていた。

今回の結果に着目すると、SIS3.0を用いての半構造化した面談だけでなく、担当 OT の記録からも「これからどうなっていくかわからないので混乱し

ています」と「生きる意味」に揺らぎを認め、スピリチュアリティへの影響が推測された。

担当 OT の最終回の記録では、ADL や IADL など多くの改善がみられた。一方でリハ中の言語的メッセージはわずかな表現のみであった。ただし、その内容では「とにかく手がよくなると何もできないので」の発言がみられ、「価値観」に関するスピリチュアリティへの影響が認められていた。この点は SIS3.0の最終回で、Hand function は変化がなく、Recovery については10%のまま変化が見られなかった点と合致していた。

以上から、リハによるスピリチュアリティの変容の評価には、対象者の言語的な自己評価と ADL 評価結果などの客観的指標のズレにも着目する必要性が推測された。

一方で、言語表出からのみでは、いわゆる焦燥や不安などの情動の変化の可能性も否定できない。そこで、言語的メッセージについてはさらにそのスピリチュアリティの変容を追求する必要があると考えられる。またセラピストによるリハ中のスピリチュアリティの変容を言語メッセージのからのみ推定することには容易とは言えず、評価方法としての課題があると考えられた。そこで、SIS3.0など脳血管障害者のスピリチュアリティを同定する可能性のある指標を用いて、意図的にスピリチュアリティの変容を捉える評価方法を積極的に導入するモデルを提案したい。

3) 事例の非言語的観察からの同定

本研究では SIS3.0を用いての半構造的な面談中の表情変化とリハ中の「表情・顔色・雰囲気などの変化」「態度・行動の変化」「人間関係の変化」「持ち物・趣味・関心事の変化」の収集を試みた。この結果、SIS3.0を用いての半構造的な面談では、動画をを用いたため、面談中の表情変化を確認することができた。一方で、リハ中「表情・顔色・雰囲気などの変化」「態度・行動の変化」「人間関係の変化」「持ち物・趣味・関心事の変化」の収集を試みたが、ごくわずかな行動の収集にとどまっていた。

非言語的観察に着目すると、開始時の表情変化の確認は比較的容易であったものと考えられる。これは面談を通して、事例の客観的な状況と主観的な

想いが表情変化として表出された可能性が考えられる。この点はリハビリテーションの開始当初に表情変化を捉えることの必要性につながる視点と考える。

一方で、最終評価では表情変化は低水準で初回時と比較してあまり変化がみられなかった。この点は一見すると情動の変容は改善したようにも解釈可能であるが、客観的な状況と主観的な想いとのがずれが持続していた可能性も否定できない。

以上からリハビリテーションによるスピリチュアリティの変容の評価は、対象者の自己評価と、非言語的指標の変化を捉えることが一つの手がかりと推測された。

6. 結 論

今回、CVAの一事例のスピリチュアリティ評価結果から、リハによる脳血管障害者のスピリチュアリティ変容の評価モデルを検討した。

- (1) CVA者のスピリチュアリティ評価は疾患特異性のQOL評価を用い包括的な変容を捉えて活用する方法が考えられる。
- (2) 対象者の言語メッセージからリハ中のスピリチュアリティの変容の評価には、対象者の自己評価と客観的指標のズレにも着目する必要性が推測された。
- (3) リハによるスピリチュアリティの変容の評価には、対象者の自己評価と非言語的指標の変化を、より意図的に捉えるモデルの開発が必要と推測された。

7. 研究の限界

本研究は、リハによる脳血管障害者のスピリチュアリティ変容の評価モデルをCVAの一事例の評価結果から検討したため、今回の方法をそのままリハによる脳血管障害者のスピリチュアリティ変容の評価モデルとして活用できない可能性がある。

今後事例を重ね今回の評価手法の妥当性についてもさらなる検討が必要である。

謝 辞

本研究の調査にご協力いただいたA氏およびデータ収集にご協力いただきましたC病院のスタッフの皆様には深謝いたします。

文 献

- 1) 厚生労働省「(イ) 症状・病態等によって重症度・緊急度『高』となるもの」、https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1016-10b_0003.pdf、(2023年11月12日閲覧)。
- 2) T Steigleder, R Kollmar, C Ostgathe (2019) “Palliative care for stroke patients and their families: barriers for implementation” *Frontiers in neurology* 10 (164): 1-8.
- 3) 坂本俊夫 (2022) 「脳血管障害者のスピリチュアリティおよびスピリチュアルケアにおける文献研究」 *東京保健医療専門職大学紀要* 2 (1) : 30-39.
- 4) 坂本俊夫 (2015) 「スピリチュアルケアの要素としての作業療法についての文献検討」 *人間学研究論集 = Bulletin of human studies*, 2015 ; (4) : 13-23.
- 5) Townsend E. et al. : *Spirituality in Enabling Occupation: A Learner-centered Workbook*, CAOT Publications ACE, 1999 : 1-6.
- 6) 西山菜々子、安部能成 (2014) 「進行がん・末期がん患者に対するリハビリテーションの立場からみた患者のQOLについての検討 — 活動中に述べられた患者の主観的な言葉に着目して」 *Palliative Care Research*; 9 (3) : 301-4.
- 7) 岩崎清隆 (2005) 「スピリチュアリティ論争の本質とそれが作業療法に提起するもの」 *作業療法* 24(2) : 111-123.
- 8) 田崎美弥子 (2006) 「健康の定義におけるスピリチュアリティ」 *医学のあゆみ* 216 (2) : 149-151.
- 9) 横山優樹 (2017) 「スピリチュアルケアのケアモデルの検討 : 心理療法・精神療法の知見から」 *東京大学宗教学年報* 34 : 177-196.
- 10) 小西達也 (2012) 「主体的生のサポートとしてのスピリチュアルケア」 *医学哲学医学倫理* 30 : 11-19.
- 11) 窪寺俊之 (2015) 「人生の危機とスピリチュアリティ」 *死の臨床* (0912-4292) 38(1) : 14-15.
- 12) 谷田憲俊 (2011) 「スピリチュアリティとは : 谷田憲俊・大下大圓・伊藤高章編 (2011) 『対話・コミュニケーションから学ぶスピリチュアルケア — ことばと物語からの実践』 診断と治療社 (東京) : 2-3.
- 13) 村田久行 (2003) 「終末期がん患者のスピリチュアルペインとそのケア — アセスメントとケアのための概念的枠組みの構築」 *緩和医療学* : 2003 ; 5 (2) : 157-165.
- 14) 坂本俊夫 (2023) 「脳血管障害者の疾患特異性 QOL 評価にはスピリチュアリティに関する項目が含まれているか」 *敬心・研究ジャーナル*, 7 (2) : 11-17.
- 15) *weblio* 辞書 「評価モデル」 <https://www.weblio.jp/content/%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%83%A2%E3%83%87%E3%83%AB> (2024年4月29日閲覧)。
- 16) 澤俊二・鈴木孝治編 (2010) 「作業療法評価のエッセンス、作業療法ケースブック」 *医歯薬出版* (東京) : 3-4.
- 17) *デジタル大辞泉* 「モデル」 <https://www.weblio.jp/content/model?dictCode=SGKDJ> (2024年4月29日閲覧)。
- 18) 日本精神保健福祉士養成校協会編集 (2014) 「『精神保健福祉の理論と相談援助の展開 II、第 2 版』 中央法規 (東京) : 3-6.

- 19) 鈴鴨よしみ (2022) 「作業療法における QOL 評価、第55回日本作業療法学会基調講演」 作業療法41(2) : 154-159。
- 20) 越智光宏、大橋浩、蜂須賀研二、佐伯覚 (2017) 「Stroke Impact Scale version 3.0の日本語版の作成および信頼性と妥当性の検討」、Journal of UOEH (3) : 215-221。
- 21) Larry Culliford (2012) “Spirituality and Emotions”, <https://www.PsychologyToday.com/intl/blog/spiritual-wisdom-secular-times/201209/spirituality-and-emotions-spirituality-beginners-14>, (2022年10月21日閲覧)。
- 22) Lorish, C. D., & Maisiak, R. (1986). The face scale: a brief, nonverbal method for assessing patient mood. *Arthritis & Rheumatism: Official Journal of the American College of Rheumatology*, 29, 906-909.
- 23) 恒藤暁 (1999) 「最新緩和医療学」最新医学社 : 7。
- 24) 日本緩和医療学会「苦痛に対する閾値をあげ人生に意味を見出すための精神的ケア」、https://www.jspm.ne.jp/files/guideline/sedation_2018/04_03.pdf (2023年11月12日閲覧)。

受付日 : 2024年 3 月 8 日

受理日 : 2024年 5 月 28 日

介護福祉職の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への 対応の経験に関する研究

松 永 繁

岩手県立大学

A Study of care workers experiences dealing with Coronavirus disease 2019 (COVID-19)

Matsunaga Shigeru

Iwate Prefectural University

抄録：＜目的＞新型コロナウイルス感染症への施設関係者の対応に関する経験を記録化することを目的として実施した。＜方法＞新型コロナウイルスへの対応に関する施設の記録物と施設関係者の聞き取りからデータ収集を行い、整理した。＜結果＞施設関係者は、感染対策物品確保の困難さ、感染者が出た場合のシミュレーションの実施、家族対応への困難さ、対策への不満の経験等をしてきた。＜考察＞可能な範囲で通常業務を削減・休止することで介護職員の過重労働の回避を図っていたが、介護職員の中には、感染対策で利用者に求める生活の制限に加え、通常業務の削減・休止の対応が利用者への罪悪感となり不満やモチベーションの低下につながっていた。一方で、感染区域で対応にあたった介護職員は介護業務が回らないという限界の経験を共有することで、方向性の一致が容易となり、身体的負担はあってもモチベーションが維持されたことが考えられる。

キーワード：新型コロナウイルス感染症、特別養護老人ホーム、経験、災害エスノグラフィー

1 はじめに

我が国で初めて新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (以下、コロナウイルス) が確認されて以降、全国の特別養護老人ホーム (以下、施設) では、コロナウイルスに関する感染予防対策やクラスター発生への対応などで施設関係者は様々な経験をしてきた。

施設では、コロナウイルス発生以前から、インフルエンザやノロウイルス等への感染対策について、マニュアルを整備し実践してきた¹⁾。しかし、コロナウイルスは、過去に誰も経験したことのない未知の感染症であり、有効な対策や感染に伴うリスクなどの情報が無い中、施設では既存の感染対策のマニュアルを踏まえつつ、各方面から五月雨式に出さ

れるコロナウイルスに関する情報を参考に試行錯誤しながら対応してきた。

これまでの施設におけるコロナウイルス感染症に関する研究では、アウトブレイク時の事例に基づいたコロナウイルスの感染対策 (以下、感染対策) のマニュアルの検討²⁾ や感染対策が利用者に及ぼす影響についての検討³⁾、介護職員の労働環境や負担感についての検討⁴⁾ などがなされている。

しかし、施設関係者のコロナウイルスへの対応を行う中での葛藤や苦悩、困難など施設関係者が経験した主観的な部分に注目し、質的に記録した研究は少ない。そのため、本研究では、災害エスノグラフィーの手法を参考にして、施設関係者の経験を記録に残すことを目的として実施した。災害エスノグ

ラフィーとは、災害現場に居合わせた人たちの体験を聞き、将来に向かって残すべき教訓や普遍化できるものを明らかにすること、災害現場に居合わせなかった人々が災害を迫体験することを目的とした研究手法である⁵⁾⁶⁾。本研究の意義は、施設関係者の経験を記録化することで、将来、経験していない者がその時の経験を迫体験し、経験を共有することで、新たな感染症が生じた場合、その対応に活かせることが期待できると考える。

2 研究方法

(1) 対象とデータ収集方法

対象施設は、都内にある特別養護老人ホームである。入居者100名定員のユニット型であり10ユニットがある。その他、10名定員のショートステイが独立したユニットとして併設されている。職員数は76名である。なお、対象施設の選定には機縁法を用いた。

国内でコロナウイルスの感染が初めて確認された2020年1月から2022年7月までの期間と、対象施設においてアウトブレイクが発生し終息した2022年7月から2022年8月までの期間を対象とし、その間のコロナウイルスへの対応に関する施設の記録物(介護日誌、職員間の引継ぎノート、委員会等の会議議事録等)からデータ収集を行った。

また、当時の施設長、介護長、看護主任、およびコロナウイルスに感染した利用者への対応に当たった介護職員3名への聞き取りからデータ収集を行った。

(2) 分析方法

まず、記録物と聞き取りにより得たコロナウイルスに関する対応のデータを、社会の動向と施設で行われた感染対策に分けたうえでタイムラインとして整理した。

次に、当時の施設長、介護長、看護主任、介護職員3名の聞き取りデータを、国内でコロナウイルスの感染が初めて確認された2020年1月から2022年7月までの期間と、施設においてアウトブレイクが発生し終息した2022年7月から2022年8月までの期間に分けて、関係者の経験を整理した。

3 倫理的配慮

岩手県立大学研究倫理審査委員会の承認を受けて

実施した(承認番号429)。

4 関係者の経験

国内でコロナウイルスの感染が初めて確認された2020年1月から2022年7月までの期間と、施設においてアウトブレイクが発生し終息した2022年7月から2022年8月までの期間での関係者の経験について述べていく。なお、斜字は原文を引用していることを示すものである。

(1) 2020年1月から2022年7月までの期間

(a) 情報の混乱とメディアからの情報収集の経験

2020年1月16日、国内で感染者が初めて確認され、2月5日には大型クルーズ船の乗客乗員のうち10人からコロナウイルスの感染が確認された⁷⁾。その後、国内でのコロナウイルスへの感染者拡大が報道される中、施設では2020年2月21日に「新型コロナウイルス発生時の対応と予防策検討会議」が開催される。この会議では、施設長をはじめ、介護長、看護主任といった組織運営に携わる管理職を中心に、予防策の確認、職員が罹患した場合の対応などが話し合われた。この時期、職員は、コロナウイルスは感染したら死に直結すると捉えており、利用者が感染してしまうと最悪、死亡するという危機感を施設関係者は持っていた。しかし、情報が錯綜し、感染対策として何をどこまで行えばいいのか分からないという状況での話し合いであった。

また、コロナウイルスの拡大と共に近隣の施設同士での定期的な集まりも無くなり、施設の横のつながりは薄くなっていく。そのため、感染対策に関する情報交換も行われることはなく、他の施設が具体的にどのような感染対策を行っているのかについて把握することはできなかった。

このようにコロナウイルスに関する情報が少ない中、主な情報源はメディアであった。行政機関や関係機関から情報は届くが、最新の情報はメディアが一番早く、メディアからの情報を参考にして施設での感染対策が進められていく。たとえば、2020年2月に発生したダイヤモンドプリンセス号内での集団感染はメディアによって大きく報道された。報道の中で、クルーズ船内でゾーニングが行われたうえで対応がなされたことが有効だった旨が報道された。

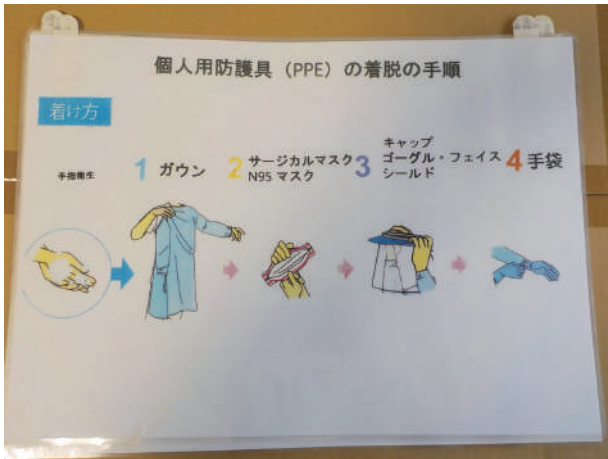


写真1 正しいガウンの着脱を視覚化する

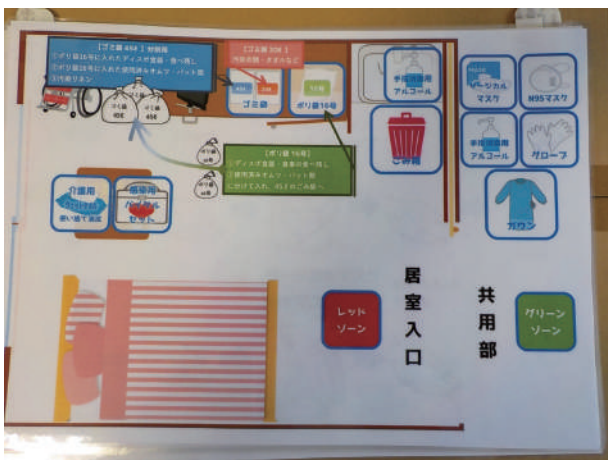


写真2 レッドゾーンでの物品の置き場のレイアウトの視覚化

このことを受けて、施設内で感染者が出た場合は、ゾーニングを実施する必要性を確認し、感染者が出た場合はゾーニングを行うことを決定している。また、医療機関でのガウンを着脱する場所に着脱の手順をイラストにして視覚化した対応がメディアに取り上げられると、それについても施設で取り入れて実施した。

(b) 感染対策物品確保の困難さの経験

2020年2月時点での施設の感染対策の目的は、コロナウイルスの防御であった。つまり、コロナウイルスを外から施設内に持ち込むことを阻止することに力が注がれる。しかし、この時期、防御するために必要となる感染対策物品の入手が難しくなりつつあった。そのため、看護主任は、マスクやガウン、飛沫対策のビニールシートを自費で購入し自宅に保管しておく。その理由は、「施設を通して購入すると、手続きに時間がかかりその分、入手が困難にな

る」との自己判断からであった。特に、マスクは市中では入手が困難となっており、施設でも同様であった。そのため、職員はマスクを「一週間に一枚を使い回す」とし、介護職員の中には、マスクに自身の名前を記入して、消毒液で洗い、乾燥させたうえで再び利用するという方法を行っていた。

また、ゴム手袋も入手困難となる。そのため、いかに節約するかが検討され、主に介護職員が手袋を使用する場面の確認が行われる。「手袋はどんな場面で使ってるか、みたいなのを聞かれて。ここでは使わないとか、ここで使うみたいなの結構言われたこともあります。シーツ交換の時に手袋してる人がいて。それは自分の手荒れしないためですけど。だけど、ここでやっちゃ駄目とか」。また、感染対策物品の在庫管理も徹底され許可なく倉庫から持ち出すことが禁止される。

(c) 感染者が出た場合のシミュレーションの実施の経験

2020年8月、施設の会議で、施設内で陽性者が一人出たら、施設に併設されているショートステイは受け入れを止め、利用中の方は自宅へ帰っていただく対応をとることを確認する。

また、利用者の感染者が施設内で複数出た場合のゾーニング場所の検討が行われる。感染者には酸素が必要になることが予想されたため、酸素がすでに設備として備え付けられているユニットをレッドゾーン（感染区域）に指定し、そこに陽性者を移すことを決める。そして、レッドゾーンとなった居室の利用者はショートステイの空き居室に移ってもらう対応をとることも併せて確認する。

また、ゾーニングを実施した場合のシミュレーションも行う。飛沫防止用のビニールをどこに吊るすかやレッドゾーン内での介護職員の動線を確認していく。細かくシミュレーションをしていくと、レッドゾーンを対応する介護職員の休憩室やレッドゾーンの出口に手を洗う場がないなどの課題が見え、さらに検討することとなる。

(d) 家族対応への困難さの経験

2020年4月7日、政府は7都道府県に緊急事態宣言を発令し、4月16日には、47都道府県に拡大する

など感染者拡大が止まらない状況となっていく⁸⁾。このような状況において、利用者家族から「孫の結婚式に利用者連れて行きたい」との申し出がある。施設としては「ちょっとそれは勘弁してほしい」ということが本音であったが、家族の強い希望で応じることになる。しかし、その対応に、該当利用者のユニットの介護職員からは、自分たちの感染対策への努力が理解されていないと感じ、「泣きが入ってましたね。もう怒っちゃって、仕事できないみたいな人もいました」と反発する介護職員もみられた。

施設のショートステイの利用者からコロナへの感染者が発生する。持病を持っており、施設では本人の急変に備えて、また、他者への感染を防ぐためにも早急に病院へ受診し、入院の対応を検討する。しかし、利用者のかかりつけ医すべてが受診を拒否する事態となる。そのため、施設側で入院設備を備える病院に問い合わせを行うが、ある病院では、「入院するような状態でなければ、家に連れて帰ってもらうことを確約しなければ診ない」との回答がある。そのことを家族に伝えると「仕事もあるんだし、そっちでうつしたんだからそちらで見て」と家族は自宅に引き取ることを拒否する。他の利用者への感染が心配される中で、看護職員を中心に病院、家族とのやり取りの対応に追われることとなる。対応した看護主任はこの経験について、「そっちでうつしたとか誰がうつしたとか、そのことになってしまう。また、ショートで感染者が出ると、ショートを使っていた人が他に利用しているデイサービスが受け入れてくれなくなる。そのため、家族からは検査をしに来いとか。もう散々いろんなことを言われて、自分がうつす心配よりもううつされることばかりを心配してて」と当時の経験を語っている。

また、家族の面会の対応においても施設職員は労力を費やす。「あの施設では面会しますが、なぜ、お宅はそうさせてくれないんだというような苦情が非常に多くて。だから23区の中には面会への対応を同じにする。つまり、面会の対応は一律しないということも聞きました。苦情が来ないように」と面会への対応に苦慮する施設がみられるなか、対象施設では、対面での面会を完全に止めることはなく継続した。対面での面会時の感染対策として、面会者は

施設内には入らず、施設の外のベランダから家族がビニール越しに面会を行う方法をとる。2,3階の場合は、敷地内の外の非常階段からベランダに行くという対応をする。しかし、家族からは、ビニール越しで利用者がよく見えない、声が届かないという声が寄せられる。また、オンラインを利用した面会も実施するも、「利用者さん本人、認知症があるので声はしてるけど、どこにいるの、みたいな感じで、認知症の方には難しいなって」という場面がみられ、オンライン面会は上手く対応ができないことを介護職員は実感する。また、ビニール越しの面会やオンラインでの面会両方に共通することとして、職員一人は面会の対応につきっきりとなってしまう、他の職員の業務負担がさらに増してしまう状況がみられた。これらの状況を少しでも軽減するために施設では、面会を事前予約制、面会回数を週1回、10分から15分の時間の制限、面会人数の制限などを設けていく。なお、この方法は、社会の感染状況を見ながら緩和したり制限を強化したりしていくこととなる。

(e) 対策への不満の経験

2020年4月の対策検討会議以降、政府の緊急事態宣言や都の警戒宣言の「東京アラート」の引き上げ、国内での感染者数、死者数の状況に応じて、都度、施設内で会議が開催され、外部業者に求める感染対策、介護職員に求める感染対策などが施設長、介護長、看護主任などの管理職レベルで検討され決定されていく。しかし、現場で働く介護職員の中には、施設の感染対策へ反発を持つ者もいた。その反発の背

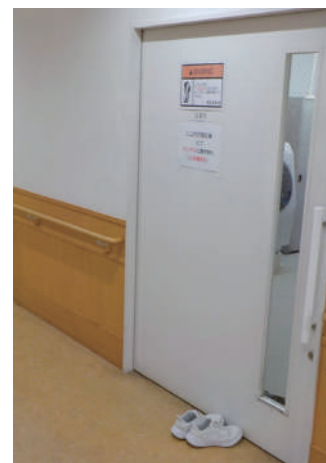


写真3 汚物処理室。Aユニット職員が入っていたらBユニット職員は外で待つ



写真4 汚物処理室の内部

景は、利用者の生活を制限する対策への疑問、感染対策によって生じる非効率な業務内容による負担増であった。例えば、非効率の例でいえば、他のユニット職員との接触を避けるため、汚物処理室に一人の職員がいたら、もう一人は外で終わるまで待機する。入浴についても、1日4ユニットが使用する一つの浴室（通常は個浴、機械浴があり、仕切りを利用して2名が入浴可能）を1ユニットが終わるまで他のユニットは使用できない。そのため、現実的に入浴を1日で4ユニット使用するのが困難になる。

「一番最初の方はどうしても動きがこう非効率的になるので、反対するわけじゃなくても、まあ、明らかにイライラしたりとか、ちょっと嫌な感じの雰囲気になったりっていうのはありました。まあ、ピリピリした」雰囲気を感じていた。

現実的に週2回の入浴が困難な中、1週間に1回を入浴、もう1回を清拭で対応することとなる。このことは、感染対策を優先することで介護職員の業務量が増大することを回避する目的もあった。しかし、その対応が利用者の楽しみや心地よさを奪うことになってしまっていると罪悪感を抱き、対応への不満につながる職員も存在した。

(f) 緊張の経験

また、施設内では、介護職員が施設内にコロナウイルスを持ち込むことで、利用者に感染させるリスクが最も高いため、「私たちの一つの行動が大切」というプレッシャーを常に感じながら介護に従事することとなる。

(g) 疑いのある利用者への初期対応の大変さの経験

施設では、利用者に発熱が見られたら直ぐにコロナウイルスへの感染を疑い、コロナウイルス感染者対応で当たることが決められていた。「熱が出たら、コロナを疑うじゃないですけど。すぐ感染症初期対応はきつかったですね。37度5分以上はまずそっちを疑うということで。そうなった時、ワーって思ったり」

また、発熱した利用者の抗原検査には、時間を要するため、コロナウイルス感染者対応を数日間行わなければならない、そこに発熱者が数名出ると感染者対応による業務量が増大し、介護職員の負担が増していくことになる。

(h) 感染者発生時の対応の大変さの経験

2022年1月21日、都内全域に蔓延防止法が発令される状況の中⁹⁾、2022年4月、施設の3階フロアで初めて利用者から感染者が出る。感染は利用者1名に留まったため、ゾーニング実施の対応はとられなかった。しかし、感染者が出たユニット職員は、他のユニット職員と接触しないように完全に行動を分ける。たとえば、出勤は、施設の玄関からは入らず、建物の外にある非常階段で3階まで上がり、ベランダから空き居室を通過してユニットに入るという対応をとった。また、出勤カードの記録、検温、着替えもすべて、ユニット内で完結させる対応をとった。

(2) 2022年7月から8月までの期間

(a) ゾーニングによる対応の経験

2022年7月16日、施設の所在する市では、陽性者数は7074人となっていた¹⁰⁾。その日、利用者の一人に発熱がみられた。その利用者へ抗原検査を行っている最中に、もう一人発熱する。検査結果はいずれも陽性であることが判明する。この時点で、施設長、介護長、看護主任は、感染拡大の可能性が高くなったと判断し、以前に申し合わせていたように1階のユニットをレッドゾーンとし、感染者を1階ユニットへ移すこととした。それに伴い、1階のユニット利用者は、ショートステイの居室へ移る対応をとる。移動作業は短時間で無事に終了する。しかし、

物品一切の移動、介護日誌用のパソコンを移動したり、廃棄するゴミをどこに置くかといったレイアウトを決める作業がその後の作業として続く。また、レッドゾーンを担当する専任の職員が招集され配置される。この職員は、万が一、ゾーニングを行った際に、レッドゾーンで感染した利用者に対応できるか否かについて、事前の聞き取りを行い、「可能」と答えた職員の中から、経験やスキルを検討しあらかじめ選出しておいた職員である。

レッドゾーンで感染者の対応をする介護職員は、最初の2、3日は利用者2名、3名の対応であり、介護職員一人で対応可能な人数だったが、時間の経過とともに10人以上の対応にあたることになる。そのため、食事、排泄介助など対応が困難となる。「頑張っても回らないっていか残業しないと回らない。人を投入してもそう」。

「朝に全員対応できなくて、全然終わらないっていうふうな感じなんです。各居室で食事介助をやらなきゃいけない。でも、全量じゃなくても、ある程度食べさせるっていうことで、日勤も通常は9時からですが、8時ぐらいから来てもらってたんですけど、それでも終わらない」。

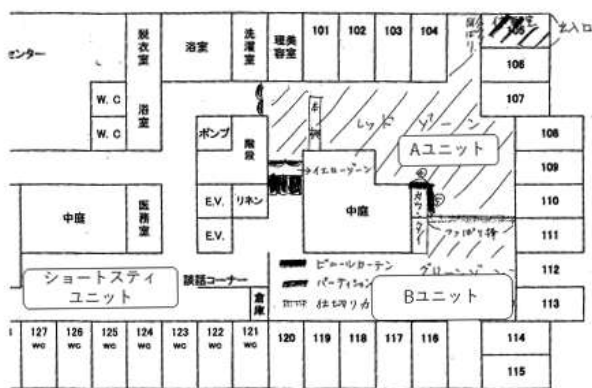


図1 ゾーニングの実際（介護職員の手書きの資料。一部筆者が加工。）

(b) 優先順位を決めての業務遂行の経験

レッドゾーンでの感染者への対応に介護職員が限界を感じている中で、レッドゾーンにおける業務の見直しが行われる。例えば、食事については、朝食は栄養補助食品と水分だけとし、7時から食事ができる利用者には介助に入った。入浴も、一週間のうち1回は清拭対応とする。排泄の回数も、尿取り

パットを変更し、日中帯で4回から5回入るところを3回程度に減らし、夜勤帯もできるだけ2回入っている利用者へは1回に減らすという対応を行う。

シーツ交換については、「シーツ交換しなかったですよ。なんか諦めましたね」と最も優先すべき事項を決めて介護にあたることとした。

また、レッドゾーンで対応に当たる際は、「入ったら、ガウンを着る。そして作業が終われば、レッドゾーンの外で脱いでしっかり手を洗って消毒するという対応をとる」ことで、これらを行う手間がかかる。また、ガウンの使用量も多くなるため、夜間の体位交換は、問題ない利用者は3時間に1回とした。そして、夜間の各居室の巡視は、居室の電気をつけたままにして、居室のカーテンを少し開けておく。そして、居室の外から介護職員が確認するという対応をとった。

このように、レッドゾーンへはガウンを着るなどの準備があるためすぐに入ることにはできない。また、常時、介護職員は各個室の居室で作業にあたるため、レッドゾーンのフロアーにいないわけではない。そのため、介護職員が一番の心配は事故であった。

「事故が怖かったなって。明らかに危ない人とか。トイレの訴えが頻回で自分で行こうとして倒れて。熱が出てるときとかは静かに寝てる。元気になってきた頃が危なかったんですよ」

職員は事故リスクと感染者への対応の限界とのジレンマを感じながら対応にあたった。

(c) 対応への疲弊の経験

時期は7月であり、日中の気温は高い日が続くようになる。そのような中、感染者への対応で介護職員が一番辛かったことは「暑さ」であった。「一番最初の頃って、ガウンが、なんかビニールのやつ。めちゃめちゃ熱いのが最初購入されてて、それはあつかったんですね。」「マスクは二重にして。ガウン着ているからなおさら。汗を拭けないですね。目に汗が入るから目が痛くて痛くて」。

また、身体的負担の軽減を目的にレッドゾーンでの作業は、一人2時間を限度とすることが決められていたが、レッドゾーンに入っている間、介護職員は水分摂取ができなかったことが非常につらかったと話す。



写真5 レッドゾーンで対応する介護職員は出勤したら施設の玄関を通らずに外から中に入る。



写真7 レッドゾーン対応職員が使用していた手洗い場。レッドゾーンから出てきた介護職員はここで手を洗い控室に行ったり、帰宅した。元は植木の散水用の蛇口。



写真6 レッドゾーンのユニットの出入り口



写真8 レッドゾーン対応職員が使用した手洗い場

その他、感染者の洗濯物、レッドゾーンから出た食事や排泄物のゴミ処理に関する対応も介護職員には大きな負担となる。感染者の衣類は、普段利用している洗濯業者にはすぐに出せず一週間経ってから、専用の袋に入れて業者に出す対応が取られていた。そして、業者に出す際は、いつ出した衣類か日付を袋に貼って出すこととなっていた。そのうち、洗濯物が回収されないため保管場所に山積みになる。それを業者が回収する日に保管場所から業者が回収する場所まで介護職員が運ぶことになる。「洗濯物を持っていく作業が意外と大変で」。

その他、残飯や使い捨て食器も、すぐにゴミとして出せず、数日経ってから感染物として他のゴミと分け、いつのゴミか日付を貼って出すことになる。また、これらのゴミは、感染用のゴミとして通常の施設で出るゴミ置き場ではない場所で保管することとなり、洗濯物と同様に業者に出す際は、そこから

指定の場所に運ぶという対応を取らなければならなかった。「時間が経たないと出せない。だから大量になるんです。夏だったのでゴミ袋付近でゴキブリとかでたり」。

(d) 人との接触を避ける経験

レッドゾーンで感染者の対応を行う介護職員は、他ユニットの職員と接触は完全に避ける。「もうなんか、ガチガチに分けてやってる」。そのため、レッドゾーンで感染者の対応を行う介護職員は、施設内での移動も遠慮しなければという思いに至るようになったと話していた。また、「私たち、なんか通勤でも、他の人やお店に寄っちゃいけないように思って」と勤務以外でも人との接触をあえて避けるようになってしまったということも経験していた。

5 考察

自然災害の場合、インフラの停止による通常業務の休止や、災害時業務への対応のため、通常の業務量が急減する。一方、コロナウイルス感染症では、感染対策や感染した利用者への対応の業務が通常業務に新たに加わり、業務量が増大する¹¹⁾。事実、対象施設では、感染対策を完璧に行おうとすればするほど、業務量が増大し介護職員の疲弊につながっていた。

そのため、可能な範囲で通常業務を削減・休止し、感染対策に関わる業務を優先する対応により介護職員の過重労働の回避を図っていた。しかし、介護職員の中には、感染対策で利用者に求める生活の制限に加え、通常業務の削減・休止の対応が利用者への罪悪感となり、不満やモチベーションの低下につながっていた。このことは、介護職員の負担軽減のための通常業務の削減・休止が、逆に不満やモチベーションの低下をもたらす可能性を示唆している。

一方で、レッドゾーンで感染者への対応に当たった介護職員は、感染者への対応の限界から介護業務の多くの削減・休止、必要最低限での提供に留める対応をとっていた。しかし、不満やモチベーションの低下の経験は語られていない。逆に、「**同じ方向性で業務ができ、仕事がやりやすかった**」と述べており、モチベーションが維持できていた。その理由として、経験の共有が考えられる。レッドゾーンで対応にあたる介護職員全員が、**がんばっても介護業務が回らないという限界を経験している**。この共通の経験が方向性の一致を容易にし、身体的負担はあっても不満やモチベーション低下につながらなかったことが考えられる。

6 まとめ

施設関係者のコロナウイルスへの対応に関しての経験について述べてきた。施設での感染対策や感染者への対応では、施設関係者が様々な感情や思いを抱きながら対応していた。将来、新たな感染症が生じた場合、これらの経験の追体験により、その感染

対策や対応が介護職員にどのような経験をもたらすことになるのか、理解していくための一助となると考える。

本研究は施設での事例から、コロナウイルスへの対応に関する経験についてまとめた。しかし、一か所の施設の事例であり、今後は、さらに施設数を増やしコロナウイルスへの対応に関する経験のデータを集め研究を進めていく。

附記

お忙しい中、記録物等のデータのご提供や、聞き取りにご協力頂きました施設関係者の皆さまに改めてお礼申し上げます。

文献

- 1) 大浦絢子、山崎貴裕、扇原淳、町田和彦 (2014) 「高齢者介護施設における感染症予防策と対応策の検討」『厚生生の指標』第61、33-38
- 2) 松田優子、近藤香苗、小林尚司、森田一三、下間正隆 (2022) 「特別養護老人ホームケアスタッフの実状に基づく COVID-19に対する感染対策てびき書の作成」『日本環境感染学会誌』37、100-109
- 3) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (2022) 「新型コロナウイルス感染症対策下における認知症者への支援の現場を対象としたインタビュー調査報告書」
- 4) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2021) 「新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成事業報告書」
- 5) 法橋尚宏、太田浩子、林綺婷、和辻雄仁 (2022) 「エスノグラフィックリサーチの方法と研究事例」『日本看護研究学会雑誌』45巻、159-175
- 6) 重川希志依 (2019) 「エスノグラフィー調査に基づく災害文化の理解」『保健医療科学』68巻、301-308
- 7) 8) 朝日新聞 DIGITAL 新型コロナウイルス感染日本の1年 <https://www.asahi.com/special/corona/japan-yearly/> (最終アクセス日2024. 5. 1)
- 9) NHK コロナタイムライン <https://www3.nhk.or.jp/news/special/covid19-timeline/> (最終アクセス2024.5.1)
- 10) 東京都新型コロナウイルス感染症陽性者数 (区市町村別)
- 11) 厚生労働省老健局 (2020) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

受付日：2024年5月8日

旧優生保護法の司法判断

— 大阪高裁2023（令和5）年3月23日 —

梶原 洋生

日本社会事業大学

A judicial decision on the former Eugenic Protection Act by the Osaka High Court on March 23, 2023

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract : In recent years, Japan has been seeing a series of lawsuits across the country regarding the so-called former Eugenic Protection Act. The law came into effect in 1948 and remained in place until 1996. In fact, numerous people with disabilities had been forcibly sterilized based on the provisions of this law. In response, a number of people affected by the law individually filed lawsuits, arguing that such cases violated human rights and the Constitution. Several courts have already ruled in support of the plaintiffs, deeming the law to be unconstitutional and ordering the state to pay compensation. Leveraging an opportunity to look at an Osaka High Court ruling on March 23, 2023, I examined this judicial decision while reviewing some relevant literature.

Key Words : former Eugenic Protection Act, sterilization, judicial decision

抄録 : 近年の日本では、いわゆる旧優生保護法について、各地で訴訟が相次いでいる。当該法律は1948年に施行され、1996年まで続いていた。じつは、その規定に基づいて、障害を有する沢山の人が強制的に不妊手術を施されてきたのである。そこで、これらに該当する複数人がそれぞれの訴訟を展開しながら、こういった事案は人権侵害であって憲法に反することだったと主張するに至った。訴えを認めて憲法違反とし、国に損害賠償を命じた裁判の例も既に幾つか出てきている。私は2023（令和5）年3月23日に示された大阪高等裁判所の判決に触れたので、今回の司法判断を整理して報告し、若干の文献的考察を加えたいと考えた。

キーワード : 旧優生保護法、不妊手術、司法判断

1. はじめに

日本においては、いわゆる旧優生保護法についての訴訟が、近年各地で相次いだ¹⁾。これらは2018年から広まっていて、国家賠償を求める民事訴訟が全国で見られる状況である²⁾。当該法律は1948年に施行され、1996年まで続いていたのであり³⁾、じつはその規定に基づき、障害を有する沢山の人が強制的に不妊手術を施されてきた。後藤（2024）は実際

の審査体制を追う⁴⁾。

目下は現に手術を施された複数人がそれぞれの訴訟を展開しながら、こういった事実は人権侵害で憲法に反していたと主張するのであって、責任が問われている。この点、最初は各裁判所の判断でも、立法行為（改正しない不作為）について、憲法に反して違法であったとしたものの、それでも日本には民法724条後段の規定というものがあり、（いわゆる

「除斥期間」として) 20年間が経過してしまうと損害賠償請求権は消滅すると解されるとして、請求を棄却する判決が続いた。そしていま、流れが変わってきている。訴えを認めて憲法違反とするだけでなく、現在でも国に損害賠償を命じ得るという裁判の例が幾つか出てきているのである。2022年2月22日に大阪高等裁判所が全国で初めて国家賠償請求を認めたのであった。安枝(2022)は流れを変えた高裁判決の法的論理を精査する⁵⁾。吉山(2023)も2022年以降の判決について、まとめと分析を展開する⁶⁾。石松(2023)は国家賠償請求訴訟における除斥期間問題を論じ⁷⁾、あるいは金子(2023)は救済法の立場から被害と救済を論じている⁸⁾。そして、私は同裁判所が以後に取扱った別裁判に出会った⁹⁾。すなわち大阪高等裁判所2023(令和5)年3月23日の判決に触れたので、司法判断を整理して報告し、若干の文献的考察を加えたい。

2. 事案の概要

事案の概要は以下のとおりである。すなわち「本件は、旧優生保護法に基づく優生手術を受けさせられたとする一審原告1、控訴人4及び控訴人5並びに一審原告1の配偶者である控訴人2及び控訴人4の配偶者である控訴人3(以下、同人らを『一審原告ら』という。)が、旧優生保護法は違憲無効であり、国会議員には旧優生保護法の規定を改廃しなかった立法不作為や偏見差別を解消する措置を講じなかった等の立法不作為がある」と主張する。「厚生大臣が優生手術を推進したことは違法であるし、厚生大臣及び厚生労働大臣には旧優生保護法を廃止し優生政策を抜本的に転換すべき義務等がある」として「これを怠った不作為がある」との主張を展開する。そして「被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償金1100万円(慰謝料3000万円のうち1000万円(一部請求)と弁護士費用100万円の合計額)及びこれに対する訴状送達の日から各支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め」たのである。この一審原告1については、「原審係属中の令和▲年▲月▲日に死亡し、妻である控訴人2が一審原告1の権利義務を相続して、本件訴訟手続上の地位を承継

した。そして、「原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却する旨の判決をした。そこで、控訴人らが原判決を不服としてそれぞれ控訴した。控訴人らは、当審において、後記3のとおり、新たな主張を追加するとともに各自の請求を拡張し、被控訴人に対し、それぞれ損害賠償金3300万円(慰謝料3000万円(全部請求)と弁護士費用300万円の合計額)及びこれに対する訴状送達の日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、控訴人2は、一審原告1の訴訟承継人として、当審において一審原告1の請求を拡張し、被控訴人に対し、上記と同額の支払を求めている。なお、控訴人4は、当審係属中の令和▲年▲月▲日に死亡し、夫である控訴人3が控訴人4の権利義務を相続して、本件訴訟手続上の地位を承継した。」とする。

3. 裁判所の判決における主文

裁判所の判決における主文は以下のとおりである。すなわち、「1 原判決を次のとおり変更する。2 被控訴人は、控訴人2に対し、1650万円及びこれに対する平成30年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。3 被控訴人は、控訴人3に対し、1650万円及びこれに対する平成30年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。4 被控訴人は、控訴人5に対し、1650万円及びこれに対する平成31年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。5 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。6 訴訟費用は、被控訴人と控訴人2との関係では第1、2審を通じてこれを4分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人2の各負担とし、被控訴人と控訴人3との関係では第1、2審を通じてこれを4分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人3の各負担とし、被控訴人と控訴人5との関係では第1、2審を通じてこれを2分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人5の各負担とする。7 この判決は、第2項、第3項及び第4項に限り、仮に執行することができる。ただし、被控訴人が控訴人2に対して1500万円、控訴人3に対して1500万円、控訴人5に対して1500万円の各担保を供するときは、それぞれ第2項、第3項及び第4項に係る仮執行を免れるこ

とができる」とした。平成31年法律第14号の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の3条は「国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。」としながら4条で「一時金の額は、三百二十万円とする」としているから、この主文と比し、金額の大小に開きがある。

4. 事実の様相

既に本件と同種の事案に関する裁判が複数ある。請求を認めたなかで、民法724条後段の規定が例外を一切許容しないものではないとしてきた。時効停止の規定の法意に照らし、「著しく正義・公平の理念に反するような特段の事情」がある場合には例外が認められるとしたのである。本件でも裁判所は例外が認められる「特段の事情」があったとし、主文のように判断することとなった。これは「本件訴えがいずれも除斥期間経過後に提起されたことについても、被控訴人が一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を殊更に作出したことによるものと評価せざるを得ない。」と考えられたのである。理由として判決の中で挙げられた事実のうち、ここに特記すべきと思われたのは以下の様相である。

第一に、「被控訴人は、前述したとおり、人格価値の平等を保障する日本国憲法の施行直後であるにもかかわらず、それを真っ向から否定する目的の下、社会的弱者である一審原告らに特別の不利益を与えて、その憲法上の権利等を違法に侵害することが明白な旧優生保護法を成立させたのであるから、当然のことながら、憲法尊重擁護義務を負う国会議員は、制定時から少なくとも同法の本件目的条項や優生条項を廃止して、前述したとおり、優生手術を受けた者に対して補償する責任があった」という。国会議員は責任を負っているにもかかわらず、「旧優生保護法を合憲で補償する必要もないものとして、平成8年に至るまで同法を存続させてきたが、その行為は、一審原告らに、国賠法に基づき、優生条項が自己の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害するものであることを主張立証して被控訴人に対する損害賠償請求権を行使することを余儀なくさせた上に、規範的にみて、一審原告らの権利行使、すなわ

ち、旧優生保護法が明らかに一審原告らの憲法上の権利等を違法に侵害するものであることを認識するのを妨げる行為」であったとした。第二に、「法律を誠実に執行する責任を負う行政府（憲法73条1号）」は「憲法の規定に違反することを理由として旧優生保護法の執行を拒否することはできないとしても、同法に基づく優生手術は、特定の障害又は疾病を有する者の不可侵であるはずの身体の自由につき生殖機能の除去という強度の侵襲を加えて特別の不利益を与えるものだけに、同法3条に基づく優生手術については、その対象から未成年者、精神病患者又は精神薄弱者を除外して事理弁識能力のある対象者等の同意を要件とし、また、同法4条に基づく優生手術については、再審査の申請やそれに基づく決定に対して訴訟の提起ができるとされており、被控訴人も、施行当時、それらによって人権保障についても十分な配慮がされているから憲法の規定に違反するものではない旨述べていた」ことを挙げ、「旧優生保護法を執行する行政府」も「憲法31条の規定する適正手続の保障の趣旨に照らして、上記対象者が優生手術を受けるに当たって、同法3条に基づく場合には、その同意が自由な意思に基づくことを、同法4条に基づく場合には、審査会の決定に対して再審査の申請や訴訟の提起により争い得ることを、それぞれ担保するために、対象者等がその法的根拠や理由を理解できる程度に、同法3条の同意を得る際の説明や、同法5条1項による通知がされるように同法を執行すべき責任があった」とした。行政府も、「旧優生保護法が憲法の規定に違反するものではないことを前提に、優生手術の実施に際しても、前述したような、対象者等の同意を得る際や、審査会の決定を通知する際に、障害や疾病を有する対象者が優生手術を受ける法的根拠やその理由を十分に理解できるように説明することを」指示しなかったし「前記通知においても『優生手術を行うことを適当と認める。』とのみ記入することで足りるとし（前提事実（1）オ）、むしろ、昭和27年の改正の際には、旧優生保護法3条の同意に関して、後日の紛争防止のために義務付けていた該当要件や優生手術であることが明記された書面による要式行為性やその書面の保管義務を定めた規定を合理的な理由もなく削除し、審査を要件とする手術の実施についても、真にやむ

を得ない限度において、身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることをも許容する本件次官通知を各都道府県知事宛てに発出した上、優生手術を実施してきた」と指摘した。その結果、「一審原告らがいずれも本件各手術を受けた経緯について述べるように、障害や疾病を抱える対象者が、自分の受けた手術が旧優生保護法に基づくものであること自体を認識するのが困難になった」ことは否定できないとし、行政府の行為は、「規範的にみて、一審原告らの権利行使、すなわち、一審原告らが優生手術を受けたことを認識するのを妨げる行為」であったとした。第三に、「当時の厚生大臣は、旧優生保護法に基づき優生手術を積極的に推進するとともに、また、文部大臣は、教育基本法（昭和22年法律第25号、ただし、平成18年法律第120号による改正前のもの）において、個人の尊厳を重んじ、日本国憲法の本質にのっとり（前文）、教育の目的として個人の価値をたつとぶこと（1条）が明記されているにもかかわらず、それが実現されるべき学校教育の場では、文部省検定済みの教科用図書において、優生思想が正当である旨の記載を容認するなど、優生手術の対象となった特定の障害又は疾患について、かねてからあった差別・偏見を正当化・固定化した上、これを相当に助長した」と述べ、「これらの施策が相まって、優生手術を受けた対象者において、その根拠である旧優生保護法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであることが明白であると認識することを、被控訴人が積極的に妨げてきた」とした。第四に、被控訴人が一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を殊更に作出したことで「本件訴えの提起が除斥期間経過後にされたといえるか」についても、「被控訴人が、このように旧優生保護法を改廃せず、それが合憲であるものとして執行を続けるとともに、これに基づく国の施策を積極的に進めた」し、他方で「優生手術を実施するに当たっても、対象となる障害や疾病を有する者が十分に理解できるように法的根拠の説明や理由の通知をせず、逆に、有効性を担保するために義務付けていた書面による同意を合理的な理由もなく不要としたり、欺罔等の手段を用いることも容認してきた」と述べた。「被控訴人のこれらの行為によって、一審原告らは、本件各手術が旧優生保護法に基づく優生手術である

ことに加えて、同法が一審原告らの憲法上の権利等を違法に侵害することが明白であることの認識を妨げられた」と推認できるとした。第五に、「被控訴人は、昭和60年頃までには優生条項が憲法の規定に違反するおそれがあることやその被害についてようやく認識するようになった」と解されると述べ、「平成8年6月まで旧優生保護法の改正をせず、平成8年改正においても、対象者に対する差別に該当するとして、本件目的条項と共に優生条項（本件各規定）を削除したものの、それらが憲法の規定に違反するものであることを明確には言及せず、その後も、旧優生保護法に基づく優生手術は適法である旨の見解を表明した上、長期間にわたり被害の実態について調査をすることもなく、優生手術の対象者に対して権利侵害があったことを告知して過去に遡って金銭補償をするなど、対象者の憲法上の権利等を違法に侵害する旧優生保護法を立法したという先行行為に基づく責任を果たさず、被害救済のための補償措置も執ろうとしなかった」のだから、旧優生保護法を改正したということだけで「被控訴人がそれまでに殊更に作出した一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を解消したとは評価できない。」と述べた。「優生手術の対象者のほとんどは、自分が受けた手術が旧優生保護法に基づく優生手術であることや、優生条項に係る立法行為が自己の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害するものであることを認識できない」状態のままで、「優生手術時から20年が既に経過して平成8年改正を迎えたのであり、これは、一審原告1、控訴人4及び控訴人5も同様であった。」とした。第六に、「平成31年4月24日に一時金支給法が成立し、優生手術を受けた者に対して一時金を支給する旨が定められ」たことにも及んだ。同法の前文を引いて、「真摯に反省し、心から深くおわびする」との文言があるものの、「被控訴人は、本件訴訟においても、旧優生保護法の立法目的を支える立法事実の存在や立法目的の合理性を主張立証」するでもなく、なおも「優生条項が憲法の規定に違反するものであることを認めていない」ので、未だに被控訴人は「憲法の規定に違反するものであることを認めて、被控訴人に損害賠償責任があることを明言」するに至らない状態とした。

5. 司法判断

争点は例えば「優生手術実施の有無」、「旧優生保護法の違憲性」、「控訴人らの損害」、「民法724条後段の適用の可否」であったが、ここで特記すべきと思われるのは「民法724条後段の適用の可否」である。すなわち、「除斥期間の制度趣旨に鑑みれば、被害者側の事情を考慮して除斥期間の経過による効果を制限する例外を認めることは相当でない」とも言えるが、例外もあるとした。「不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合（平成10年判決参照）」を挙げ、また「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人がその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合（平成21年判決参照）」を挙げた。「被害者やその相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、著しく正義・公平の理念に反する特段の事情があるときは、条理にもかなうよう、時効停止の規定（民法158条から160条まで）の法意等に照らして、例外的に除斥期間の経過による効果を制限することができる」と言う。裁判所は「本件における特段の事情の有無」について「旧優生保護法は、『優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する』ことを目的として、特定の障害又は疾患を有する者を『不良』とみなし、生殖機能を回復不可能にさせる優生手術を行うことを定めるものである。その立法目的は、極めて非人道的で、差別的なものであり、個人の尊厳を基本原理として、国民の権利自由と法の下での平等を保障した日本国憲法13条、14条1項に違反することは明らかであって、優生条項（本件各規定）は、立法目的が憲法の規定に明らかに違反している以上、審査会の審査を要件とするものはもちろん、それを前提に本人及び配偶者がした同意に基づくものも憲法の規定に違反するものである。日本国憲法は、国の最高法規であり（同法98条1項）、国務大臣、国会議員等の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う（同法99条）ところ、昭和22年5月3日に人格価値の平等を保障する日本国憲法が施行され

た直後であるにもかかわらず、立法機関である国会を構成する国会議員は、日本国憲法の上記保障規定の趣旨を理解せず、逆に、優生思想に基づき、遺伝病者の出生を抑制して食糧不足を悪化させる人口の急速な増加を防止するという名の下に、人格価値の平等に背馳して、社会的弱者である特定の障害又は疾患を有する者に特別の不利益を与える内容の旧優生保護法を制定したものであって、それによる対象者の憲法上の権利等の侵害の程度は強度であって、国会議員による立法行為の違法性は極めて高いものといわざるを得ない。しかも、旧優生保護法は、前記権利利益の制約を公益目的により正当化するものであるが、生存権を保障するなど、国の責務として福祉国家の実現のために積極的な社会経済政策の実施を予定している日本国憲法は、経済的自由や財産権については、個人の精神的自由等に関する場合は異なり、その弊害等を除去・緩和するために必要かつ合理的な消極的・警察的措置を超えて、上記社会経済政策上の積極的な目的達成のために必要かつ合理的な規制措置を講ずることをも予定し、かつ許容しているというべきであるが（最高裁昭和47年11月22日大法廷判決・刑集26巻9号586頁、同昭和50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁参照）、精神的自由と同様に人格と直結するところの、子どもを産み育てて子孫を残すという生命の根源的な営みに関する自由（幸福追求権）や自己決定権についてまで、人格価値の平等を保障する日本国憲法が、母体保護等を目的とする消極的・警察的措置を超えて、上記のような社会政策実施の一手段として、前記社会的弱者についてのみ積極的に制約することを許容しているとは解することができないから、仮に旧優生保護法に優生手術に関する補償規定が設けられていたとしても、その制約を正当化することができないことは明らかである。さらに、その内容を公共の福祉に適合するように法律で定めるものとされ、公共のために用いることができることが明記されて（憲法29条2項、3項）、上記社会経済政策上の積極的な目的による制約に服する財産権であっても、その制限が一般的に当然受忍すべきものとされる制限の範囲を超え、特定の人に対し特別の犠牲を課したものである場合には、正当な補償が憲法上保障されており（憲法29条3項）、法律に損失補償を

認められた規定がなくとも、直接憲法29条3項を根拠として補償を請求することができる（最高裁昭和43年11月27日大法廷判決・刑集22巻12号1402頁参照）とされていることと比較すれば、社会政策上の積極的な目的による制約が許されないはずの一審原告らの上記憲法上の権利等が優生条項により強度に制約されたにもかかわらず、被控訴人が、本件訴訟において、私人間を規律する民法の除斥期間の適用を主張することによって、自らの賠償（補償）責任を免れるとするのは、その権利等の制約を財産権以上に過酷なものとする効果をもたらすことになるのであって、除斥期間が設けられた制度趣旨である法律関係の早期確定の要請を考慮しても、個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が到底容認するものではなく、その除斥期間を形式的に適用することは、最高法規である日本国憲法の前記基本原理に支配されるべき私法秩序（正義・公平の理念）に著しく反するというしかない。」と述べた。しかも、「本件訴えがいずれも除斥期間経過後に提起されたことについても、被控訴人が一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を殊更に作出したことによるものと評価せざるを得ない。」としたのであった。そこで、「旧優生保護法の優生条項は、社会政策上の積極的な目的による制約が許されない、人格と直結するところの、子どもを産み育てて子孫を残すという生命の根源的な営みに関する自由（幸福追求権）や自己決定権」を、「社会的弱者である特定の障害又は疾病を有する者」について「積極的に制約し、生殖機能を奪うという特別の不利益を与えるものである」ので、「人格価値の平等を保障する憲法13条、14条1項に明らかに違反し、対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するもの」であって、「社会経済政策上の積極的な目的による制約に服する財産権においても、特別の犠牲を受忍させるときは憲法上補償を受ける権利が保障されていることに照らしても、そのような立法を行った被控訴人が、私人間を規律する民法の除斥期間の適用により賠償（補償）責任を免れることは、そもそも私法法規を支配する個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していない」と判断した。しかも、被控訴人が「一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況」を「殊更に作出」したために、本件訴えの提起が除斥期間経過後にされた

と言えるとした。つまり、「立法とその執行の権能を有する被控訴人は、対象者の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害する旧優生保護法を制定した以上、その時から同法を改廃するとともに、優生手術を受けた者に対する補償措置を講ずる責任を負っていたにもかかわらず、それを怠り、同法を合憲の法律として執行するのみならず、同法に基づく優生施策を積極的に推進することによって、その結果、優生手術の対象者の障害や疾病に対する社会的な差別・偏見を助長」したと言え、「これを危惧する家族の意識が過剰になる中で、本件各手術の経緯で認定したとおり、いずれも、本人の自由な意思による承諾がなく、また、優生手術の適応要件に関する審査が正しく行われないうまま本件各手術は行われた可能性が高いのであって、その際に、被控訴人は、障害や疾病を有する対象者が優生手術を受けるに当たってその法的根拠や理由について十分理解できるだけの説明や通知もしなかつたばかりか、有効性を担保する書面による同意も不要とした」と指摘する。その後についても「被控訴人は、制定から半世紀足らず経過した平成8年に旧優生保護法の本件目的条項や優生条項（本件各規定）を削除し、また、さらにそれから20年余り経過した後には一時金支給法を制定したとはいうものの、それからも、被控訴人は、一貫して、旧優生保護法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであったことを認めず、その立法行為の違法性を争い、除斥期間の適用を主張するなどして、その責任を否定してきたのである」から、被控訴人のこのような「一連の行為」は、「一審原告らが前記障害を有することをとも考慮すると、一審原告1、控訴人4及び控訴人5が受けた本件各手術が旧優生保護法に基づくものであることはもとより、同法が一審原告らの憲法上の権利等を明らかに違法に侵害するものであることを認識する」のを、「客観的に不能にするものとはまではいえない」ものの、「著しく困難にする状況」というものを「殊更に作出した」とした。この場合にももし「損害賠償請求権に関して除斥期間を適用」するならば、「被控訴人が一審原告らの憲法上の権利等を明らかに違法に侵害した立法を制定したことによる損害を、何らの補償もないまま控訴人らに受忍させる結果」となってしまうと述べた。「私法秩序である正義・公平の理念が依拠

する個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法」が容認しないと言う。「正義・公平の理念に著しく反する特段の事情」があったとした。

上記のように立法と行政との「一連の行為」を受け止めた本件裁判では以下の結論を導いている。先ず、「一審原告らが、国賠法に基づき、被控訴人の旧優生保護法の立法行為を違法として損害賠償請求権を行使するには、自己が同法に基づく優生手術を受けたことに加え、同法の内容が一審原告らの憲法上の権利等を違法に侵害することが明白であることを主張立証することを要するにもかかわらず、被控訴人は、前者については、前述したとおり、障害や疾病を有する対象者について自己の受けた手術が旧優生保護法に基づくものであることを認識するのが著しく困難な状況を殊更に作出したと評価できる上、後者についても、本件訴訟においてもなお、旧優生保護法の立法目的を支える立法事実の存在や立法目的の合理性を主張立証しないにもかかわらず、優生条項が一審原告らの前記憲法上の権利等を違法に侵害するものであることを認めず、それまでに殊更に作出したと評価できるところの、その明白性を一審原告らが認識するのを妨げられている状況を持続させていると評価せざるを得ないこと等の事情」を考慮すると言う。次に、「対象者自身が優生手術を受けたことを認識したことに加えて、優生条項が前記憲法上の権利等を違法に侵害することが明白になったとき、すなわち、被控訴人が、優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は、優生条項が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から6か月（これは、対象者の権利行使を著しく困難にする前記各事情がいずれも消滅した以上、除斥期間の立法趣旨である速やかな法律関係の確定が要請されるのであって、同趣旨の時効停止の規定（民法158条から160条まで）に準ずるべきである。）を経過するまでの間」は、「除斥期間の経過による効果が発生しないものと解するのが相当」としたのであった。

6. おわりに

裁判所は、こういった判断を行い、「本件訴えが提起された時点において、被控訴人は、優生条項が憲法の規定に違反していることを認めておらず、ま

た、優生条項が憲法の規定に違反していると判断した最高裁判所の判決も存在しないのであるから、いずれも、上記除斥期間の経過による効果が発生する前に本件訴えを提起しているというべきである。したがって、一審原告らの被控訴人に対する前記各損害賠償請求権は、除斥期間の経過によって消滅したとはいえない。」として、上記主文の判決を出した。

1948年の立法であるから、日本の「戦中戦後史」とも見れば、当時のGHQによる検閲がどうあったのかは重要な研究対象になろう。例えば、梶原（2020a）は1951年に北海道民生部が依頼した調査の報告書を取り上げ、進駐軍要員数が膨れ上がったため道内に流入した街娼らを「精神薄弱者」と論う行政資料だったと紹介している¹⁰⁾。また、この時代の日本で動きがあった立法としては、性病予防法や売春防止法などといった「性」に係るものが複数あるから、互いの関係性も注目してよい。梶原（2020b）は、1958年に兵庫県児童相談所が依頼した婦人寮調査の報告書が、「断種」を呼びかける行政資料だったと紹介する¹¹⁾。

本件裁判では1960年代の文部省検定済み学校教科書が国民優生政策を扱い、「国民の健康に悪影響を与える梅毒・麻薬・覚醒剤等を社会から駆逐」と記載していたという事実も示された。しかし、駆逐は当時の立法・行政が国民に各所で発した旗幟のようである。例えば、大蔵省印刷局発行の売春対策審議会編（1959）にも、巻頭言の「序にかえて」で「知能程度の低い者のみを扱うのだから」「苦心」とし、「白痴に近いものに対しては」「離島のような所に収容するより他に方法があるまい」とする記述がある。「売春の常習者はほとんど麻薬中毒者」とされ、「梅毒は徐々に人体を蝕むが」「麻薬の害毒は直ちに人体に及ぶ」と述べられた上で、「ほとんど全部が密輸」で「年間数百億の利益を、第三人に収められ」て日本の「人命が危地にさらされるとすれば」「由々しき社会問題」と記されていた¹²⁾。そもそも性搾取と不妊処置とは遠くない位置にあり得る。最寄りには、障害や病いもあり、困難もあっただろうか。

古川（1982）が述べたごとく、1960年代は公害等も起こり、障害児の養育に悩んだ親たちは追い込まれてもいた。日本中で「子殺し事件」は連続発生した¹³⁾。

かつてわが子の命を守った人がある。守られた人々がいて、いま、その最後の命を使って裁判をしている。

注

一般の報告については直接関連する利益相反がない。法律の表記や業界の用語例等は、史実の再現性を確保する研究の性質から判断し、原資料と同じ表現に留めている。1985年以前の動向は、各省庁名を省庁再編前の名称で表記している。

謝辞

国立女性教育会館で貴重な資料を閲覧させていただきました。ご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

- 1) 新里宏二 (2021) 優生保護法訴訟違憲判決：除斥期間適用に正義はあるか、消費者法ニュース、127、147-149
- 2) 吉村良一 (2024) 「旧優生保護法訴訟」における民法724条後段 (旧規定) の適用制限に関する最近の下級審判決をどう見るか、立命館法学、411/412、520-547
- 3) 舟津悠紀 (2024) 「アーカイブ構築による優生保護法史研究」日本科学史学会編『プロジェクトにおける公文書調査事業科学史研究 [第Ⅲ期]』(308)、415-417
- 4) 後藤基行 (2024) 「優生保護法下における強制不妊手術の審査体制と議論」日本科学史学会編『プロジェクトにおける公文書調査事業科学史研究 [第Ⅲ期]』(308)、417-419
- 5) 安枝伸雄 (2022) 流れを変えた大阪・東京高裁判決の法的論理、賃金と社会保障、1807/1808、22-26
- 6) 吉山裕 (2023) 2022年の大阪・東京高裁以降の判決のまとめと分析、賃金と社会保障、1831/1832、18-24
- 7) 石松勉 (2023) 旧優生保護法国家賠償請求訴訟における除斥期間問題、福岡大学法学論叢、67(4)、569-691
- 8) 金子匡良 (2023) 優生保護法訴訟にみる被害と救済：救済法の視点から、賃金と社会保障、1831/1832、53-58
- 9) 最高裁判所裁判例情報システム (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) 2024年4月6日アクセス
- 10) 梶原洋生 (2020a) 1951年刊行「街娼についての調査」の骨子 — 北海道の取組例が知れる原資料 —、敬心・研究ジャーナル、4(2)、69-73
- 11) 梶原洋生 (2020b) 児童相談所の依頼による戦後の婦人寮調査 — 兵庫県社会福祉研究所「昭和23年度研究調査報告」から —、新潟医療福祉学会誌、19(3)、123-127
- 12) 売春対策審議会 (編) (1959) 『売春対策の現況』、大蔵省印刷局
- 13) 古川孝順 (1982) 『子どもの権利 — イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から』、有斐閣

受付日：2024年5月9日

保育マップ型記録の前段階としての経過記録の対象

吉田直哉¹⁾ 安部高太郎²⁾

¹⁾ 大阪公立大学

²⁾ 郡山女子大学短期大学部

Objects of Play Process Records in Kawabe Takako's Method

Yoshida Naoya¹⁾ Kotaro Abe²⁾

¹⁾ Osaka Metropolitan University

²⁾ Koriyama Women's College

抄録：河邊貴子は、保育マップ型記録の提唱者として知られるが、子どもたちの遊びが持続する以前の状況で使用可能な記録様式として「経過記録」を提案している。河邊が提案した複数の経過記録のうち、本稿では、遊びを構成するメンバーの変化に着目することで、遊びの経時的変化を捉えようとする様式（経過記録①）、遊びの合流・分流に着目する様式（経過記録②）の二つに着目する。経過記録①には、遊びの凝集性が弱い段階で、メンバーの入れ替わりによる遊びの変化が記録される。経過記録②には、個々の遊びが合流・分流する画期をなした、鍵となる子どもの動きと、それによる遊びの展開が記される。これらとは異なり、保育マップ型記録は、経過記録が捉える遊びの経時的変化が生じた理由を、遊び相互の影響から捉えようとするものである。

キーワード：ごっこ遊び（演劇的遊び）、遊びの生態学的配置、河邊貴子、環境図記録、日案

1. 問題の所在・検討の対象

現在までの日本の保育学においては、様々な保育記録の様式が提示されてきた。保育のプロセスの質の向上が強調される中で、それに資する評価の手段としての保育記録の重要性が強調されている。保育記録の多様な様式が提示されているということは、保育記録が対象とする保育のプロセスの質が多面的であるということを示唆しているはずである。ただ、保育のプロセスの質の評価点に関する議論が低調であることと、複数ある保育記録様式のうち、いずれを選ぶことが望ましいかに関する保育者の当惑との間には、関連があるように思われる。保育者がそれぞれの記録様式の特徴を把握し、自分で記録様式を選ぶ判断基準が明示されているとは言いがたい

からである。保育記録様式のいずれを選ぶかという選択を保育者に強いること自体が、保育者にとっての負担感を増大させている懸念すらある。

保育記録の重要性の強調とは裏腹に、保育記録を書くことに対する保育者の負担感、あるいは心理的抵抗は強いため、仮に、公的に保育記録の様式を統一したとしても、保育者が保育を記録することの負担感は減じない。例えば、中川・塩路（2021）は「様な様式に記述することを求めるような状況が義務感を生み出し、書く意味を見出せず、負担感を作り出していると考えられる」と述べ、保育記録の様式を記述量が少ない簡易な様式に統一したからといって、保育者にとっての保育記録を書く負担は減らず、むしろ定められた様式に記述することの義務

感が生じ、それが保育者の負担感を高めている可能性を指摘している。

保育者が、なぜ保育記録を書くことに抵抗や徒労を感じるかといえば、記録を書くことが、自らの保育の展開に有機的に関連し、その質の向上に資するものとなっているという実感が得られていないからではないか。保育者にとっての記録の作成が、〈保育の計画→実践→評価〉という、保育実践の一連のシークエンスの中に位置づかない、いわば「ノンコンタクトタイム」において、非自発的に課せられた雑務の一つとして観念されている実情があるのではないか。そうだとするならば、記録を書くことの抵抗感、負担感を軽減しようと試みるとき、記録の対象設定（ねらい）についての議論をおざなりにしたまま、短絡的に記録様式の簡易化や統一化（フォーマット化）を図るのではなくて、保育記録を書くことが、実践のシークエンスの中に確固たる位置づけと意義を有しているということを保育者自身が認識できるための方策を検討することが必要となってくる。保育者が、保育記録の目的をおさえ、記録様式の特徴を捉えることで、保育者自身の実践の一環として、記録行為への意味付与を支援する必要がある。

現在、多くの保育記録は子ども個人に着目した様式を提案している。しかしながら、保育実践は、それが複数の子どもの共同生活を前提とする集団的営為である以上、保育記録は個人記録に回収され尽くすことはありえない。つまり、保育実践が、複数の子どもを対象とする集団的な関与を必須とする以上、それを記録しようとすれば、子どもの個人記録の集積から保育記録が構成されるということはあるはずである。

子ども個人の最善の利益を追求することと、集団の育ちを保障することという、現在の保育理念の二義性に応じつつ、保育実践の実際特性に応じながら、かつ、保育者自身にとって、実践のシークエンスの一環として組み込まれていることを実感しうるような保育記録様式の模索を続けているのが、本稿において着目する幼児教育学者の河邊貴子である。河邊は、子どもの個の育ちと集団の育ちの弁証法的な実現が、遊びにおいてこそ達成されると考えている（安部・吉田 2024）。それゆえ、河邊においては

保育実践の目標は、子どもの遊びの発展に置かれる。遊びの発展に資するような記録様式の開発を試みる河邊は、その試行錯誤の中で、多様な記録様式を提示し、それらを、子どもの遊びの実際に即して使い分けることを提案してきた。

河邊は、東京学芸大学大学院教育学研究科修士課程（幼児教育学）修了後、12年間の東京都公立幼稚園勤務を経て、1993年から97年まで都立教育研究所幼児教育研究部にて指導主事を務めている。1999年、立教女学院短期大学助教授に着任、2006年には聖心女子大学文学部教育学科に異動し、保育者養成に従事してきた。2024年現在、同大学教授である。彼女が、保育者であることを中断し、保育研究者・保育者養成者としてのキャリアを歩むなかでも、保育記録様式の開発は一貫して彼女の核心的な関心であり続けてきている。すなわち、保育記録論は彼女のライフワークである。

河邊の記録様式開発の試みは、彼女自身の保育者としての実践経験の中にその出発点がある。彼女は、幼稚園教諭としてのキャリアのなかで、自らが書き記すための保育記録様式を創案してきたのである。

河邊は、一般には「保育マップ型記録」の発案者として知られていよう。保育マップ型記録とは、保育室等での子どもの遊びを空間俯瞰的にマッピングすることで、遊び相互の影響を捉えようとするものである。ただ、保育マップ型記録は、彼女自身が述べているように（河邊 2020：81）、子どもの遊びが持続している状況でなければ使うことはできず、使用可能な場面が限定されている。つまり、普遍的に使用可能な保育記録様式なのではない。もし、そのようなのであれば、保育マップ型記録が未だ書けないような状況、すなわち、遊びが安定的に持続していない段階においては、別の保育記録様式が使用されることになろう。しかし、河邊が、保育記録様式として、保育マップ型記録以外の記録を提案しており、複数の保育記録様式を適切に、かつ自在に使い分けることのできる技量を保育者に求めてきたことについては、現在に至るまでほとんど言及されることがないままである。

河邊にとって、保育記録の作成は、子どもの育ちに資するという目的のほか、保育者が子どもを捉

えるまなごしが磨かれていくという目的も有する(河邊 2021b: 22)。それゆえ、河邊が求める複数の保育記録様式の活用方法への習熟と、記録様式の使い分けを判断する基準の獲得、および、その基準に基づく遊びの状況に対する評価能力のいずれもが、保育者の専門職的熟達にとって重要なポイントとなると考えられているのである。

本稿では、河邊において、保育マップ型記録の前身として彼女が提案した複数の「経過記録」の様式上の特性に着目し、保育マップ型記録との異同を確かめることによって、河邊が遊びの展開を、どのような出来事を画期と捉えて見てとろうとしているのかを明らかにしていきたい。本稿において取り上げる「経過記録」は、遊びが持続する前の段階において遊びの変化を、時間の流れに即して捉える保育記録であるという共通性をもつ。

河邊の保育記録論、特に保育マップ型記録については、先行研究において、保育室等の保育環境を記録するものだと捉えられてきた(瀧川 2011, 高辻 2016)。ただ、河邊は、かつて自らが提唱していた「保育環境図記録」を、現在彼女が提案している「保育マップ型記録」へとアレンジし、自らの記録様式の呼称を変更した際、その理由を、「保育マップ型記録」が、環境図記録とは異なって、遊ぶ子どもの姿だけではなく、保育者の願いをも記す点に重点を置きたかったからだとして述べている(河邊 2008: 119)。河邊は、保育環境を鳥瞰しつつも、環境と子どもたちの相互作用としての遊びの所在を「マッピング」しようと試みている。つまり、河邊にとって、環境はあくまでも遊びを構成する要素の一つに過ぎないのであり、環境の位置を網羅的に記録したとしても、遊びの鳥瞰的記録にはならない(河邊 2008: 111)。この点を踏まえれば、先行研究が、保育マップ型記録を、単に保育環境を書くための記録だと捉えているのは、一面的な理解というほかはない。例えば、瀧川光治は、河邊が保育環境図記録と呼んでいたものを保育マップ型記録と名称変更したことを記しているが、その含意については説明しておらず、河邊以外の環境構成図記録と同様に、保育室内の環境構成と子どもの位置を記すものとして保育マップ型記録を捉えている(瀧川 2011: 61f.)。つまり、瀧川は、河邊の保育環境図記録を、保育室内

の人的環境と物的環境を図示するものだと認識しているのである。しかし、河邊が、保育マップ型記録のメリットを、遊びを空間的に捉えられることだとしているように(河邊 2020: 77)、保育マップ型記録の対象はあくまでも遊びであり、物的環境や人的環境は、遊びの構成要素となっている限りにおいて記録される。つまり、河邊は、環境図の中に遊びをマッピングしようとしたのが保育マップ型記録ののだが、瀧川においては、それは物的・人的環境を平面上に図示するものであると誤って認識されてしまっているのである。

ここで、河邊自身が例示する保育マップ型記録の実例を見てみよう。次頁の図1は、河邊が自著で取り上げている、保育マップ型記録の一例である。

記録用紙の中央には「環境図」が配されているが、そこに記されているのは「誰と誰が何をしているか」(河邊 2020: 77)であって、本記録では、そもそも物的環境、人的環境の配置を、サイズ感も含めて、忠実に再現しようと試みているようには思われない。ここに記されているのは、遊びが、どこで、何をめぐって、誰が中心となって展開されていたかという「空間的配置」である。

注目しておきたいことは、図1においては、物的環境の一部がピックアップされて略記されていることである。選択的に記録されている物的環境は、遊びの中核的な構成要素と見なされるものである。言い方を変えれば、子どもたちの遊びを支える見立てを共有しやすくしている〈舞台装置〉、あるいは大道具・小道具と言えるような、遊びを展開させていく上での場面設定を可視的に支えるモノである。例えば、図1に関して言えば、中央右上に「ディズニーランド」に見立てられた大型積み木で作られた舞台装置が記されているが、この大型積み木があることで「ディズニーランド」における遊具、アトラクションの見立てが、子どもたちに共有されやすくなっているのである。

保育マップ型記録は、既に述べた通り、「誰と誰が何をしているか」(河邊 2020: 77)、つまり、保育者にとって持続している遊びとして捉えられた遊びの場をマッピングしている。

保育マップ型記録が捉える遊びは、他者からの視線の存在を前提とするごっこ遊び(演技的活動)を

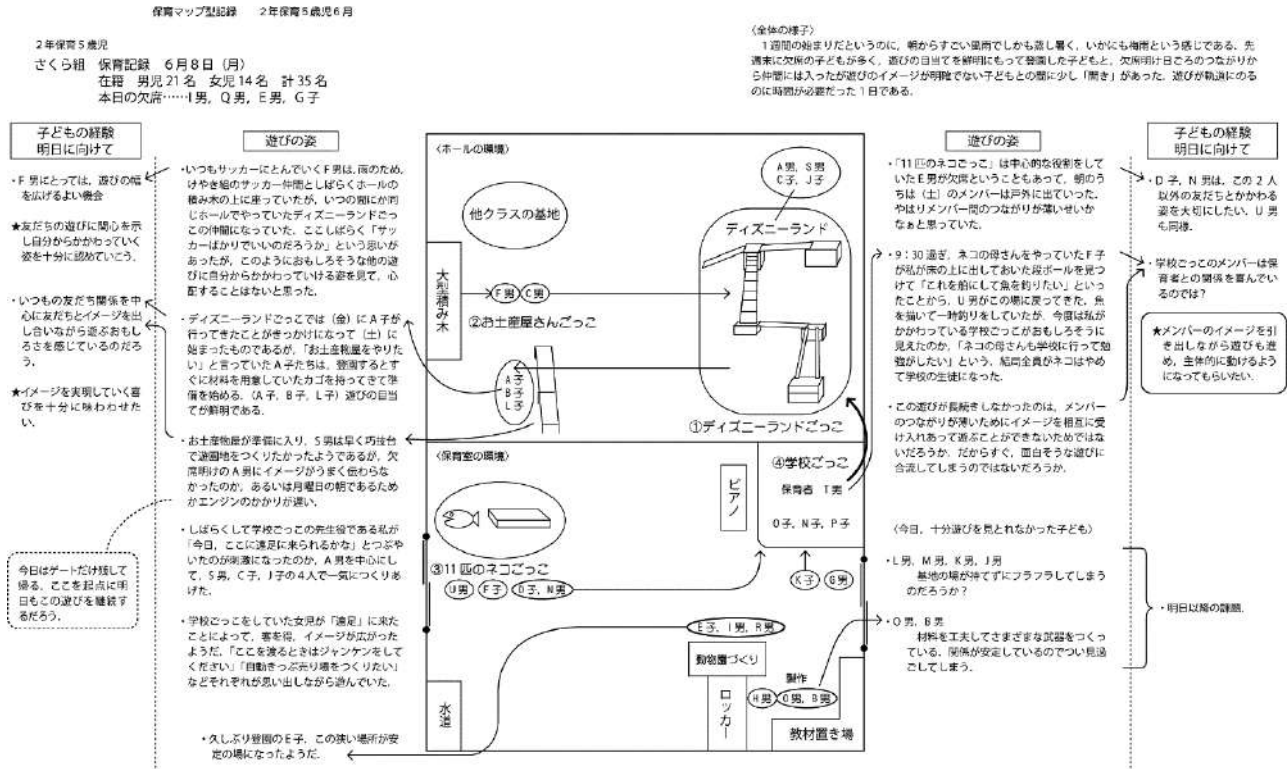


図1 保育マップ型記録の例 (河邊 (2020: 86f.) を基に作成)

モデルにしており、子どもが、モノや空間を見立てる行為を通して、他の子どもと遊びのイメージを共有することで展開していく、持続性のある遊びである (河邊 2020: 27f.)。河邊によれば、保育マップ型記録の対象となる遊びは、同じメンバーで数日間は持続するものであり、子どもの年齢が低い場合など遊びが安定していない時には保育マップ型記録が適用できない (河邊 2020: 77f.)。

ただし、既に述べたが、河邊は、遊びが安定していない段階における記録様式は、独自のものを複数提案している。河邊は、記録様式によって保育者が何を残すかということが規定され、保育実践において何を見るかという見方が限定されることを指摘し、「記録の目的をしっかりとち、子どもの姿に合わせて柔軟に「記録」様式を使い分けることが望ましい」と述べる (河邊 2020: 73)。本稿で着目し、その特色を明らかにする経過記録は、遊びが持続する前の段階で、時間の変化に即して子どもの遊びを捉える記録様式である。

2. 経過記録①：遊び集団を構成するメンバーの変化を捉える記録

河邊は、経過記録の「様式の原理は保育マップ型

記録と変わらない」と述べている (河邊 2020: 81)。様式の原理が変わらないというのは、子どもの遊びを捉え、遊びが相互に影響を与え合っていることを示そうとする点で、経過記録と保育マップ型記録が共通しているということである。経過記録と保育マップ型記録は、子どもの遊びを捉えようとする目的を共有しているが、経過記録は、子どもの遊びが持続し安定化していく前の段階で、遊びを構成するメンバーの変化や、そのメンバーの動向を書くことで、遊びの経時的変化を捉えようとする記録である。例えば、河邊が提案する経過記録の様式としては、次頁の図2のようなものがある (以下、経過記録①と呼称する)。

この経過記録①は、1日のなかで遊び集団 (子どもたちによって自生的につくられる遊びのインフォーマルなグループ) のメンバーに着目して、遊びが経時的に変化していく要因を、遊び集団のメンバーの入れ替わりに見るものである。つまり、遊びを、それを構成するメンバーの凝集性から見てとらうとしている記録である。ただ、この段階においては、遊び集団の凝集性は比較的弱く、遊びのメンバーは頻繁に入れ替わる。そして、そのメンバーシップの変化に伴って、遊びそのものが重大な

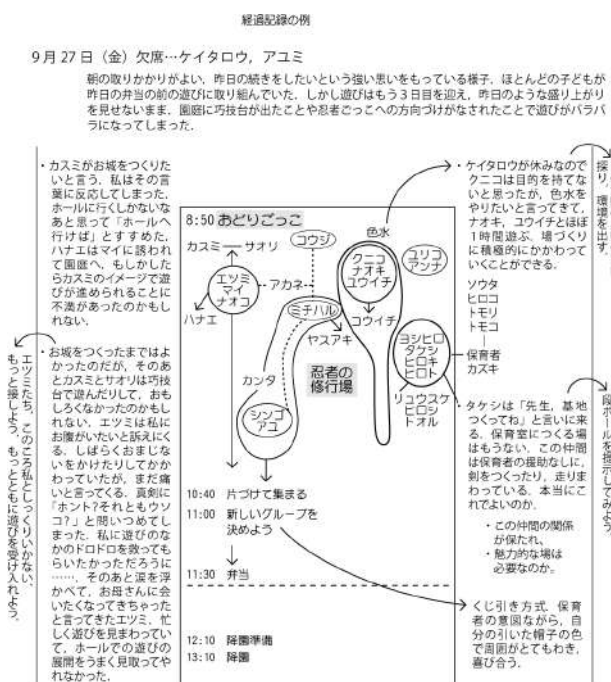


図2 遊びの経過記録①（河邊（2020：82）を基に作成）

変容を遂げていく。

この段階において、遊びの経時的変化を捉えようとすれば、その変化の契機となったメンバーの入れ替わりを捉えなければならない。このような、メンバーシップの変化に焦点を当てて経過記録①が書かれるのは、子どものなかで誰と誰が遊び集団をつくる仲間関係にあるのか、どのようなときに遊びが合流あるいは分流しやすいのかが見えてくるからである（河邊 2020：81）。ただ、この経過記録①の様式では、遊びの構成メンバーの変化を記録する一方で、なぜそのメンバーが遊び集団から離脱したのか、あるいは別の遊び集団へ参入した理由は何かについては記されない。遊び集団間のメンバーの出入りは、今遊んでいる集団とは別の集団から、何らかの感覚を得ていたからだと考えられるが、そのメンバーが遊び集団を変えた契機としての、遊び集団の間の相互の影響は、経過記録①の様式では見えにくいままである。

以上を踏まえて、遊び集団のメンバーの変化に着目するのではなく、メンバーの変化により、個々の遊びに生じた変化をチャート的に捉えようとした記録が、次の図3である（以下、経過記録②と呼称する）。

3. 経過記録②：遊びの転換を画したメンバーの動向を捉える記録

経過記録②では、一つ一つの遊びに着目して、遊び同士の影響を捉え、遊び同士が合流したり分流したりする経時的变化を「遊びの流れ」として示している。経過記録②においては、個々の遊びの流れの変化を画した、重要な子どもの動きが記されている（図3を参照）。

例えば、ホールでなされていた「戦いごっこ」が、S男の参加及び提案によって「お化けのお面づくり」をすることになり、最終的に「お化け屋敷」の遊び集団に合流していったことが示されている。図3の右側の「男児4名互いに乗り合う」段ボールの車づくりの遊びは、できあがった車を保育室から園庭に出して遊ぶように変化している。この車遊びへとY男を誘いに保育室へ行ったところ、最終的に「お化け屋敷」に合流したことが示される。「1日の遊びの流れの記録」においては、遊び集団のメンバーのうち、遊びの分岐のきっかけとなったメンバーの遊びからの離脱という転換点を捉えている。上記の「戦いごっこ」においてはS男が転換点を画したことが記されており、「車づくり」から園庭での車遊びをしていた男児4名から誘われたY男が転換点になっている。ただ、経過記録②のような「1日の遊びの流れの記録」を見ても、遊びの転換点となったメンバーの子どもが、なぜそのような行動を取ったのか、そもそもなぜその子が転換点をつくるキーパーソンとなりえたのかは明らかにはならな

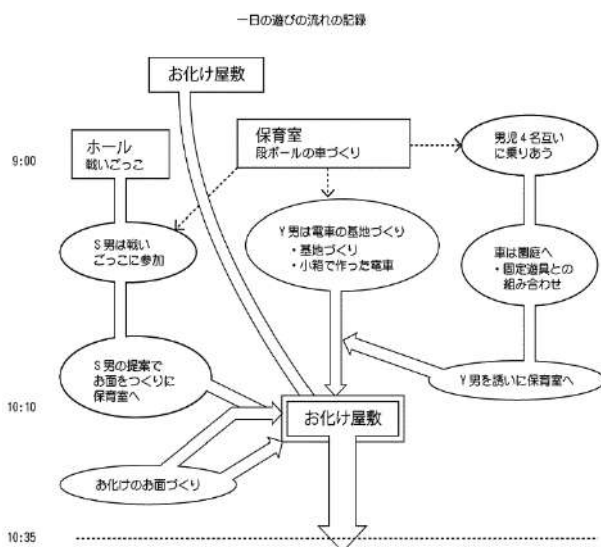


図3 遊びの経過記録②（河邊（2020：83）を基に作成）

い。ここには、遊びの間の相互の影響がなぜ生じたのかを説明する手掛かりがないからである。遊びの流れの変化を生じさせた契機を明らかにするのであれば、その変化の前段階において、その変化のキーパーソンとなる子どもが、何を捉え、経験していたのかを捉える必要が出てくる。

4. 保育マップ型記録：遊びの影響関係を可視化する記録

河邊が、保育マップ型記録を提起したのは、以上に示したような経過記録では、遊びの経時的変化は捉えられるが、そのような経時的変化を生じさせた原因、すなわち遊び間の相互の影響を記すことができないことに不満を感じていたからであろう。遊びの変化の契機を捉えようとすれば、その変化の前段階としての、遊びの「状況」に着目しなければならない。河邊は、変化の前段階となる遊びの状況性、複数の遊びが同時進行的に行われている、生態学的な配置（棲み分け）を捉えることによって把握しようと試みる。

彼女は、保育マップ型記録の利点を「他の遊びと空間的にどのような関係にあり、どのような関係をもちながら展開するかが視覚的にとらえやすい」こ

とだと述べている（河邊 2020：84）。ここでいう空間的な関係とは、保育空間内における遊びの生態的配置（棲み分け）のことであり、その遊びがどこでなされていたかと同時に、どこではなされていなかったかも記されていることになる。

個々の遊びにおいては、その遊びを構成している子どもたちの見立ての共有を支え、他者からの視線を感じつつなされる演技的活動としての遊びを生じさせた〈舞台装置〉となっている物的環境と一緒に書き込まれている。再掲になるが、次の図1は保育マップ型記録の例である。本図における〈舞台装置〉となる物的環境とは、ディズニールンドでは複雑に組み合わされた大型積み木、お土産屋さんごっこでは横長のテーブル、11匹のネコごっこでは段ボール、学校ごっこではピアノである。

例えば、紙面中央左下の「11匹のネコごっこ」に描き込まれている四角は段ボールを示していると考えられ、この段ボールが「船」に見立てられたことで、魚釣りをするという遊びのイメージがつけられたことが右側の文章中に記されている。演技的活動としての遊びを支える舞台装置としての物的環境とは、この段ボールのように、子どもが遊ぶ場に対する見立てを鮮明にさせ、それに子どもたちが身体的

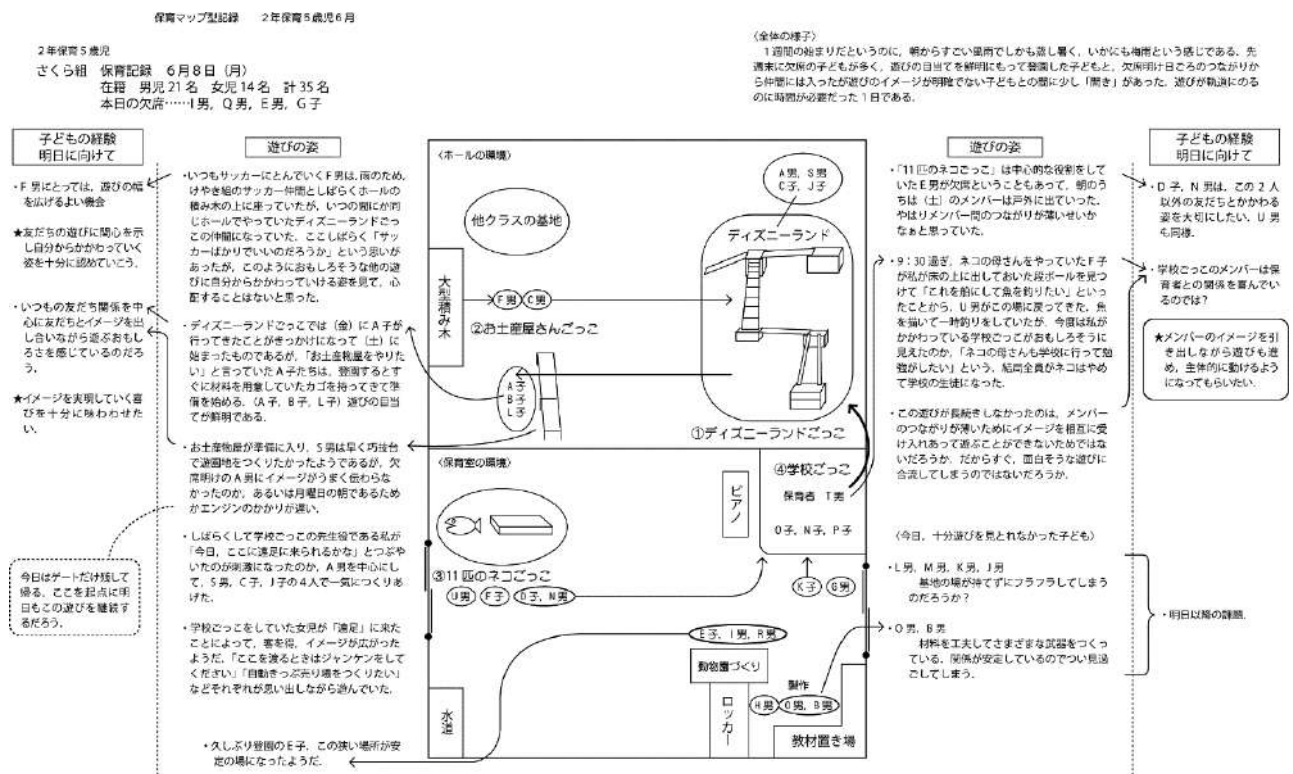


図1(再掲) 保育マップ型記録の例

に関わり合うことで、ある子どもの身体的行為の持つ意味が、他の子どもにも理解されやすくなるようなメディア（媒体）の機能を有する。

保育マップ型記録の中央に描かれるマップでは、遊びの展開された空間俯瞰的な位置のみならず、そのクラスの遊びの全体像ともいえるべき、遊び相互の位置関係が見えるようになっている。それゆえ、遊びの規模や範囲、ある遊びの隣でどのような遊びが展開されていたか、その遊びが隣の遊びから何を採り入れたのか、あるいは採り入れなかったのかなどが理解しやすくなっている。保育者は、保育マップ型記録を作成し、それを見直すことで、遊びがどの場所で起こったのか、その遊びが（他の場所ではなく）そこで起こったのはなぜか、その遊びがどのように展開していったのか、その展開を引き起こした契機（子どもの動き、周囲の遊びから感受されること）は何だったのかなどについて、考察することができる。遊びの展開の契機をおさえることができれば、その契機に接続する次なる契機がどのようなものなのかについての予想が、保育者にとっても立てやすくなるだろう。次なる契機を触発するために、保育者が構想する自身の行動計画こそが、それが明示的に言語化されていなかったとしても、未来へ向けた次なる援助の方略として、創発されやすくなるのである。

5. 子どもの遊びの志向性から保育の計画を導く記録様式の探求

以上見てきたように、子どもの遊びを捉え、遊びが相互に影響を与え合っていることを示そうとするという共通点を有しつつも、経過記録と保育マップ型記録の両者は、子どもの遊びが持続する度合いに対する保育者の評価によって、使い分けがなされていると考えられる。経過記録が、遊びの変化に着眼するのに対し、保育マップ型記録は、子どもの遊びの生態学的配置を捉えることによって、子どもが遊びのどこに面白さを感じ、何を体験しているのかという子どもの遊びの「志向性」を保育者が掴み、この「志向性」の延長に、子どもにとって次に必要な経験は何かを読み取り、具体的な援助の可能性を見出すことを目的とした記録様式であるといえる（河邊 2008：116）。

河邊において、保育マップ型記録の使用に際して、遊びが持続していることが前提的な条件として与えられていた。それゆえ、彼女は、遊びが安定的に持続する前の段階、すなわち遊びの変化が急激である段階を捉える複数の記録様式を提案した。それが、本稿において検討してきた経過記録である。経過記録では、遊びの経時的な変化が生じた原因（遊び集団のメンバーの変化や、遊びに対する子どもの志向性の変化）に目を向けており、遊びが持続していくための援助の可能性を探るためのものとして提案されたものである。

河邊において、保育記録は〈明日〉の保育の構想を生むものである。それゆえ、保育記録は、日案の作成作業と大きく重なり合う。記録から計画が創発されると見なす河邊において、保育者が予め計画した保育実践の成否を計画に即して評価するために記録が書かれるべきだという発想はない。このことは、河邊が保育マップ型記録の着眼点を、SOAP という看護記録の視点と重ねていることにも表われているだろう。SOAP（Subjective data, Objective data, Assessment, Plan）とは、「主体者を理解することから次の手立てを導き出す」ためのプロセスである（河邊 2021a：20）。具体的には、①遊びの主体者である子どもの遊びの姿の把握をし（S）、②その遊びが子どもの育ちにどのような意味があるのかを保育者が見通し（O）、③子どもにとって次にどのような経験が必要かを保育者が導き出し（A）、④そのような経験が実際に充足されるような保育環境を構成する（P）、という手順をとって展開される保育者による援助的活動である。SOAP は、予め計画したことに対する評価を記録として残すという発想とは異なり、実態把握から連続的に計画を導こうとするものである。言い換えれば、実態把握が適切になされれば、計画はおのずと創発されるのであり、実態把握と計画を別個の作業として分離させる必要はない。むしろ、計画は、実態把握と一体化されていなければならない。河邊は、「保育は子ども理解のうえに保育者の願いを重ねて環境を構成することによって展開する」と捉え、この展開が連続的であるほど子どもの育ちに即した保育展開になっていくとする（河邊 2020：74f.）。河邊にとっては、実態把握としての子ども・遊びへの観察・理解、その記録、そして

それに基づいた子どもへの援助方略の創案は、いわば一連のシーケンスなのであって、それらは、子どもが紡ぎ出し、保育者が読みとる意味の連なりによって生起している以上、それらを個別のステージの組み合わせとしてイメージするのは適切ではない。

河邊においては、子どもがどう遊んでいたかという実態把握から、保育者が子どもの遊びの志向性を読み取り、それに基づいて保育者の援助の可能性が具体的に導かれる、という循環構造がある。保育マップ型記録には、この実態把握・子どもの経験の意味の読み取りから、援助の方向性が保育者に自覚され、それが実践化されるまでの意味づけが、可視的な形で示されているのである。

附記

本稿は、2023年度日本子ども社会学会研究奨励基金による助成（安部高太郎・吉田直哉「現代日本における保育記録方法論と保育理念としての子ども像の関連性の解明」）を受けた研究成果である。なお、本稿の一部は、第8回日本保育者養成教育学会研究大会において「保育マップ型記録のプロトタイプとしての保育経過記録」として口頭発表されている（オンライン開催、2024年3月9日）。

文献

安部高太郎・吉田直哉（2024）「保育マップ型記録が捉える遊びの構造」郡山女子大学『紀要』60
河邊貴子（2008）「明日の保育の構想につながる記録のあり

方：「保育マップ型記録」の有用性』『保育学研究』46（2）
河邊貴子（2013）『保育記録の機能と役割：保育構想につながる「保育マップ型記録」の提言』、聖公会出版
河邊貴子（2014）「幼児教育指導と評価に生かす保育記録の在り方」『初等教育資料』918
河邊貴子（2020）『遊びを中心とした保育：保育記録から読み解く「援助」と「展開」』（改訂第2版）、萌文書林
河邊貴子（2021a）「総論 保育記録の書き方」『保育の友』（2021年4月号）、69（5）
河邊貴子（2021b）「遊び理解を次の保育につなげる記録：「保育マップ型記録」と「SOAP」の有用性」『発達』42（167）
近藤幸子（2002）「幼児教育における教育的で計画的な環境構成と保育記録」『佐賀大学教育実践研究』19
高辻千恵（2016）「計画に基づく省察と評価」日本保育学会編『保育のいとなみ：子ども理解と内容・方法』（保育学講座3）、東京大学出版会
瀧川光治（2011）「指導計画づくりに生かすための保育記録のあり方（1）：先行文献の整理を中心に」『教育総合研究叢書』4
中川欣子・塩路晶子（2021）「就学前施設における保育記録のあり方に関する研究：A市保育者のインタビュー分析を手がかりに」『鳴門教育大学学校教育研究紀要』35
文部科学省（2021）『指導と評価に生かす記録（令和3年10月）』チャイルド本社
渡辺桜（2014）「集団保育において保育課題解決に有効な園内研究のあり方：従来の保育記録と保育者の「葛藤」概念の検討をとおして」『教育方法学研究』39

受付日：2024年3月28日

日本の保育ドキュメンテーション論が前提とする〈学び〉観

吉田直哉¹⁾ 安部高太郎²⁾

¹⁾ 大阪公立大学

²⁾ 郡山女子大学短期大学部

Japanese Viewpoints of Play in Documentation

Yoshida Naoya¹⁾ Abe Kotaro²⁾

¹⁾ Osaka Metropolitan University

²⁾ Koriyama Women's College

抄録：本稿は、日本において、自身の保育理念と合致する保育記録方法としてドキュメンテーションを提起する論者（大豆生田啓友、大宮勇雄、森真理、高橋健介・請川滋大）に着目し、それぞれのドキュメンテーションの記録形式・対象の違いを明らかにする。大豆生田にとってのドキュメンテーションは、子どもの心の揺れ動きを記録対象とした写真つきのエピソード記録である。大宮にとってのドキュメンテーションは、子どもの学びを、物語として保育者に読み取った記録（学びの物語）である。森にとってのドキュメンテーションは、日々の生活・遊びのなかにある子どもの表現（子どもの物事への意味づけ＝子どもの「声」が表れた行為・言動など）を収めたポートフォリオである。高橋・請川にとってのドキュメンテーションは、子どもが、環境との関係を深めていく遊びの展開の記録である。

キーワード：エピソード記録（エピソード記述）、学びの物語、ポートフォリオ、学習観

1. 問題の所在

本稿は、現代日本において保育実践の記録方法としてドキュメンテーションを取り上げる言説を分析し、各言説においてドキュメンテーションの記録形式と記録対象が相違することを明らかにするものである。保育記録としてのドキュメンテーションは写真などの視覚メディアを活用することで、保育の公開性を高めることを目的とした記録だとされてきた。しかし、先行文献においては、ドキュメンテーションの形式上の共通点に関する指摘はなされていない。このことは、ドキュメンテーションという名称のもと、多様な形式の記録が混在していることを示唆している。

ドキュメンテーションは、レッジョ・エミリアの

幼児教育実践の中核に位置づくものとして注目を集め、近年、日本においてもドキュメンテーションに取り組む保育施設が増えつつある重要な保育記録である。ただ、例えば浅井幸子が、ドキュメンテーションは子どもの学びを可視化することを共通点としながらも、なぜ、何をどうやって誰に可視化するのは多様であると指摘しているように（浅井2021：23）、保育記録としてのドキュメンテーションの記録対象、形式は多様であり、論者によってドキュメンテーション作成の目的や効果もまた多様に語られている。その一方で、具体的にドキュメンテーションをどう作成すればよいのかという方法論についての言及は乏しいままである。

ドキュメンテーションの形式上の共通見解がな

く、ドキュメンテーションの作成方法についても共通する点がないという事態は、ドキュメンテーションが記録しようとする対象がそもそも多様であることに起因するのではないか。ドキュメンテーションの効果や目的の語られ方は多様だが、唯一共通して見られる特徴は、その目的を、保護者などに対して保育の公開性を高めることに置いていることのみである。

元来は文書、つまり文字記録を指すドキュメンテーション (documentation) が、写真や映像を含むことを特徴として捉えられているのは、ドキュメンテーション作成の目的に応じて、多様な形式において作成されてきたからではないだろうか。本稿は、ドキュメンテーション作成の目的が論者によって相違し、それに即して形式も相違しているのは、ドキュメンテーションの記録対象の多様性に起因することを明らかにする。

次節以降では、ドキュメンテーションの記録形式の論者による相違を、大豆生田啓友、大宮勇雄、森眞理、高橋健介・請川滋大を例に挙げて見ていく。これらの論者に着目するのは、いずれもドキュメンテーションに関する一般向けの書籍を公刊していることから、その読者としての保育実践者に広く認識されていること、書籍を含め、言説研究の対象として十分な分量のテキストが発表されているためである。加えて、各論者が提案するドキュメンテーションの背景には、保育実践の目的としての保育理念、育てたいと願われる子ども像が存在しており、それがドキュメンテーションの記録対象と合致していると思われるからである。

予め述べておくならば、それぞれの論者におけるドキュメンテーションの形式は、エピソード記録、学びの物語、ポートフォリオ、遊びの経過記録というように多様である。ただし、いずれも視覚メディアを活用した記録という共通点を有しており、この点を捉えて、各論者は自らの提案する保育記録をドキュメンテーションだと位置づけている。各論者において、ドキュメンテーションの記録対象、作成方法が多様であるということは、ドキュメンテーションが「可視化」する対象が相違するということである。ドキュメンテーションが記録として残し、「可視化」するものは、肯定的に捉えうる子どもの変化で

あるが、子どものどのような変化を把握しようとするかは各論者によって異なっている。そのような差異は、ドキュメンテーションの目的・効果、形式、想定される読み手の相違を生み出していくことを、以下で明らかにする。

2. 子どもの心の揺れ動きを記録対象とするエピソード記録としてのドキュメンテーション

子どもの心の揺れ動きを記録対象とした、写真つきのエピソード記録としてドキュメンテーションを捉えるのは、大豆生田啓友である。大豆生田は、ドキュメンテーションが記録する子どもの心の揺れ動きとは、子どもの可視的な行動を引き起こす、子どもの内的な動機のことだとする。大豆生田にとってのドキュメンテーションは、『活動の中、子どもが何を考え、何がそだっているか』が透けて見えるような写真』を核として作成される(大豆生田・おおえだ 2020: 97)。その写真は、子どもの内面が、遊びなどの活動として表出されていると保育者に実感された場面を捉えたものである。

大豆生田は、ドキュメンテーションを「子どもの姿や環境などの保育場面を写真を用いて記された記録」だとし、「子どもの姿や学びのプロセスを記録し、可視化する」ことを特徴だと見なす(大豆生田・岩田 2023: 2)。ここで言われる「子どもの姿」とは、保育者にとって印象に残った子どもの様子を指しており、ドキュメンテーションは「今日の印象的だった子どもの姿の写真を通して振り返り記録を書く」ものだとされる(大豆生田・岩田 2023: 3)。保育者にとって印象に残る子どもの姿とは、「保育者の心が動いた子どもの姿」である。保育者が心を動かされた出来事について写真を用いて紹介することがドキュメンテーション作成の基本であり、それ以外に決まった方法上のルールはないと大豆生田は述べる(大豆生田・岩田 2023: 10)。

大豆生田はドキュメンテーションを「写真つきのエピソード記録」だとする(大豆生田・おおえだ 2020: 4)。彼が、ドキュメンテーションを保育者の心が動いた出来事を記録する「写真つきのエピソード記録」だとするのは、鯨岡峻^{たかし}の提唱する「エピソード記述」において、「保育者の心が揺れ動いた出来事＝同時に子どもの心も揺れ動いている出来

事」がエピソードとされていることを踏まえ、「エピソード記述」にビジュアルメディアである写真を付加することで、「視覚化」を図っているためである。大豆生田における「エピソード記録」とは「子どもの具体的姿（エピソード）に、先生〔保育者〕の読み取りなどを書き加えたもの」である（大豆生田・おおえだ 2020：18）。保育者による子どもの姿の読み取りは、保育者の側から子どもの内面に対する一方向的な単なる「思い込み」ではない。大豆生田は「極力子どもの気持ちに、共感的に自分〔保育者〕の気持ちを重ねた主観的読み取り」をドキュメンテーションに残すことを推奨している。それは、保育者と子どもが共に「相手の気持ちを感じ取ろうとする心の働きや、共有されたその世界を『間主観性』の成立する場に生きているからである（大豆生田・おおえだ 2020：74）。ここでの「間主観性」とは、保育者が子どもの気持ちを感じ取ろうとすることであると同時に、保育者と子どもが気持ちを共有しつつ生きる場を指す。

ドキュメンテーションを作成する際、保育者の心が揺れ動いた出来事（エピソード）を素材として書く。それは、保育者と子どもが間主観的な場を構成しているために、保育者の心が揺れ動いたと感じるとき、子どもの心も揺れ動いているはずだと考えるからである。

大豆生田は、子どもの心が揺れ動きを伝えるために、写真を用いることが効果的だとしている。それは、「集中している様子や集中している子どもの目線の先にあるもの、遊んだ後の場や道具を撮ることで、言葉で説明しなくても写真がそのときの様子を語ってくれ」るからである（大豆生田・岩田 2023：26）。「子どもの目線の先にあるもの」を保育者が写真に撮るのは、子どもの視点に立ってみて、子どもの心に共感的に迫ろうとする保育者の態度を示している。つまり、ここでいう共感というのは、子どもの内面に対する同調なのではなく、子どもの興味の方向性を捉えることである。「写真を撮るということは、『子どもがおもしろい！』と思っていることを、写真の撮り手も『おもしろい！』と共感すること」なのであり、子どもの興味の対象を写真が写し取ることによって、子どもの興味の盛り上がり、写真を撮る者、見る者も追体験することが容易にな

る。子どもの感じる「おもしろさ」の追体験を可能にする感覚を、大豆生田は「臨場感」と呼ぶ（大豆生田・岩田 2023：45）。

大豆生田は、ドキュメンテーションを作る手順を次の4段階で捉えているが（大豆生田・岩田 2023：36f.）、この手順を見る限り、写真が起点になってドキュメンテーションが作成される。

- ① 子どもの様子で保育者の心が動いたところを写真に撮り、子どもの印象的な言葉をメモする。
- ② 写真を選び、タイトルをつける。
- ③ エピソードやコメントを書く。
- ④ 見やすさを考えて、レイアウトやデザインを工夫する。

大豆生田が「写真付きのエピソード記録」としてのドキュメンテーションで可視化しようとしているのは、保育者が間主観的に感じた、子どもの心の揺れ動き、子どもの心が向かう先（興味・関心のオリエンテーション）である。ここでの子どもの心とは、子どもの行動の背後にある子どもの内面、気持ちである。子どもの心は変化していくから、その時、子どもの行動もそれにつれて変化していく。子どもの内面が変化することを、子どもの育ちと見なす彼は、子どもの行為の変化を捉えることで、子どもの育ちという不可視のプロセスの一局を可視化しようとするのである。

大豆生田は、保育者が子どもの内面の変化を感じ取るためには、子どもの活動する姿に対して保育者が「驚く心」を持つことが肝要だとする。保育者の「驚く心」とは、子どもの活動する姿に対して「何がおもしろいの？」と子どもの心情のオリエンテーションを探ろうとすることであると同時に、「おもしろいね、興味深いね」と子どもの心情のオリエンテーションに、保育者自らの注意のオリエンテーションを重ね合わせていくことである（大豆生田・おおえだ 2020：24）。保育者が子どもの活動する姿に対して「驚く心」を持つということは、子どもの心の揺れ動きを間主観的に感じるための、保育者の構えのことだと考えられる。

以上の通り、大豆生田におけるドキュメンテー

ションは、子どもの行為の背後にある子どもの心の揺れ動きという不可視のものを、保育者に間主観的に感じとられたように書く、写真付きのエピソード記録である。ドキュメンテーションの写真には、子どもの活動する姿が収められるが、それは子どもの内面の変化が子どもの行動の変化として現れると考えられているからである。

3. 子どもの学びを「物語」として捉えるドキュメンテーション

子どもの関心の連続性、体験が子どもにもたらす意味のシーケンスを捉える記録として、ドキュメンテーションを捉えるのは大宮勇雄である。大宮は、子どもの内的・外的体験のシーケンスを「学びの物語」と呼ぶ。この学びの物語を、可視的な子どもの振る舞いを記録することで可視化し、意味づけようとするのが、大宮にとってのドキュメンテーションである。彼は、ドキュメンテーションを「保育者によって、子どもの言葉・活動の過程・作品などが写真・テープ・ノートなど多様な手段で記録・整理集約されたもの」だとする（大宮 2010：39）。大宮は、子どもの言葉・活動の過程・作品を整理集約した記録としてのドキュメンテーションを介して、子どもの体験の意味の連続性を捉えることができたとき、ドキュメンテーションは子どもの「学びの物語」の記録となると考える。

学びの物語は、子どもが日々の園生活の中で繰り返す「学び」を一人ひとりの子どもの目線に立って文章で書きつづった「子どもが主人公の物語」であり、それが物語である以上、本来不可視である（大宮 2010：45）。大宮によれば、「学びの物語」を書き記そうとする時、保育者は、遊びの場面ではなくてはならぬとか、課題活動だけではダメとか限定をつけずに、自分が気づいたことを一文でもいいから描写するのを継続することに意味がある（大宮 2010：45f.）。保育者が気づいたことを日々記録に書くことを継続しなければならないのは、子どもの体験の意味のつながりが即座には分からないことや、記録した際に捉えた意味のつながりとは別のつながり方が、事後的に見出されることがあるからである。学びの物語における子どもの「学び」とは、社会文化的活動への参加（大宮はこれを「発達」と

呼ぶ）の仕方が量的にも質的にも豊かになることである（大宮 2010：46）。社会文化的活動というのは、子どもが所属する地域社会において価値を認められた、共同的になされる活動である。子どもは、大人（子どもの関心に共感を寄せてくれる他者）の助けを借りながら、社会文化的活動に参加していく度合いを徐々に高める。ここで子どもは、社会文化的活動へ関心を持ち、より深く加わっていく意欲を有する存在だと捉えられている。大宮は、子どもが社会文化的活動へと参加していく契機を、次の五つの子どもの行動場面を記録のための視点に据えることで捉えようとする（大宮 2010：48f.）。

- ① 何かに関心を持つ
- ② 熱中している
- ③ 困難に立ち向かう
- ④ 自分の考えや気持ちを表現する
- ⑤ 相手の立場から物事を見て応答する

以上の行動場面に注目することで、子どもの学びが保育者に意識化されるという。子どもの「学びの物語」を記録する際、写真は必須ではないが、写真があることで、息をのむようなチャレンジや子ども同士のやりとりの劇的な展開などを、保育者がより深く読み取れる場合があるため、写真を活用するよう大宮は勧める（大宮 2011：124）。「学びの物語」を書き綴る際に写真を活用する場合、子どもの表情や動きが写真に撮られることが想定されているのは、そこに子どもの挑戦や子ども同士の間のコミュニケーションの変化などが現れやすいからである。

大宮が「学びの物語」として可視化しようとしているのは、物語としてのつながりを持った子どもの体験のシーケンスである。彼にとって子どもの学びの物語とは、日々の生活での子どもの複数の体験がつながりを持ち、そのつながりが、子どもにとって連続的な意味を潜在させているものであることを、保育者が読みとり、記録したものである。保育者が子どもの体験のつながりを「物語」という連続した意味の変奏として認識するためには、保育者には子どもが「肯定的にみえるようになるための視点」に立つことが求められる（大宮 2010：46）。それは、子どもにとっての意味、そしてその連なりと

しての「物語」は、大人にとっての「できる／できない」という二分法的な価値基準では捉えられないからである。子ども自身による体験に対する意味づけを捉えようとする時、保育者は子どもの意味に「共感的」に迫ろうとする必要がある。「できる／できない」という二分法的な視点から子どもを見るということは、大人の価値観で、子どもの行為の結果のみを見ることを帰結させる。そのとき、子どもが自らの視点から経験をつなげ、子ども自身の行為や対象を意味づけていることは無視される。

それに対して、子どもを意味構成の主体として捉えるとき、共感的なアプローチが可能になり、子どもの意味の連なりが読み取れたとき、子どもが、意味構成の主体として「肯定的」に見えるようになる。その時、保育者は、子ども自身が経験をどうつなげ、意味づけているのかを意識化し、そこに子ども独自の価値が生み出されていることを認め、子どもが語る内なる物語へと注意を向けられていくことになるのである。

大宮によれば、「一人の子どもが展開する一見無関係に見える活動であっても、子ども自身の視点に立ってみれば、活動を貫く一つのテーマが〔保育者に〕見えてくる」（大宮 2010：102）。「活動を貫くテーマ」とは、子どもの行動の意味をつなげている、子どもの関心の対象への持続的な価値づけのことである。彼が強調するのは、子どもの行動を表面的・断片的に捉えていたのでは、子どもの活動を貫く反復的なテーマがあることは保育者に分からないということである。子どもにとって意味のある活動としての学びが進行するというのは、子どもの内面的価値づけであるがゆえに不可視である活動のテーマが、様々な行動を惹起して、連鎖的に繰り返し様々な行為を通して表現されていくことである。いわば活動のテーマが幾度となく変奏されていくことが、大宮にとっての学びの深まりなのであり、これを大宮は子どもの経験と呼んでいる。

「学びの物語」が記録する学びとは、子どもの関心が行動（特に熱中する子どもの姿）として表われ、活動のなかでテーマが反復されつつ変奏されていくことによって展開されていく、連続性を持った物語である。子どもが主体として語り出す物語としての学びを、保育者がいわば語り直す（再話する）こと

によって活動のテーマが可視化されるのである。保育者にとって、子どもの行動に示される子どもの関心を特に見出しやすい場面は、子どもが何かに熱中する場面である。子どもが熱中しているものごとは、子どもの関心が向けられた対象だと想定できるからである。子どもが何かに熱中する場面は、子どもの日常生活のなかで子どもの関心が凝縮されている、その子どもにとって特別な場面の一つである。保育記録としての「学びの物語」が提示する、子どもの学びを捉える五つの視点は、子どもの関心が凝縮して現れる場面を概念化したものである。この観点を保育者が内在化することによって、保育者が子どもの学びを見出す契機を掴むこと、つまり、子どもの関心がさまざまな行動へと変化しながらも、連続性を持った一つのテーマに貫かれた物語として見えてくる、その端緒を探り当てるのが容易になるのである。

4. 子どもの表現をポートフォリオに収めるドキュメンテーション

子どもの表現を収めたポートフォリオとして、ドキュメンテーションを位置づけるのは森真理である。森にとってのポートフォリオは、子どもの日々の生活・遊びのなかに学びがあることを子ども自身、そしてそれ以外の他者に伝えるために、子どもの生活・遊びとして表現される出来事を、子ども一人ひとりに即して捉えるものである。

森は、ドキュメンテーションを「一人ひとりの子どもの成長の道のりと、学びの深さを見える形で表すもの」だとする（森 2016a：20）。つまり、森にとって成長の道のり、学びの深まりのプロセスは、それが表現される出来事を丹念に集積することによって初めて可視化されるものなのである（森 2016a：14）。森において、子どもの学びのプロセスは不可視であるが、子どもの日々の生活する姿や遊ぶ姿という可視的なものに表現されるものだと捉えられている。

森が、ポートフォリオをドキュメンテーションと同質視しているのは、写真などの視覚メディアを使って子どもの生活する姿・活動する姿を集め、そこに表れる学びのプロセスを可視化しようとする点で共通しているからである。ポートフォリオに残さ

れるのは、子どもの「日々の生活・遊びの姿」である（森 2016a：97）。森は、『生活と遊びのなかに子どもの学びがある』と伝えるのが、ポートフォリオの最も大切な役割だとする（森 2016a：97）。森にとって子どもの学びは、子どもの日々の生活や遊びに表れ、子どもが周囲のモノや人などの環境に対してさまざまなイメージを結びつけ、意味づけることである。

子どもの日々の生活・遊びに着目することを、森は、レッジョ・エミリア保育の理論的指導者であるカルラ・リナルディに依拠して、「聴き入ること」と呼ぶ（森 2018：21f.）。森は、「子どもの見方、考え、発見に聴き入ることから民主的な市民生活を促進する方略がドキュメンテーションである」とする（森 2018：22）。子どもの見方や考えに「聴き入る」ということは、子どもによる日常生活に対する意味づけに気づこうとする態度をとることである（森 2018：26）。子どもを大人と同じ市民として、つまり、内在的な意志の表出である「声」の主体と見なすとき、子どもの「声」は聴き入るべき対象となる（子どもの「声」は、当然ながら、音声言語に限定されて聴き取られるものではない。言葉以外の「声」も子どもたちは発していると考えるのである）。大人が子どもの「声」に聴き入ることが民主的な市民生活を促進するのは、子どもが一人ひとりの見方や考え方を受け止め、尊重されるという経験をすることで、子どもが自分だけではなく、他者にもその人の見方や考えがあり、尊重すべき存在だということを学ぶからである。森は、「聴くこと」を「自分自身と他者に向けて、省察し、歓迎し、開かれた態度を養う絶え間ないプロセス」であるとする（森 2016b：274）。「聴く」ことは、自らの声、他者の声というように両義的な対象を有する。つまり、他者の声を聴くことは、同時に、他者の声に応じる自分の声に気づくことでもある。

保育者が子どもの見方や考えを聴くということは、子どもが言葉として表現したことだけに注目するということではない。森は、保育者が子どもの「声」に聴き入ることを、佐伯^{ゆたか}が、子どもの「アートの思考」の広がり^{ゆたか}と高まりを豊かにする役割が保育者にあるとしていることと関連づけている。森によれば、佐伯における「アートの思考」とは、「ア

ートを、さまざまなモノやコト、ヒトに出会い、心のなかにさまざまな可能的世界の情景を思い浮かべられることとして、そうしたアートの的なものを見たり、触れたりして、人々の心の中に『絵』や『音楽』や身体運動などのアートの世界が広がり、深まり、展開していく内的体験をアート活動として、意味を探究する」ことである（森 2016b：282）。アートとは、さまざまなイメージが組み合わされた心象世界を指し、アートの思考とは、あるイメージと別のイメージとの結びつき、意味づけを探究することである。アートのなものは、見たり触れたりすることのできる具体物であり、記憶のなからその具体物と結びついたイメージを呼び覚まし、新たなイメージと結びつけ、意味づけるきっかけを与える。アートの世界を広げることはアート活動と呼ばれ、内的体験として位置づけられている。

森は、佐伯を踏まえ、「アートの思考」を、子どもがモノ・コト・ヒトという周囲環境に注意を向け、それらの意味すること（考えや願い）に聴き入ることだとする（森 2016b：282f.）。保育者は、子どもの日々の生活・遊びとして表現される、周囲環境に対する子どもの意味づけ（子どもの「声」）に聴き入り、ドキュメンテーションとして記録するのである。先述の通り、森においてドキュメンテーションはポートフォリオの一種であり、ポートフォリオに写真として残される子どもの「日々の生活・遊びの姿」は（森 2016a：97）、子どもが周囲環境に聴き入ったことを、保育者が聴き取って、可視的に再構成したものなのである。

ポートフォリオは、子ども個人ごとに、それぞれの育ちを記録するものであり、その読み手としては、当事者である子どもが第一に想定される。子どもの日々の姿・遊びの姿として表現されているものの背後には、その子どもが自らの行為・言動に結びつけられるイメージ、意味づけとしての子どもの「声」が響いているのである。保育者が、ポートフォリオとしてのドキュメンテーションを作成することは、子どもの行為・言動として表われた姿の背後にある子どもの感覚、思考、意味づけを、「声」の中に聴き取り、それを子ども自身に可視化することなのである。

5. 子どもの遊びの展開を経時的に記録するドキュメンテーション

子どもの遊びの展開を経時的に捉え、子どもと環境（周囲のモノやヒト）との関係の深まりが見えるようにする記録としてドキュメンテーションを位置づけているのは、高橋健介と請川滋大である。高橋・請川において、ドキュメンテーションが記録対象とする子どもの遊びの展開は、遊びが時間の経過の中で変化していくことである。そして、彼らは、遊びの変化が生じた極点である転換点を捉えようとする。遊びの転換点は、彼らによれば、遊びの中で、子どもが周囲のモノやヒトへの関わりをどのように拡大させ、稠密にしていったのかを見出しうる場面を指している。高橋・請川においては、ドキュメンテーションに記録されるのは、子どもと周囲のモノやヒトとの関係性の変容なのである。

高橋・請川は、ドキュメンテーションを「子どもの活動や表現に至るプロセスを可視化するための記録」で「写真を効果的に用いた記録」であるとする（請川・高橋・相馬編著 2016：4f.）。高橋において写真は「子どもがモノやヒトと熱心にかかわっている状況を意味を持った状態で映し出す」ものである（請川・高橋・相馬編著 2016：6）。子どもと周囲のモノやヒトとの関わる状況が意味を持つ時、子どもにとってその状況が楽しいと感じており、子どものイメージは、周囲のモノやヒトとの関わりの中で精緻化し、濃縮していく。つまり、子どもの遊びを、子どもが周囲のモノやヒトと熱心に関わっているという状況性の中に見てとろうとしている。それゆえ、高橋は、ドキュメンテーションの写真はなるべく「遊びの経緯が伝わるよう連続撮影したもの」を選択することを推奨している（請川・高橋・相馬編著 2016：46）。高橋のいう「遊びの経緯」が伝わる連続撮影された写真は、子どもたちがモノやヒトと熱心にかかわる、遊んでいる状況の経時的変化と、遊びの中で、子どもたちが周囲のモノやヒトとの関わりを拡大させていくプロセスを写し出したものである（請川・高橋・相馬編著 2016：48）。

請川も、高橋同様に、ドキュメンテーションにおける写真の利点を、連続的に撮影されることで子どもの活動のプロセスが示されやすくなることだと捉えており、記録の読み手に対して「子どもたちが、

今何に興味をもっているのかを伝えるためのツール」がドキュメンテーションだとする（請川 2020：125）。つまり、子どもの興味のオリエンテーションを明示することが、ドキュメンテーションにおける写真の機能である。請川は、ドキュメンテーション型の実習日誌を提案する文脈で、写真を活用することで実習生が「より具体的に子どもの活動場面を想起できる」ことを期待しているから（請川・桑原他 2023：48）、請川にとって、ドキュメンテーションの写真とは、子どもの興味が明確に表れた遊びの場面を写したものである。請川らにとっての遊びとは、子どものイメージが周囲のモノやヒトとの関わりの中で広がっていく活動であり、子どもの興味が表れるものであるから、その興味の展開、変遷は、写真を連続的に複数撮りためることによって記録されることになる。連続撮影された写真を中核とするドキュメンテーションは、子どもの興味の變遷を捉えることで、遊びの展開、つまり、子どもの興味が、周囲のモノやヒトとの関わりの変化として現れる様子を記録しようとするものである。

興味の變遷としての遊びの展開を記録しようとするのは、ドキュメンテーションの読み手として、その遊びに参加していなかった子どもを想定していることと関連する。ドキュメンテーションが、ある子どもの遊びの展開を、他の子どもに対して可視的に提示することで、その子どもにとっての遊びのイメージを膨らませることにつながると請川らは捉える。請川らは、保育者が作成したドキュメンテーションが子どもに対して「他の子どもたちの遊びや活動を知らせる役割を持ち、そのことがさらなる遊びの展開に影響している」と述べる（柳原・山口・日下部・請川 2022：21）。この点からすると、請川は、遊びの経緯が記録されたドキュメンテーションが、その遊びには参加していなかった子どもを第一の読み手として想定している。ある遊びのドキュメンテーションを、その遊びには参加していない子どもが見ることが「さらなる遊びの展開」に影響するのは、子どもが周囲のモノやヒトと熱心に関わること、すなわち遊びが子ども同士の間でどう広がり、展開したのかが回顧的に示されることで、記録されている遊びの当事者以外の子どもにも遊びのイメージが喚起され、遊びが触発され伝播していくからで

ある。子どもがドキュメンテーションを見ることによって、自らが参加していなかった遊びの背景にあったイメージが喚起され、「今度、こんな遊びを自分もやってみたい」という遊びへの動機づけを持つことができる。ドキュメンテーションに描かれた遊びに参加していなかった子どもにとって、その子の遊びのイメージを喚起させるためには、遊びがどのように深まっていったのか、遊びの展開がドキュメンテーションに記されることが好ましい。

高橋・請川は「ドキュメンテーションは、クラスの中で起こる子ども同士の関係や、子どもと保育者、子どもとモノとの関係など、二つか（二項関係）それ以上のものとの間で起こるある関係性を示したものであることが多い」と述べている（請川・高橋・相馬編著 2016：7）。ドキュメンテーションが二項関係以上の関係性を示すものが多いのは、高橋・請川にとってドキュメンテーションの記録対象が遊びの展開（子どもが周囲のモノやヒトとの関係を深めていく過程）だからである。

遊びの経時的な変化を捉えようとする、遊びを構成するアクターと、その空間的配置の変化を捉え

るような瞬間が写真に取められることになる。高橋・請川におけるドキュメンテーションの写真が、遊びの転換点・画期を取めるのは、遊びは、複数の転換を経つつ展開していくと彼らが捉えているためであり、同時に、そのような遊びの転換は、子どもにとっての周囲のモノやヒト（環境）との関係の深まりでもあり、それが子どもの環境に対する認識の更新、すなわち学びを意味すると捉えられているからである。

6. 小括

本稿において検討してきたドキュメンテーションの四形式を、記録として残される状況（日常的-非日常的）を縦軸に置き、記録が可視化する子どもの学びの捉え方（子ども自身の経験の過程-子どもと環境とのコミュニケーションの過程）を横軸に設定した四象限図式に置くと、図1のようになるであろう。

第1象限におけるドキュメンテーションの記録対象は、保育者の心が揺れ動いた出来事であり、保育者によって共感的に読み取られた子どもの内面の変化が可視化されている。

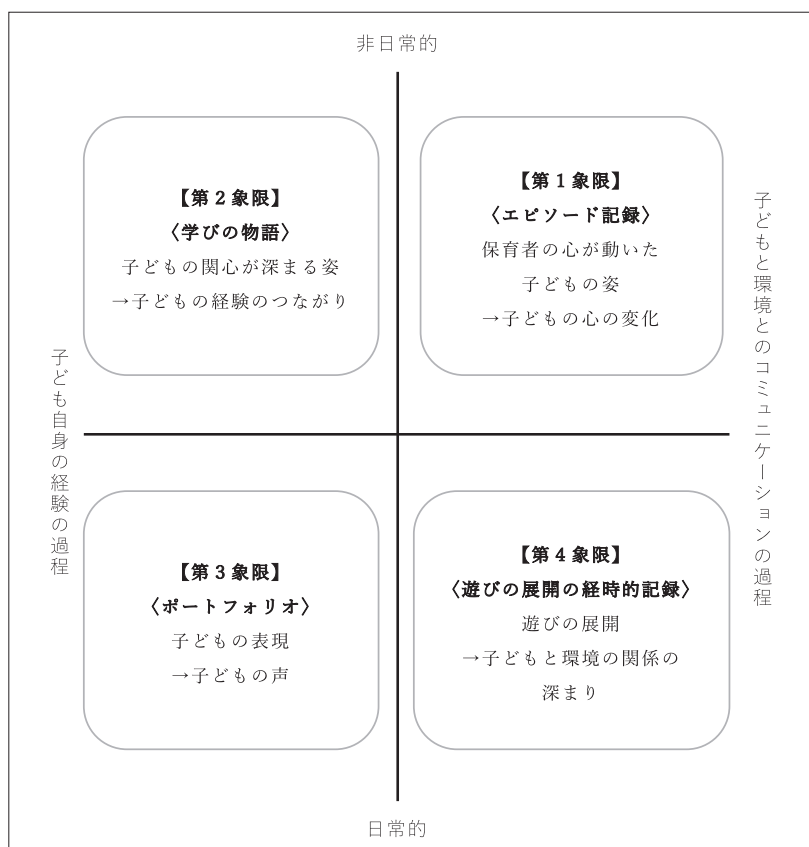


図1 ドキュメンテーションの4類型

第2象限におけるドキュメンテーションの記録対象は、子どもの熱中する姿などに見てとられる、子どもの関心が深められていった子どもの経験のつながりである。

第3象限におけるドキュメンテーションの記録対象は、子どもの日常の姿の背後に響く子どもの「声」（子どもの考えや意味付け）である。

第4象限におけるドキュメンテーションの対象は、子どもの遊びの展開であり、子どもがその周囲にある人や物（環境）との関係を深めていくことを学びとして捉える。子どもが周囲にある物や人などと熱心にかかわっている状況の経時的変化が写真に撮られるのである。

以上、日本の保育学におけるドキュメンテーション論において、ドキュメンテーションの記録形式と対象が多様に設定されていることを見てきた。本稿では保育記録としてのドキュメンテーションの特徴に焦点を絞ったが、「ドキュメンテーションの最も重要な点は、それを題材に〈話し合うこと〉」だと言われるように（中坪編 2012:88）、ドキュメンテーションは記録そのものを指すのみならず、記録したことを基に話し合うことを含む実践でもある。本稿で示した、ドキュメンテーションの記録形式と対象の違いが、記録としてのドキュメンテーションを活用して、保育者同士の討議や、保護者や子どもとのドキュメンテーションの共有過程にどう影響するのかという点が、今後検討すべき課題として残されている。

附記

本稿は、2023年度日本子ども社会学会奨励研究基金の助成（安部高太朗・吉田直哉「現代日本における保育記録方法論と保育理念としての子ども像の関連性の解明」）を受けた研究成果の一部である。なお、本稿の一部は、「日本における保育記録としてのドキュメンテーションの対象設定」と題して、日本教育学会第82回大会において発表されている（2023年8月24日）。

文献

- 浅井幸子 (2021) 「レッジョ・エミリアのドキュメンテーション：歴史的視点から」『発達』42 (167)
- 請川滋大 (2020) 『子ども理解：個と集団の育ちを支える理論と方法』萌文書林
- 請川滋大・糸原淳子・吉岡しのぶ・加藤寛子・日下部弘美・根津知佳子 (2023) 「幼稚園実習におけるドキュメンテーション型日誌導入の試み：大学と附属幼稚園との協同を通して」『日本女子大学紀要：家政学部』70
- 請川滋大・高橋健介・相馬靖明編著 (2016) 『保育におけるドキュメンテーションの活用』（ななみブックレット No.4）、ななみ書房
- 大豆生田啓友 (2021) 「保育を「記録する」ことを考える」『発達』42 (167)
- 大豆生田啓友・岩田恵子 (2019) 「わが国における保育ドキュメンテーションの可能性に関する一考察」『子ども学』7
- 大豆生田啓友・岩田恵子 (2023) 『役立つ！生きる！保育ドキュメンテーションの作り方』西東社
- 大豆生田啓友・おおえだけいこ (2020) 『日本版保育ドキュメンテーションのすすめ：「子どもはかわいいだけじゃない！」をシェアする写真つき記録』小学館
- 大宮勇雄 (2010) 『学びの物語の保育実践』ひとなる書房
- 大宮勇雄 (2011) 「「学びの物語」の保育実践」福島大学附属幼稚園・大宮勇雄・白石昌子・原野明子『子どもの心が見えてきた：学びの物語で保育は変わる』ひとなる書房
- 高橋健介 (2016) 「“見る－見られる” 関係としての保育者およびその育成：人形劇の制作・上演活動の実践を通して」『國學院大学人間開発学研究』7
- 中坪史典編 (2012) 『子ども理解のメソッドロジー：実践者のための「質的実践研究」アイディアブック』ナカニシヤ出版
- 森真理 (2013) 『レッジョ・エミリアからのおくりもの：子どもが真ん中にある乳幼児教育』フレーベル館
- 森真理 (2016a) 『ポートフォリオ入門：子どもの育ちを共有できるアルバム』小学館
- 森真理 (2016b) 「「聴き入ること」から広がる保育の世界」沙見稔幸・久保健太編著『保育のグランドデザインを描く：これからの保育の創造にむけて』ミネルヴァ書房
- 森真理 (2018) 「ドキュメンテーション：レッジョ・エミリアとの対話」『発達』156
- 柳原希未・山口舞・日下部弘美・請川滋大 (2022) 「写真を生かした記録から見る3歳児の姿：保育者の語り合いを通じた気づきと「10の姿」」『日本女子大学紀要：家政学部』69

受付日：2024年4月27日

促通を目的とした即時効果を実感できる 運動プログラムの有効性

包 國 友 幸

早稲田大学非常勤講師

The effectiveness of an exercise program with immediate effects aimed at facilitation

Kanekuni Tomoyuki

Waseda University Part-time Lecturer

要旨：促通を用いて即座に身体を動かしやすいとするなどの効果（即時効果）を実感することができる運動プログラムは1997年に開発された。本研究の目的はその運動プログラムの効果を検証することであり、対象者は東京都シルバー人材センター B ブロック幹事主催の「肩スッキリ講座」に参加した35名（男性17名、女性18名）の高齢者（平均年齢75.89±5.83歳）であった。質問紙による調査項目とその結果を以下に示した。①NRS 調査では肩に対する主観的な感覚が運動後に有意に改善した（ $p<0.01$ ）、②状態不安調査では運動後に有意に低下した（ $p<0.01$ ）。③講座の内容については「大変良い」が57%、「良い」が37%、④運動後の肩の感覚では「とてもすっきりした」が49%、「ややすっきりした」が51%、⑤自由記述では肯定的内容がほとんどであった。

キーワード：促通、即時効果、集団運動プログラム、肩編プログラム、NRS

1. 緒言

近年の理学療法の知識・技術および手技療法・運動療法の進歩は目覚ましく高度化している。今後は理学療法の領域が拡張しスポーツ・フィットネス分野にまで活躍の場が広がることが予想される。

フィットネスクラブの領域では、1990年代のスタジオにおいての主とした集団運動プログラムはエアロビクスダンスであった。筆者は1997年に促通などにより即時効果を実感できる集団運動プログラムを開発した。おおよそそれらの時代よりピラティスやヨガなどのコンディショニング系のプログラムなどが増加していった。肩・腰・膝のコンディショニングを目的として、またはアクティブセラピーつまり一部の治療体操として何か会員に提供できるプログ

ラムはできないものかと多くの運動指導者は研鑽を重ね、様々な施術・手技療法の本質・真髄などエッセンスを集団運動プログラムに組み入れプログラム化し提供していった。筆者は、プログラム開発後より現在まで様々な尺度でデータを取り、参加された方々の生の声を拾うことなどによりその効果の検証を行った。その結果として、集団運動プログラムにおいて治ったとされる効果は、①それほど深刻な状態ではなかったために出現したものなのではないのか、②その方法が機能不全の改善や筋の過緊張状態を緩めることにつながったために出現した効果ではなかったか、③その効果のすべてではないがプラシーボ効果が大きいのではないか、などの疑問が湧き上がってきた。

上記のことによりフィットネス分野における予防運動の重要性を感じた。つまり深刻な疾患になりそうな者の予防体操として、運動指導者が理にかなった気持ちの良い動きや運動の心理的効果によるメンタルの改善効果などを実感してもらう運動を紹介し、継続してもらうことにより可動域や可動性の改善効果があらわれ疾患予防につなげるという役割の重要性である。

1997年に開発した運動プログラムは「筋力トレーニング」や筋の「ストレッチング」でもない運動、すなわち無意識レベルの動作においても協調性を持った働筋として機能するように動作の再学習を行い正しい動きを脳に入力する促通 (Dorothy E. Voss 1997)¹⁾ という現象に焦点をあてた。ある運動プログラムを実施する前よりも運動器の可動性や柔軟性の向上、運動の心理的効果による情緒の変化などにより運動実施後の方が、身体を動かしやすくなり「より元気になる」「より楽になる」など即時効果が実感・体感できる運動プログラムであった。

2. 目的

本研究では開発した運動プログラム (以降：前記運動プログラム) の効果を検証することを目的とした。

3. 研究方法

(1) 運動プログラム

前記運動プログラムを1998年より展開し始め、2000年10月に民間大手スポーツクラブ (以下大手フィットネスクラブA) において全国展開したが、現在 (2024年4月) においても数店舗において実施継続されている。

この運動プログラムは「機能活性プログラム」と命名されシリーズ化されており、現在まで様々な機関や組織において実施展開され、その有効性の検証・報告 (包國2012、2013、2014)²⁻⁴⁾ を繰り返してきた。

運動プログラムの特徴として① proprioceptive neuromuscular facilitation (以下 PNF) のコンセプト・理論 (S. S. Adler 1997)⁵⁾ に基づいている、②一回の運動前・後で即座に動きやすさや柔軟性などの改善効果が自覚できる、③集団運動プログラムである (施術形式ではない、指導者が参加者に触れない)、

④自分 (セルフ) で肩・腰・膝をコンディショニングするアクティブ・セラピー・エクササイズである、⑤運動器具などの道具を必要としない、などがあげられる。

(2) 促通パターン

促通パターンがそのコンセプトの一つとしてあげられるが、特徴として「対角・螺旋の動きであること」「集団運動 (マスマーブメント) パターンであること」などがあげられており、促通パターン動作により集団としての筋が最も動員されるためにスポーツ動作 (例えば野球の投げる・打つ動作) はこれに似通った動きになると説明されている (包國2010)⁶⁾。図1～図4までが肩甲骨パターンであり図5～図12までが上肢パターンである。

図13に上肢パターンを示したが、上肢パターン I



図1. 肩甲骨の前方挙上



図2. 肩甲骨の後方下制



図3. 肩甲骨の後方挙上



図4. 肩甲骨の前方下制



図5. 上肢パターン I ①



図6. 上肢パターン I ②



図7. 上肢パターン I ③



図8. 上肢パターン I ④



図9. 上肢パターンII①



図10. 上肢パターンII②



図11. 上肢パターンII③



図12. 上肢パターンII④

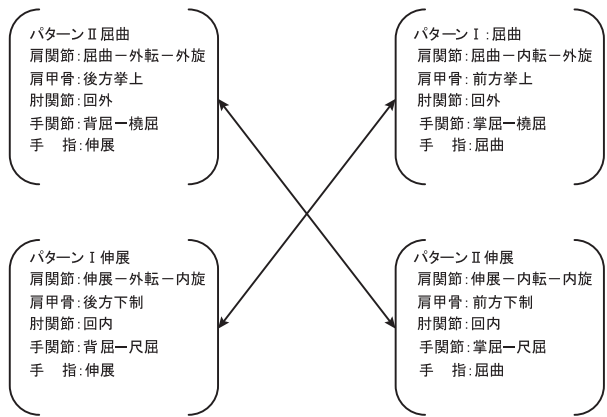


図13. 上肢パターンI・II (包國2010)⁶⁾

(図5～図8)を行うと肩甲骨は図1⇔図2の動き(前方挙上⇔後方下制)となり、肩甲骨の動きと上肢の動きがリンクする集団運動パターンとなる。また上肢パターンII(図9～図12)を行うと肩甲骨は図3⇔図4の動きとなり、肩甲骨の動きと上肢の動きがリンクする集団運動パターンとなる(S. S. Adler 1997)⁵⁾。

(3) 東京都シルバー人材センター会員研修会

筆者は2023年10月18日(水)に、シルバー人材センター東京都Bブロック幹事の依頼により「肩スッキリ講座(会員研修会)」を実施した。

はじめに大まかに肩のしくみについての約40分間の実技を交えた講義を行った(図23-24)。その内容は、1)肩関節は5つの複合関節:①胸鎖関節、②肩鎖関節、③肩甲上腕関節、④肩甲胸郭関節、⑤肩峰下関節、(図22)2)肩甲骨の基本的な動き①

挙上、②下制、③内転、④外転、⑤上方回旋、⑥下方回旋、(図23)3)肩甲胸郭関節(機能的関節:前鋸筋・肩甲下筋)(図24)、4)肩甲上腕リズム(肩甲胸郭関節:肩甲上腕関節=1:2)(図25)5)インピンジメントとは(図26)、6)円背による可動域制限と肩峰下関節(図27)、などであった。

コンディショニングの重要ポイントは、1)肩甲骨パターン(肩甲骨:前方挙上⇔後方下制、後方挙上⇔前方下制)のセルフエクササイズの促通により肩甲骨を動きやすくする(可動性の改善)ことであった。2)上肢パターンI(屈曲パターン⇔伸展パターン)・上肢パターンII(屈曲パターン⇔伸展パターン)の促通により、肩甲骨と上腕骨のリンク(肩甲上腕リズム)の調整であり、以下の促通の基本手順に従って繊細に丁寧に実施した。

1)視覚刺激:目で手先(動き)を追う、2)聴覚刺激(バーバルコマンド):「握って掌屈⇔開いて背屈」、3)伸張刺激(ストレッチスティミュレーション)「伸張刺激+随意収縮」:握って1・2で伸張(引っ張って)返して開いて⇔開いて1・2で伸張(引っ張って)返して握って、4)末端から中枢へ(ノーマルタイミング):手指を握って手首を返して下して⇔手指を開いて手首を返して上げて、5)最適な回数(オプティマルレジスタンス):少なすぎて即時効果を感じられない回数<即時効果ははっきり感じられる回数<疲労が強く感じられる回数、などの基本手順であった。

講義後約15分間の休憩をはさみ、前記運動プログラムの肩編を約40分実施した。

プログラムの内容は、座位又は立位による1)頸部アイソメトリック、2)頭頸部パターン、3)肩甲骨の基本的動き、4)肩甲骨パターン(肩甲骨の前方挙上⇔後方下制、後方挙上⇔前方下制)、5)鎖骨のリリース、6)肩甲胸郭関節リリース、7)小胸筋コンプレッションストレッチ、8)上肢パターンI(屈曲パターン⇔伸展パターン)・上肢パターンII(屈曲パターン⇔伸展パターン)

次に側臥位による9)肩甲骨パターン(肩甲骨:前方挙上⇔後方下制、後方挙上⇔前方下制)、10)上肢パターンI(屈曲パターン⇔伸展パターン)・II(屈曲パターン⇔伸展パターン)

最後に質疑応答・アンケート記入であった。

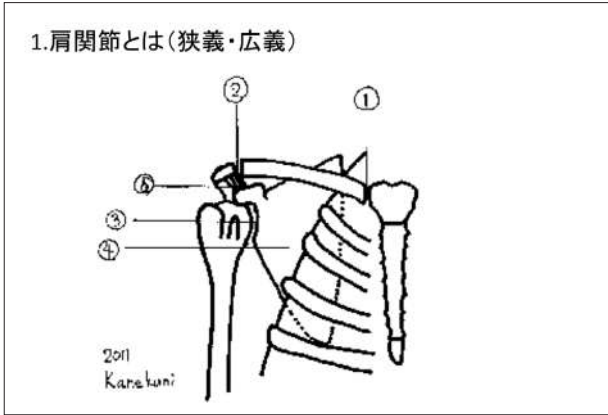


図14. 肩関節は5つの複合関節：①胸鎖関節、②肩鎖関節、③肩甲上腕関節、④肩甲胸郭関節、⑤肩峰下関節

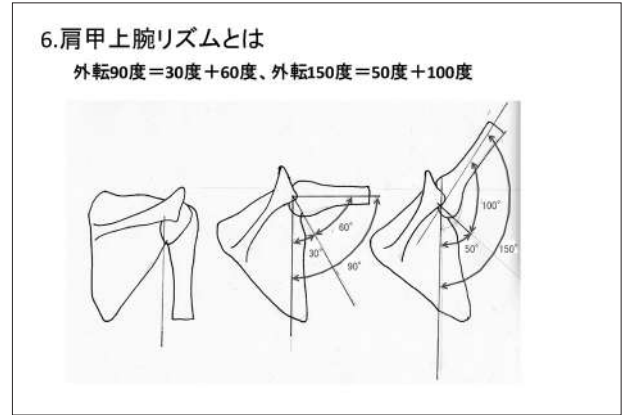


図18. 肩甲上腕リズム(肩甲上腕関節：肩甲胸郭関節=1：2)

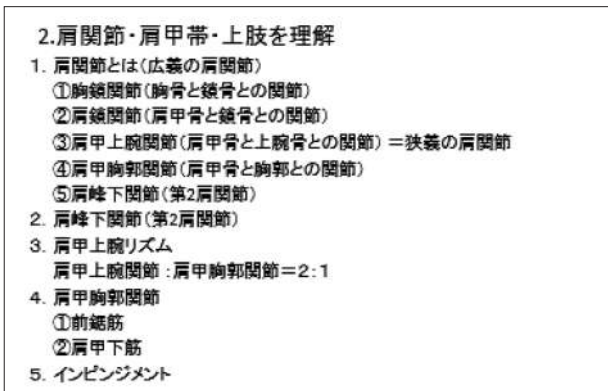


図15. 肩についての説明スライド



図19. 円背による可動域制限と肩峰下関節

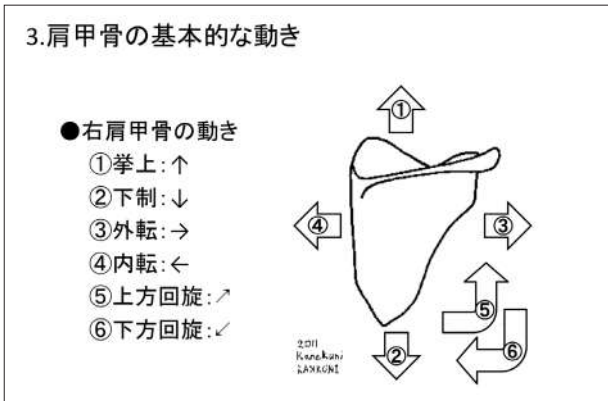


図16. 肩甲骨の基本的な動き

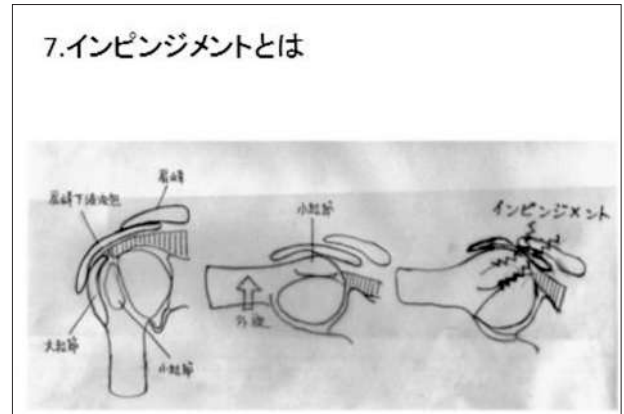


図20. インピンジメント

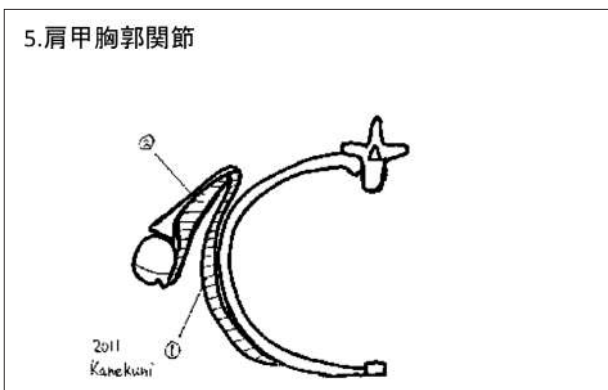


図17. 肩甲胸郭関節(①前鋸筋、②肩甲下筋)



図21. 肩甲骨の前方挙上



図22. 上肢パートIIパターン



図23. 肩甲骨の動きの講義&実技



図24. 肩甲上腕リズム講義&実技



図25. 肩甲骨の後方挙上-前方下制

(4) 調査対象

東京都シルバー人材センターBブロック所属の高齢者約40名に対して会員研修会を実施したが、本研究の調査対象者はこの講座に参加しアンケート調査用紙を提出したものであった。調査用紙を提出しなかったもの及び調査用紙に「記入なし」や「顕著な記入漏れ」、などを除いた35名分のデータを調査対象とした。その内訳は男性17名、女性18名、平均年齢75.89±5.83歳であった。

(5) 調査日時

調査日時は、2023年10月18日（水）の14:00～16:00の休憩を含む約2時間の講座あり、場所は府中市郷土の森体育館柔道場の畳張りの施設であった。

(6) 倫理的配慮

調査にあたっては対象者に研究目的と内容、プライバシー保護、自主的な運動実施の中止などについて十分に説明し同意を得たものみに調査用紙を提出してもらった。

(7) アンケート調査の項目

1) 運動前調査

運動前調査として①「数値評価スケール Numerical Rating Scale（以下 NRS）を実施した。

●運動前 (A) と運動後 (B) の肩の状態をおしえてください (数字に○)

運動前の肩の状態 (A)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
最高に良い 最悪

運動後の肩の状態 (B)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
最高に良い 最悪

★ご協力ありがとうございました★

図26. NRS の質問紙

なおNRSは痛みや疲労などの自覚症状を他者と共有するための客観的な数値スケールであり(溝口2011)⁷⁾、疼痛の評価以外に、めまいによるストレスの自覚強度の評価(五島2010)⁸⁾や咬合感覚の評価(成田2008)⁹⁾などに用いられている。本研究では、運動プログラムを実施した対象者の運動前と運動後の肩の主観的な感覚を、図26に示したNRSの質問紙により調査した。

二つ目の運動前調査として状態・特性不安検査STAI(State-Trait Anxiety Inventory)の一つである②状態不安検査(State Anxiety Inventory)を実施した。

2) 運動後調査

運動後調査の項目は、運動前調査と比較検討するための①NRS調査と②状態不安調査とを実施した。また、追加の項目として、③講座の内容について、④運動後の肩の感覚について、⑤自由記述(自由に記述してもらおう欄を作成)を実施した。

4. 結果

(1) 数値評価スケール(NRS)の変化

統計学的解析は、SPSS20.0 for Windowsを使用した。数値評価スケール(NRS)の結果を図27に示したが運動前の平均値は5.71±2.01、運動後の平均値は1.94±1.02であり、Wilcoxon signed-rank testを行った結果、有意な差が認められた(p<0.01)。

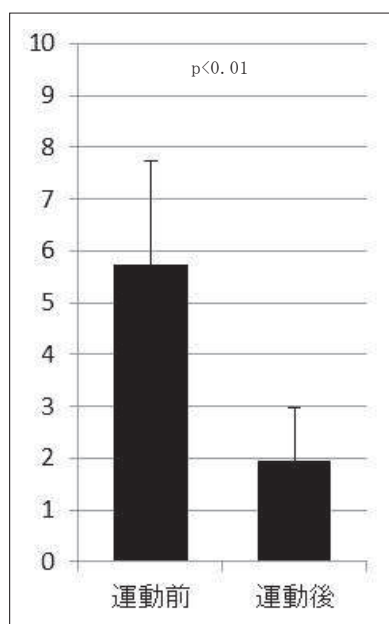


図27. 運動前・運動後のNRSの変化

(2) 状態不安の変化

状態不安調査の結果を図28に示したが、運動前の平均値は35.37±9.47、運動後の平均値は26.71±7.49でありt-testを行った結果、有意な差が認められた(p<0.01)。

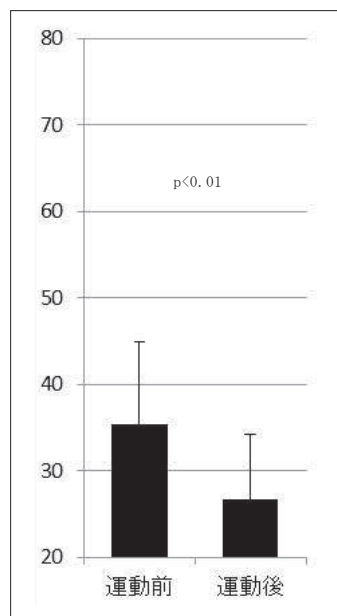


図28. 運動前・運動後の状態不安の変化

(3) 講座の内容について

「講座の内容」についての調査結果を図29に示した。その回答では、「①大変良い」が20名(57%)、「②良い」が13名(37%)、「③普通」が2名(6%)、「④あまり良くない」が0名(0%)、「⑤良くない」が0名(0%)であった。

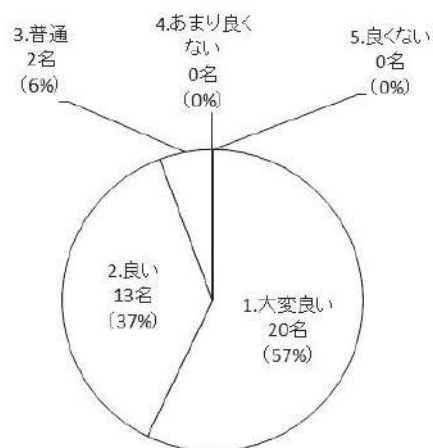


図29. 講座の内容について

(4) 運動後の肩の感覚

「運動後の肩の感覚」の項目についての結果を図30に示した。「①とてもすっきりした」が17名(49%)、「②ややすっきりした」が18名(51%)、「③どちらともいえない」が0名(0%)、「④やや不快感がある」が0名(0%)、「⑤強い不快感がある」が0名(0%)であった。

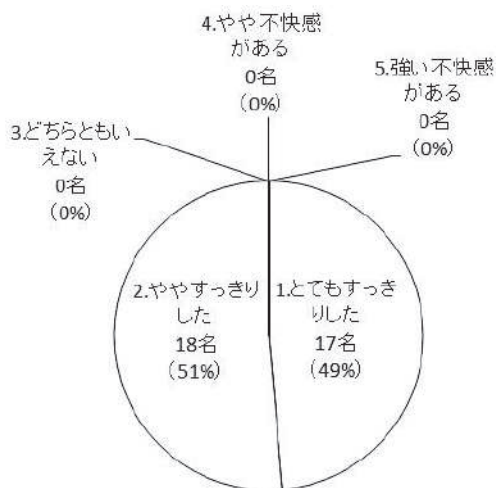


図30. 運動後の肩の感覚について

(5) 自由記述

質問調査の最後の項目として「自由に感想をお書きください」と記した欄を作成し、感じたことを記述してもらった。

「①大変気持ちよかったです。毎日続けたいです。」「②肩とけんこうこつの動きが連動しているのが初めて理解できた。さ骨の下を強く押すとけんこう骨に伝わり気持ち良い。肩をやわらかくすると首がやわらかく自由に動かせるようになった。頭がスッキリとして頭の中の血流が良くなった。ありがとうございました。」「③おもしろい。興味深い。」「④肩が楽になりました。友達に教えてあげたいです。」「⑤いつも肩こり首こりで困っていました。今日は参加してとても楽になり良かったと思っています。ありがとうございました。感謝!」「⑥毎日少しずつでも続けたい。ななめ上→下勉強になりました。」「⑦とても素晴らしい体験をさせていただきまして本当にありがとうございました。肩のいたみがすこしやわらかくなりました。私は先生の御指導3回目です。その度にありがたく思っています。感謝

です。」「⑧肩の回し方、リハビリ体操を教えていただき、来たときより肩の回りが良くスッキリした感じがします。テキストを見ながら実践してみたいと思います。ありがとうございました。」「⑨今回は身体のしくみから効果的な体操方法を伝授していただきありがとうございました。大変参考になり、家で具体的にエクササイズを毎日励行していきたいと思っています。」「⑩ルーの3法則を適用すると肩甲骨ストレッチはどうなります?」「⑪肩こりがひどかったのですが体が暖かくなり楽になりました。ありがとうございました。」「⑫肩は意識していなかったけど重要な作用があることがわかりました。」「⑬軽い運子を日々継続することにより肩の可動域を健康に保つことができることがわかって良い時間を過ごせました。ありがとうございました。」「⑭スイミングを週1回行っているが最近バタフライがつからなくなった。肩の回りが悪くなっているのではないかと感じていたが、この運動後どの程度動くか楽しみです。」「⑮とても勉強になりました。」「⑯ありがとうございます。継続してやろうと思います。」「⑰大変良かったです。」「⑱難しくない動きを教えていただき続けられそうです。参加して良かったです。家族にも伝授しようと思います。」「⑲肩がかるくなった気がします。家でもやってみます。」「⑳今までにない運動体験でした。効果が出そうで続けていきたい。」「㉑きかいがあれば亦参加したい。」「㉒参加してとてもすっきりしました。シリーズを是非続けて下さい!!先生のお話もわかりやすく有難かった。」「㉓大変気分が良くなるようになりました。ありがとうございました。」「㉔日頃余り動かさない筋肉をこれだけ多く動かしたので“骨こり”ほとんど解消した。ありがとうございました。」「㉕今日きて体操をして良かった。またやりたい。体に自信が持てた。気持ちが楽になった。」「㉖肩を動かすことで体全体がほぐれてくる。」「㉗お疲れ様です。ありがとうございます。とても楽しい日をありがとう。また、こんな機会があったら参加します。」「㉘記述なし」「㉙記述なし」「㉚記述なし」「㉛記述なし」「㉜記述なし」「㉝記述なし」であった。

自由記述にも記されているが、隣で実施されていた剣道の稽古の声や音、壁に映したプロジェクターによるスライドが見にくいなどのクレームがあった。

5. 考察

本講座の講義では、肩関節は5つの複合関節であり、①胸鎖関節、②肩鎖関節、③肩甲上腕関節、④肩甲胸郭関節、⑤肩峰下関節（第2肩関節）から構成されていることを理解してもらった。肩関節の動きを運動学的観点より分析する。上肢挙上に必要な仕事量を100とすると、肩関節複合体および体幹・胸郭、下肢がそれぞれが分担し100の仕事量をこなすとされている（千葉真一 2015）¹⁰。①肩甲上腕関節：40、②肩甲胸郭関節：20、③肩鎖関節：10、④胸鎖関節：10、⑤その他（体幹・胸郭、下肢など）：20、が共同して肩関節の運動が遂行される（千葉真一 2015）¹⁰。

本講座の運動プログラムのように、（1）頸部の運動、頸部パターンにより斜角筋・胸鎖乳突筋などのコンディショニングを実施した。（2）肩甲骨パターンにより、肩甲骨の可動性を改善、つまり肩甲胸郭関節のコンディショニングを行い、（4）小胸筋のコンプレッションストレッチ、（5）鎖骨のリリースにより胸鎖関節・肩鎖関節の可動性を改善し、（6）上肢パターンⅠ・Ⅱを実施しすることにより、肩甲上腕関節のコンディショニングおよび肩甲上腕リズムのコンディショニングを実施したことにより、それぞれの関節の可動性が改善し動かしやすさを感じられNRSや自由記述の結果に肯定感が強く示されたことが考えられる。

特に肩甲骨パターンや上肢パターンⅠ・Ⅱは、より多くの筋が動員される集団運動パターンである。そのため、促通の基本手順である、（1）視覚刺激、（2）聴覚刺激、（3）伸張刺激（伸張刺激＋随意収縮）、（4）ノーマルタイミング、（5）最適抵抗、を丁寧に集団運動で実施してもらうことにより促通され、反応が上がり、自由記述の肯定的な内容につながったことが理由としてあげられる。

また肩甲骨パターンや上肢パターンⅠ・Ⅱは、イラディエーション（発散）効果（S. S. Adler 1997）⁵がある。肩甲骨パターンでは肩甲骨周辺の筋群にイラディエーション（発散）効果がある。

上肢Ⅰ屈曲パターンでは、体幹伸筋群と同側の下

肢後面が刺激され、伸展パターンでは、体幹屈筋群と同側の下肢前面が刺激される。

同様に、上肢Ⅱ屈曲パターンでは、体幹伸筋群と対側の下肢後面が刺激され、伸展パターンでは、体幹屈筋群と対側の下肢前面が刺激される。それらのイラディエーション（発散）により、体幹・肩甲骨・上腕骨が集団運動パターンとして、多数の筋が動員されコンディショニングされ、動かしやすさが体感されスッキリとした効果があらわれたことが考えられる。

引用・参考文献

- 1) Dorothy E. Voss・Marjorie K.Inota・Beverly J. Myers：神経筋促通手技パターンとテクニック改訂第3版，pp 4-5，協同医書出版社，1997.
- 2) 包國友幸・中島宣行・宮田浩二：即時効果を特色として開発した運動プログラムの中長期的な適応の効果－低体力者を対象として－，ウエルネス ジャーナル，8：12-16，2012.
- 3) 包國友幸・中島宣行：即時効果を特色とした運動プログラムの適用が愁訴を持つ高齢者に及ぼす有効性について，ウエルネス ジャーナル，9：11-17，2013.
- 4) 包國友幸：即時効果を特色とした運動プログラムの有効性－肩こり・肩痛予防改善希望者の数値評価スケールに焦点をあてて，ウエルネス ジャーナル，10：19-23，2014.
- 5) S. S. Adler D.Becker M.Buck：PNF ハンドブック，pp 1-42，クインテッセンス出版，1997.
- 6) 包國友幸：促通手技コンセプトの考察と可能性について～その⑨～，クリエイティブストレッチング13：6-9，2010.
- 7) 溝口功一：隣に伝えたい新たな言葉と概念【NRS】，医療 Vol65，No 5：277，2011.
- 8) 五島史行・堤知子・新井基洋：長期にわたりめまいを訴える症例における他の身体的愁訴、心理状態について，日本耳鼻科学会会報，113：724-750，2010.
- 9) 成田紀之・船戸雅彦・神谷和伸：痛みと不安・抑うつ気分にもなう咬合感覚の変調，顎機能誌，15：8-17，2008.
- 10) 千葉真一：肩関節の評価と治療，プロフェッショナルリハビリテーション第6号，運動と医学の出版社，2015.

受付日：2024年5月5日

幸福度と「推し活」についての一考察

宮田 雅之

東京保健医療専門職大学 教授

Well-being and “Oshikatsu”

Miyata Masayuki

Professor, Tokyo Professional University of Health Sciences

要旨：昨今「推し活（おしかつ）」が注目を集めている。「推し活」とは、自分が最良にしているアイドルなどに情熱を注ぐ活動を指していたが、今や推す対象は大きく広がっている。デフレが続く厳しい経済状況下にあっても、多くの時間と金銭を費やして「推し活」に勤しんでいるオタクが少なくない。「推し活」の充実が「幸福度」を高めているとの調査結果もあり、「推し活」の更なる広がりが日本社会に精神面と経済面の両面でプラスのインパクトを与える可能性が伺える。本稿で、「幸福度（Well-being）」と「推し活」の関係を概観し、今後の研究課題や問題意識について述べる。

キーワード：幸福度、Well-being、ウェルビーイング、推し活、オタク

1. はじめに

私の所属する東京保健医療専門職大学は、「健常者・障がい者、若年者・高齢者など、多様な人々が共生できる社会の実現と発展」を建学の精神としている。

理学療法士、作業療法士という医療専門職の資格を取得し、「実務リーダーとして共生社会の実現と発展に貢献する人材を育成する」ことを目指している。

本学の英語表記は「Tokyo Professional University of Health Sciences」であるが、本学の本質は「Tokyo Professional University for Well-being」であると考えられる。

すなわち、「職業専門科目（医療）」「展開科目（隣接他分野、組織の経営・マネジメント）」などを通して学ぶ専門知識は、目的を実現するための手段である。本学の本来の目的は「人々が幸せに暮らす社会」

を実現することに他ならない。

様々な観点から「ウェルビーイング（Well-being）」に関する研究を行うことは、本学の教員としての大切な役割と考え、本研究ノートに取り組んだ。

2. 日本人の幸福度

(1) 経済の低迷が幸福度に及ぼす影響

長いデフレ不況の中、日本経済は「失われた30年」とも言われ、OECD 諸国の中で唯一経済成長をしていない国となってしまった。

「ジャパン・アズ・ナンバーワン（エズラ・F・ヴォーゲル著、1979年）」と称された時代の輝きは、もう取り戻せないのだろうか。

昨今においても、礼儀正しく勤勉な日本の国民性は、世界中から様々な形で称賛を受けている。にも関わらず、日本経済は一向に回復の兆しがみえない。

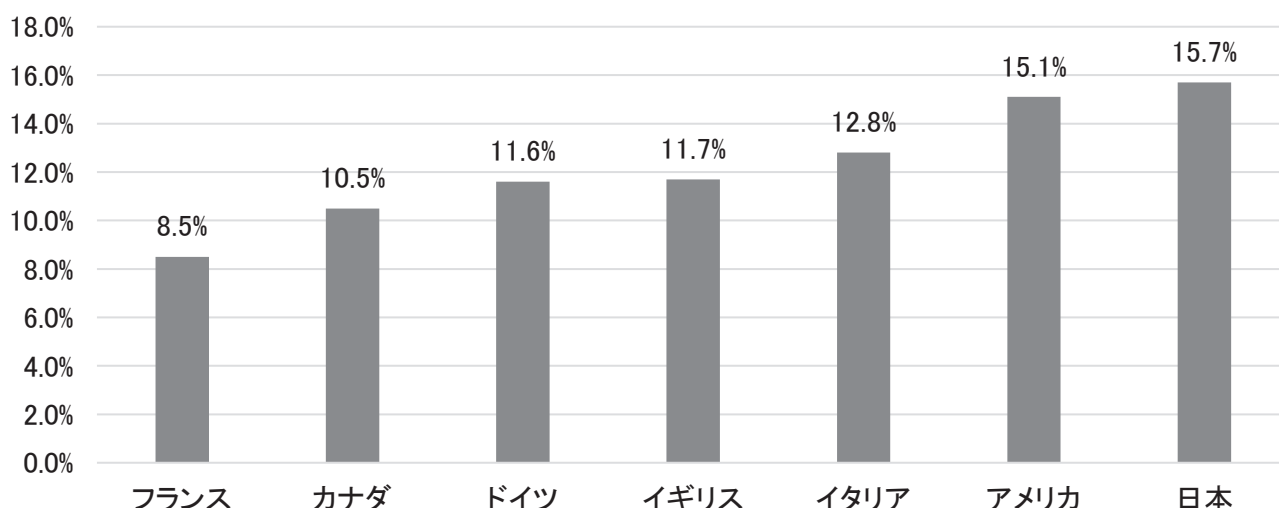


図1 貧困率の国際比較

【出所】OECD「Poverty rate」2021年（日本は2018年、ドイツは2020年）

このような憂慮すべき事態に陥っている原因については様々な意見がある。個人の努力とは異なるところ、すなわち日本の直面する構造的な問題にその原因があると筆者は考えているが、その議論は本稿のテーマとは異なるので、別の機会に論じたい。

何れにせよ、経済的な条件が少なからず幸福度に影響していることを、我々は体験的に理解している。経済的に苦しくなると、日々の生活に余裕がなくなり、時間的な余裕がなくなり、その結果、心に余裕を持てなくなってしまう。つまり、幸福とは対極の状況に置かれてしまう。

後に取り上げる内閣府「平成24年度 年次経済財政報告」において、世帯収入が多い程、幸福度が高いとの調査結果が出ている。

（2）相対的な貧困こそ問題

経済的な苦しさを感じるか否かは、経済力の絶対値だけではなく、周囲の人々との相対的な貧富の差の影響も大きい。高度経済成長期の日本のように、所得の絶対額は高くなくとも、「総中流」の中にあっては国民間の貧富の差は比較的小さかった。皆で助け合って苦難を乗り越えることは、日本国民の気質と合っており、苦勞と感じる度合いは比較的小さかったと考える。

一方、令和の日本においては、国内の貧富の差は拡大し、経済力の二極化は当たり前の事態となって

いる。桁違いの富を享受する層が出現・拡大する一方、日々の生活もままならない貧困層が確実に増えている。

OECDのウェブサイトで、各国の貧困率（Poverty rate）を公表している。貧困率とは所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合を指すが、日本（15.7%）は米国（15.1%）や韓国（15.1%）よりも高く（悪く）、先進国（G7）の中では最悪の数値である。

このような相対的な貧富の拡大は、経済的に苦しい者にとって精神的な苦痛を感じる度合いは大きくなっていると考える。

（3）幸福度の国際比較

幸福度に関する国際比較を見てみよう。

2024年版の国連の世界幸福度レポート（World Happiness Report）に「世界幸福度ランキング」が発表された。

当レポートは、2012年以降、2014年を除いて毎年発表され、今回調査の対象は世界143の国・地域となっている。

1位は7年連続でフィンランド。日本は前回の47位から51位に後退し、G7の中では引き続き最下位となった。

表1 世界幸福度ランキング2021-2023 (上位60の国・地域)

1位	フィンランド	21位	スロベニア	41位	イタリア
2位	デンマーク	22位	アラブ首長国連邦	42位	グアテマラ
3位	アイスランド	23位	アメリカ	43位	ニカラグア
4位	スウェーデン	24位	ドイツ	44位	ブラジル
5位	イスラエル	25位	メキシコ	45位	スロバキア
6位	オランダ	26位	ウルグアイ	46位	ラトビア
7位	ノルウェー	27位	フランス	47位	ウズベキスタン
8位	ルクセンブルグ	28位	サウジアラビア	48位	アルゼンチン
9位	スイス	29位	コソボ	49位	カザフスタン
10位	オーストラリア	30位	シンガポール	50位	キプロス
11位	ニュージーランド	31位	台湾	51位	日本
12位	コスタリカ	32位	ルーマニア	52位	韓国
13位	クウェート	33位	エルサルバドル	53位	フィリピン
14位	オーストリア	34位	エストニア	54位	ベトナム
15位	カナダ	35位	ポーランド	55位	ポルトガル
16位	ベルギー	36位	スペイン	56位	ハンガリー
17位	アイルランド	37位	セルビア	57位	パラグアイ
18位	チェコ	38位	チリ	58位	タイ
19位	リトアニア	39位	パナマ	59位	マレーシア
20位	イギリス	40位	マルタ	60位	中国

【出所】 World Happiness Report 2024

(4) 幸福度に影響を与える要因

少し古いデータではあるが、内閣府の「平成24年度 年次経済財政報告」をみると、「幸福度に与える要因」として以下の4つのデータと簡単な分析結果が示されている。

- 1) 世帯年収階級別幸福度：年収が高い程、幸福度が高い
- 2) 健康状態別幸福度：健康状態が良い程、幸福度が高い
- 3) 課外活動有無別幸福度：課外活動を行っている人程、幸福度が高い
- 4) 公平感別幸福度：日本を公平な社会と思っている人程、幸福度が高い

この中に3) 課外活動有無別幸福度が挙げられており、当報告では「課外活動については、課外活動を行っている場合には幸福を感じるという回答を選ぶ確率を高める効果がる。」との解説が付記されている。

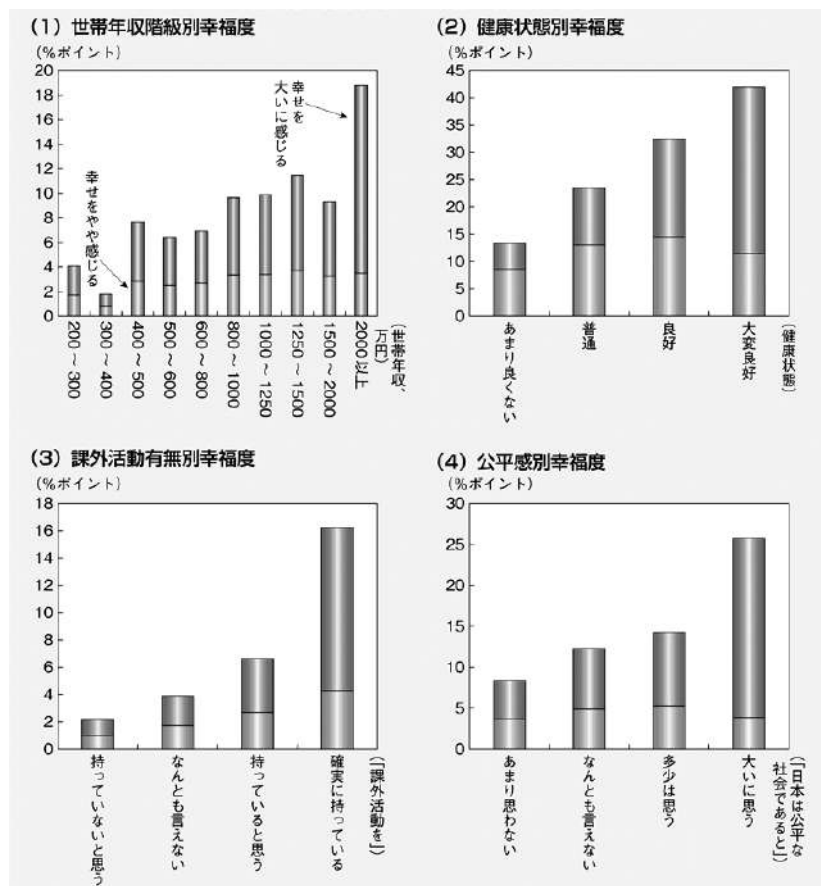


図2 経済力、健康状態、公平性は幸福度に影響

【出所】 内閣府「平成24年度 年次経済財政報告」P228

課外活動とは、大辞泉（小学館）によると「学校の教科学習以外の、児童・生徒が行う活動。ホームルーム・生徒会・クラブ活動など。教課外活動。」とある。

学生にとっての「課外活動」は、社会人にとっての何であろうか。仕事とは離れて、共通の趣味や興味のあるものを楽しむ活動であり、サークルあるいは習い事などを通して多くの人たちが参加している。

社会人の課外活動は、多岐に広がっているが、その一形態である「推し活」に筆者は注目している。

3. 「推し活」とは

(1) 「推し活」の定義と現状

最近多くのメディアで取り上げられ、よく耳にするようになった「推し活（おしかつ）」とは何か。

実用日本語表現辞典によると「『推し（自分にとってイチオシの、アイドルのメンバーやアニメのキャラクター）』に情熱を注ぐ活動の総称」とある。

確かに、最員のアイドルを応援する活動が目立っているが、今や推す対象は限定されておらず、広範囲に渡る。推し活の主な対象例を列挙すると表2の通りである。

尚、「推し活」の類似語に「オタ活（ヲタ活）」がある。「オタ活」とは「オタク活動」の略で、趣味や興味のある分野に深く没頭する活動を意味する。オタクとは愛好者を指す言葉で、特定の分野に造詣の深い人を意味する。

「推し活」と「オタ活」の明確な定義の違いはないようであるが、本稿では、興味のある対象（推し）

表2 推し活の対象

3次元 (実在の人物)	アイドル／アイドルグループ・アーティスト・歌手、K-pop、俳優・2.5次元俳優、声優、スポーツ選手、作家、歴史上の人物、YouTuber、歌手、ゲーム実況者、キャスター、コスプレイヤーなど
2次元 (キャラクター)	アニメ・ゲーム・漫画のキャラクター、マスコットキャラクター、ボーカロイド、VTuber (バーチャルYouTuber) など
人物以外 (施設や概念を含む)	刀剣、建築物、鉄道、仏像、動物(動物園、水族館) など

【出所】株式会社トランス「推し活事情を学ぶ」2024年5月4日

を推す活動を「推し活」、推し活を行う人物を「オタク」と称して論じる。

「推し活」を研究する上で興味深い調査がある。博報堂が中心となって行った「OSHINOMICS REPORT (オシノミクス レポート)」である。当レポートは様々な角度から「推し活」に関する実態調査を行っており、その幾つかを紹介する。

まず、「推し」がいる人の割合について。調査対象者の34.6%が推しがいると回答しており、年齢が低い程その割合が大きいとの結果であった。

また、推し活支出がある層に対する調査によると、可処分時間（個人が自由に使える時間）における推し活時間の割合は38.8%。可処分所得（自分で自由に使える手取り収入）における推し活支出の割合は37.4%となっている。

もはや「推し活」を行っている人にとって、時間

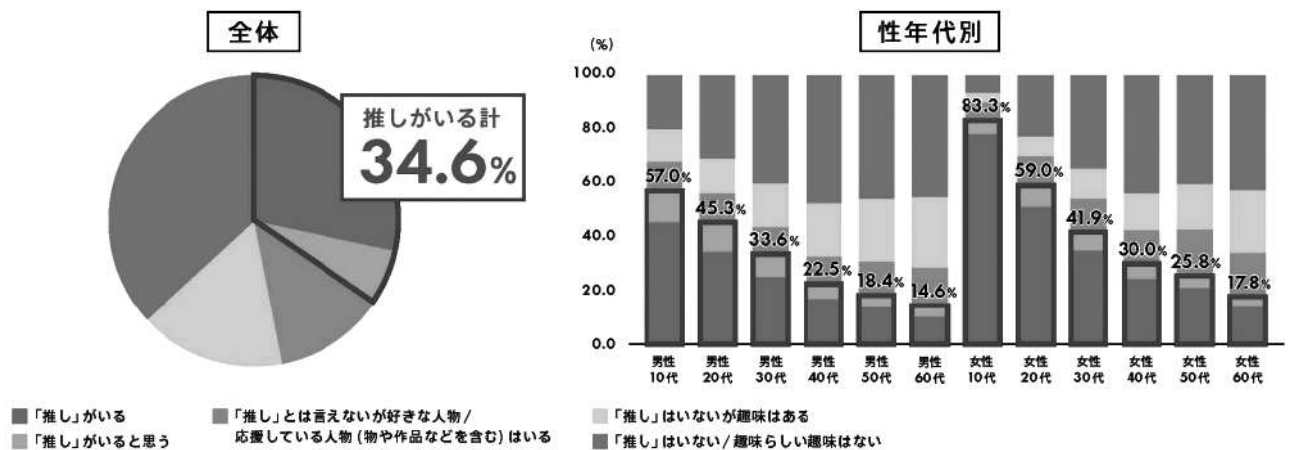


図3 「推し」がいる人の割合

【出所】博報堂、株式会社サイニング「OSHINOMICS REPORT」2024年2月

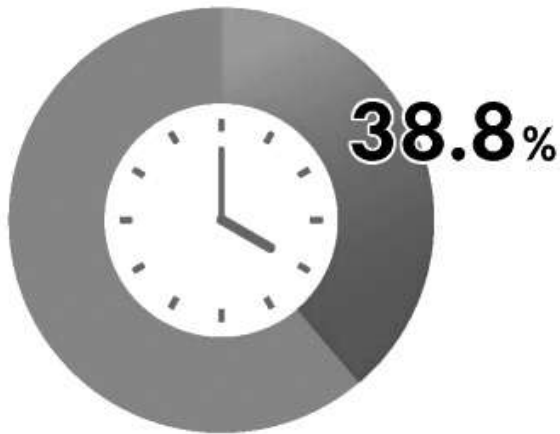


図4 可処分時間における推し活時間の割合

【出所】博報堂、株式会社サイニング「OSHINOMICS REPORT」
2024年2月

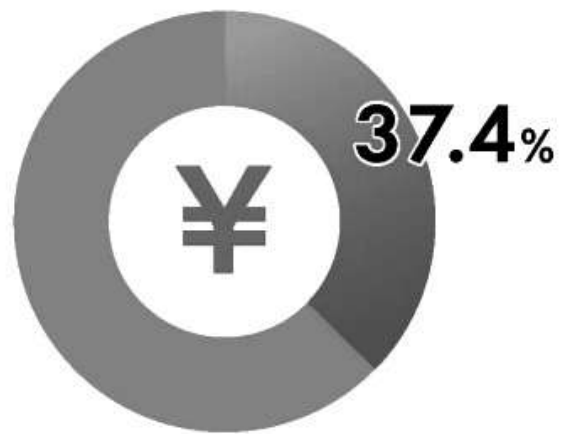


図5 可処分所得における推し活支出の割合

【出所】博報堂、株式会社サイニング「OSHINOMICS REPORT」
2024年2月

的にも経済的にも生活の一部となっていることが伺える。

これだけの時間と費用を使っている活動であるが故、おのずと「幸福度」に大きな影響を及ぼす要因であることが推測される。

(2) 「オタク」の立ち位置の変化

そもそも「推し活」の担い手である「オタク」の語源は、「御宅」つまり「家」を示す言葉である。家の外で活動する人たちとは対照的に、家で黙々と趣味に講じる人を指していた。その結果、「オタク」の一般的なイメージは、ネガティブに捉えられるケースが少なくなく「ネクラ」「キモイ」など変態的な扱いを受けることも珍しくなかった。

しかし、最近は「オタク」であることを公言する有名人も散見されるようになり、否定的な捉え方をする向きは減少していると感じられる。むしろ、特定の分野に詳しい人との肯定的な捉え方が浸透しているように思われる。

例えば、「鉄道オタク」は、鉄道に造詣が深く、その分野に詳しい人を指しており、テレビ番組などでも、有名人たちがその知識や体験談を明るく披露している。2023年に放送終了した「タモリ倶楽部」では、オタクを自称するタレントによる鉄道企画が名物コーナーであった。

(3) クールジャパンで市民権を得た「推し活」

「推し活」が脚光を浴びるようになったキッカケには諸説あるが、その一つに国家戦略である「クールジャパン」が挙げられる。内閣府によると「クールジャパンは、外国人がクールととらえる日本固有の魅力（アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツ、ファッション、食、伝統文化、デザイン、ロボットや環境技術など）」を指し、「クールジャパン戦略は、クールジャパンの、①情報発信、②海外への商品・サービス展開、③インバウンドの国内消費の各段階をより効果的に展開し、世界の成長を取り込むことで、日本の経済成長につなげるブランド戦略」を指している。クールジャパン推進委員会の委員として人気アイドルグループAKB48のプロデューサーである秋元康氏が起用され大きな話題となったことは記憶に新しい。

内閣府が平成30年（2018年）3月1日に発表した「国のクールジャパン戦略の最新状況」によると、「あなたが日本に興味を持ったきっかけは何ですか？（3つ選択）」という質問に対しアジア地域の人たちの回答結果の上位に「アニメ・マンガ・ゲーム（56.6%）」「俳優・芸人・アイドル（21.2%）」など「推し活」の対象が挙げられている。

「推し活」はもはや海外に向けた日本の国家戦略を担っている。オタク文化の黎明期に漂っていた後ろめたさは、今や完全に払しょくされたと言っても過言ではないであろう。

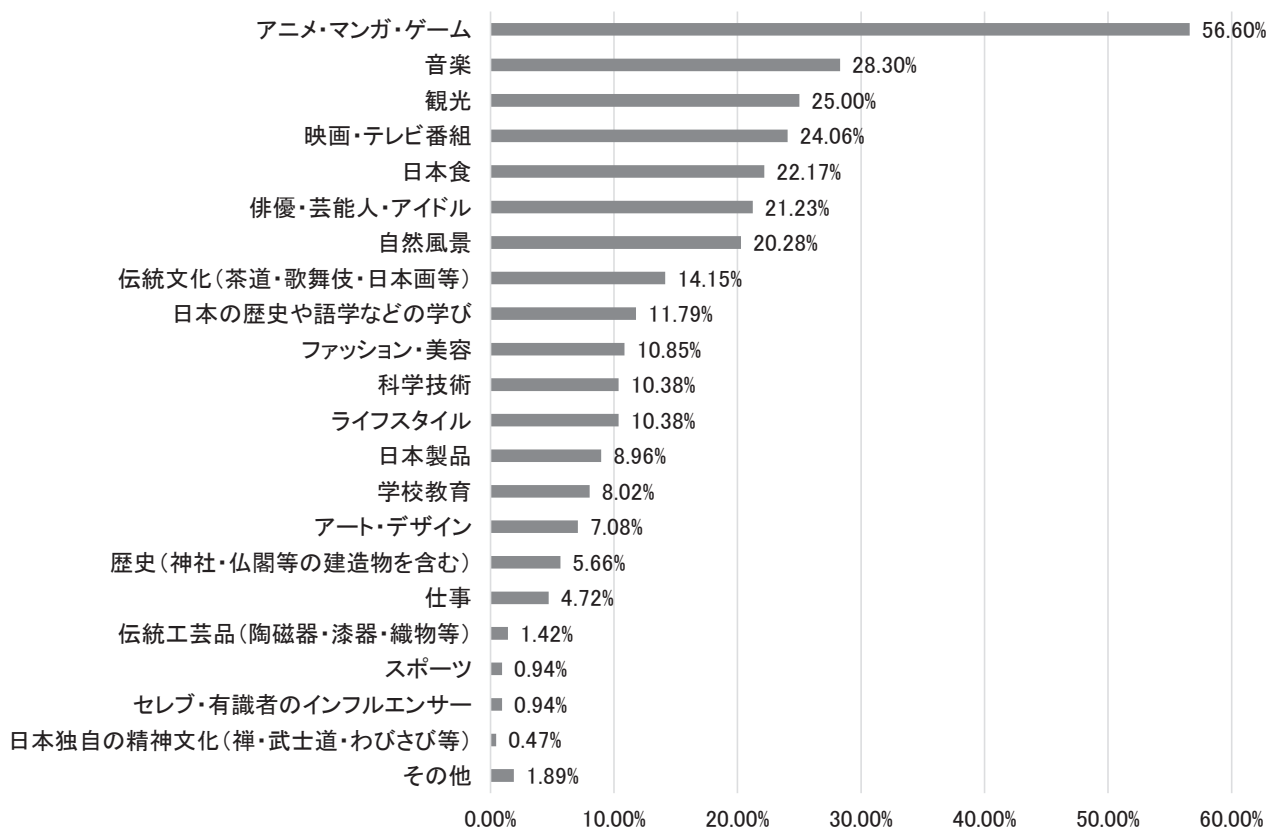


図6 あなたが日本に興味を持ったきっかけは何ですか？(3つ選択) アジア

【出所】内閣府知財事務局委託調査「クールジャパン調査」2018年3月1日

4. 幸福度と「推し活」の関係

「推し活」が我々の生活に及ぼす影響とは何か。野村総合研究所 未来創発センターがまとめた研究結果によると、「推し活」には幸福度を高める効果があるという。

読売新聞が2024年1月1日に掲載した、同研究所の生活DX・データ研究室長に行ったインタビュー記事によると、「幸福度を10点満点で自己評価してもらおうと、推しがない人よりも推しがある人の方

が、幸福だと感じている比率が高く、複数の推しがあればさらに割合が増していました。家族で共通の推しがある場合も幸福度が高まる傾向があります。」と述べられている。

景気低迷が長く続く日本において、仕事に明るい未来を描けない人は少なくないであろう。こうした状況下において、仕事以外の生きがいを求める人が増えるのは自然な流れである。

現実逃避と捉える向きもあるが、「推し活」で得ら

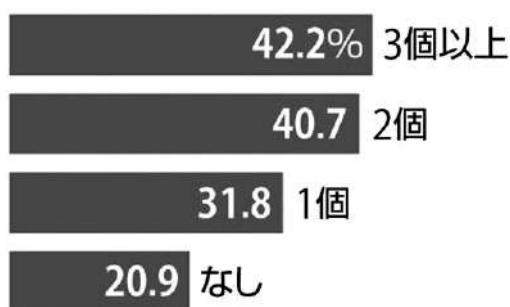


図7 推し活の個数と幸福度

【出所】読売新聞オンライン「推し活に『幸福度高める』効果」2024年1月1日

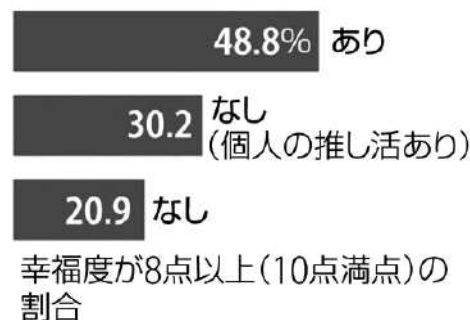


図8 家族共通の「推し活」の有無と幸福度

【出所】読売新聞オンライン「推し活に『幸福度高める』効果」2024年1月1日

れる癒しの時間が明日への活力につながるケースがあることも事実である。

8. 「推し活」の市場規模

株式会社矢野経済研究所（代表取締役社長：水越孝）が2023年12月27日に発表した、国内の「オタク」市場に関する調査結果によると、2023年度の市場規模は約8,180億円と予測されている。

調査を行った主要14分野*の中で最も大きい市場が「アニメ」2,750億円。「アイドル」1,900億円、「同人誌」1,058億円が続く。

*主要14分野 = 「アニメ」「同人誌」「インディーズゲーム」「プラモデル」「フィギュア」「ドール」「鉄道模型」「トイガン」「サバイバルゲーム」「アイドル」「プロレス」「コスプレ衣装」「メイド・コンセプトカフェ、コスプレ関連サービス」「ボーカロイド」

コロナ禍で落ち込んだ市場規模も、2023年度には2019年度の水準（約8,090億円）に回復している。

こうした直接的な「推し活」への支出に加え、その周辺市場（人の移動に伴う費用、仲間で集まった際の交流費用など）を含めるとより大きな経済効果

が生まれているはずである。

豊かな生活を実現するための手段として「推し活」のビジネスとしての規模がますます拡大・成長することが期待される。

9. おわりに

先の博報堂が行った調査に注目すべきポイントがある。それは、「推し活」に時間（可処分時間に占める推し活時間）とお金（可処分所得に占める推し活支出）を最も費やしているのは若年層であるという点である。

昨今の風潮をみると、もはや「推し活」は若者だけのものではなく、中高年の「推し活」にも注目が集まっている。日本経済新聞は2023年12月3日に「老いても推し活 趣味や嗜好、『消齡化』で縮む年齢差」という特集記事を掲載し、世代間で異なった嗜好や価値観の差が消えようとしていることを指摘している。

ビジネス視点で考えると、子育てが一段落した50代頃から生活にゆとりが生まれ、時間やお金を自分の興味・趣味に充てるのが比較的可能なため、シニア層は有望なターゲット顧客と言える。シニア層の女性が若手の演歌歌手やアイドルの「推し活」をする姿が度々メディアで紹介されているが、男性を含めたシニアの潜在需要は大きいと考えられる。

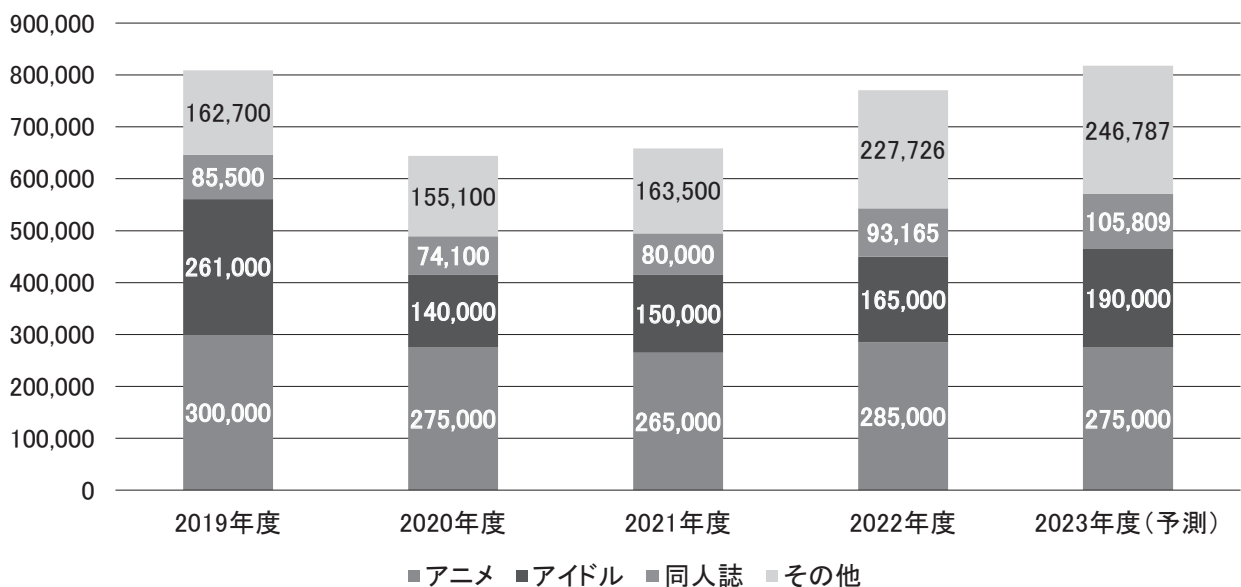


図9 国内の「オタク」市場規模（単位：百万円）

【出所】 矢野経済研究所 『「オタク」市場に関する調査』 2023年12月27日

「推し活」を広義に捉え、誰か（広義の「推し」）を応援する「応援消費」と考えれば、より大きなマーケットとなる可能性を秘めている。

「推し活」を日本人の心の拠り所として、日本の文化として、あるいは重要な産業分野として捉え、ますますの振興を図ることによって、人々の生活に潤いが生まれ、日本経済成長のエンジンにもなり得るのではないだろうか。

今後も「推し活」と「ウェルビーイング (Well-being)」との関係、そして「推し活」を継続・発展させるために必要なビジネスの視点で研究を進めて行きたいと考えている。

<参考文献>

1) 国連「世界幸福度レポート (World Happiness Report)」

2024年度版

- 2) 内閣府「平成24年度 年次経済財政報告」P226-229
- 3) 株式会社トランス「推し活事情を学ぶ」2024年5月4日
https://www.trans.co.jp/column/goods/oshikatsu_study1/
- 4) 株式会社博報堂、株式会社サイニング「OSHINOMICS REPORT」2024年2月
- 5) 内閣府知財事務局委託調査「クールジャパン調査」2018年3月1日
- 6) 読売新聞オンライン「推し活に『幸福度高める』効果」2024年1月1日
- 7) 株式会社野村総合研究所 未来創発センター「データでみる日本人の幸福なライフスタイル」2023年5月
- 8) 矢野経済研究所「『オタク』市場に関する調査」2023年12月27日
- 9) 日本経済新聞「老いても推し活 趣味や嗜好、『消齡化』で縮む年齢差」2023年12月3日

受付日：2024年5月10日

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程

2023年12月11日決定・施行

(目的)

第1条 学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』(英文名 Keishin Journal of Life and Health) (以下、本誌という)の編集は、本規程の定めるところによる。

(適用対象)

第2条 本誌は、原則として本学園の教職員及び職業教育研究開発センター(以下「センターという。」)に所属する研究員(含む客員研究員)等の学術研究等の発表にあてる。

(資格)

第3条 本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、第3条に定める資格を得ていなければならない。ただし、別に定める編集委員会により依頼された論文はこの限りではない。

(発行)

第4条 本誌は、当分の間原則として1年1巻とし、2号に分けて発行するものとする。

(内容)

第5条 本誌掲載の内容は、原則として執筆要領に定められた範囲とする。

(編集)

第6条 本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」(以下「運用規程」という。)に基づき、学術研究誌編集委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、各学校から選出された教職員及びセンター所属担当者2名を基本とし、加えて委員会より依頼する客員研究員などで構成する。

- 委員会には委員長を置き、委員長は委員会を主宰する。
- 副委員長は、前項に規定する委員から委員長が指名

する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、これを代行する。

(委員の任期)

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(原稿依頼)

第9条 委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

(原稿の修正)

第10条 掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものとする。その際には、必要最小限の修正が認められる。

(原稿の校正)

第11条 執筆者による校正は、原則として1回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送すること。

(原稿の返却)

第12条 本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

(原稿料)

第13条 本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。

- 原則的に論文掲載料は無料とする。ただし、編集および図表等の印刷上、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

(委員会の役割)

第14条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

- 委員会では、投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。
- 査読委員は委員会の推薦に基づき、編集委員長(職業教育研究開発センターセンター長)が委嘱する。委嘱要項は別に定める。

(不服申し立て)

第15条 原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は定められた手続きにより文書にて委員会に申し立てることができる。

- 2 委員会の対応に不服がある場合、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

(執筆要領)

第16条 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

(著作権)

第17条 本誌に掲載された著作物の著作権は学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。ただし、執筆者の所属する大学等の機関リポジトリへの掲載については、これを妨げないものとする。

- 2 執筆者の所属する大学等は掲載の許諾を求める必要はないものとし、掲載にあたっては、出典（誌名、巻号、頁、出版年）を明記しなければならない。

(事務局)

第18条 委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局に置く。

(委任規定)

第19条 本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年2月17日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年12月11日に改定、同日から施行する。

敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』 投稿受領から掲載までのフローチャート

1. 投稿原稿を受領 ⇒ 投稿者へ投稿受領通知



査読原稿（原著論文 又は査読希望する論文）
2. 査読者（1原稿あたり2名）を選定

査読なし原稿の場合
工程 9へ

・査読あり> 原著論文
・希望いただいた場合査読> 症例・事例報告/症例・事例研究、実践報告/実践研究

・J S T A G E 掲載：巻頭論文、総説、原著は必掲
研究ノート、症例・事例報告/症例・事例研究、評論、実践報告/実践研究など
他の原稿も掲載を基本とする（希望しない場合はエントリーシートへ理由を記載）



3. 査読を依頼

発送文書〔査読依頼文書〕〔査読報告書記入上のお願ひ〕〔執筆要領〕
〔査読報告書1・2〕〔投稿受領から掲載までのフローチャート〕



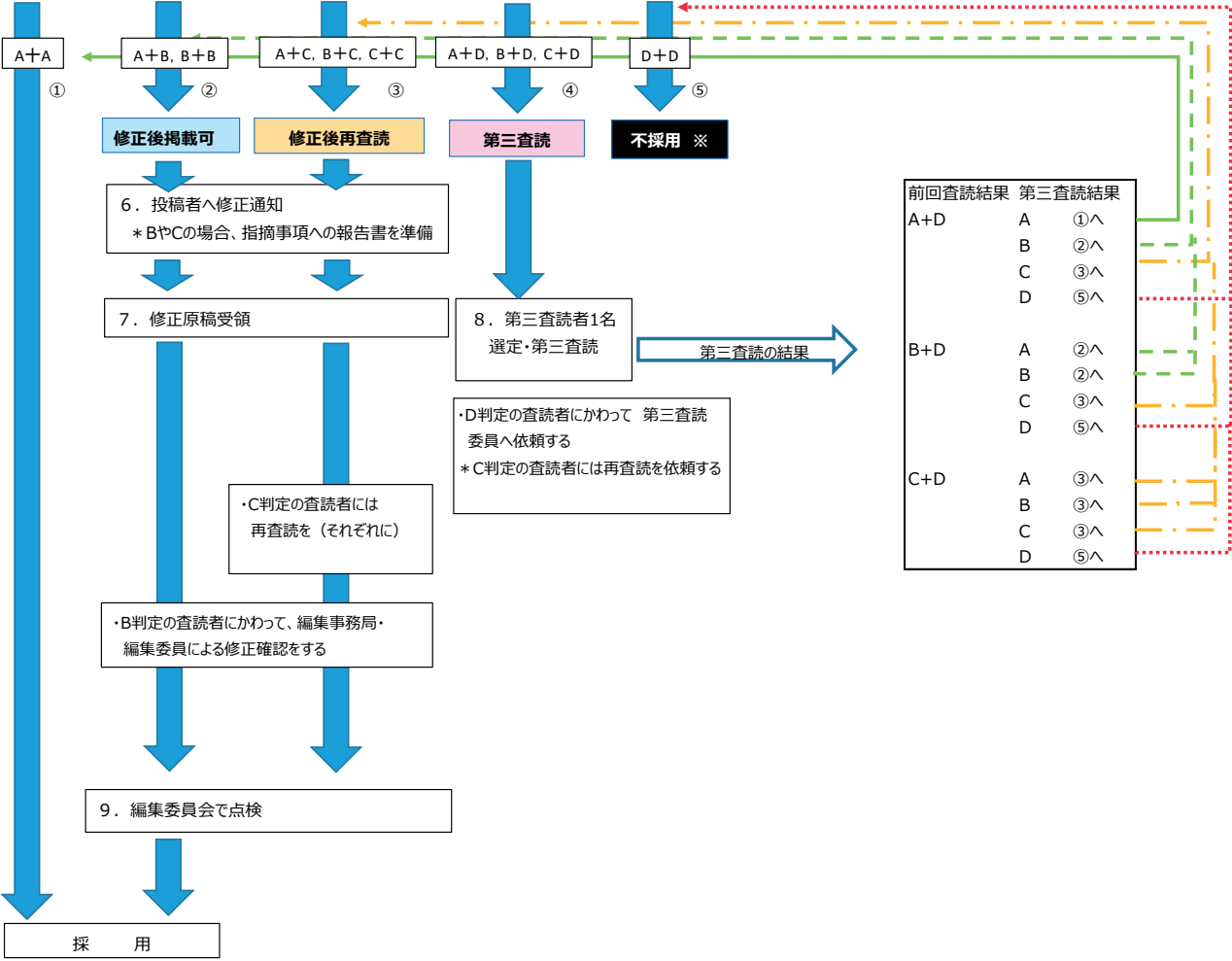
（査読辞退がある場合は代替査読者を選定し、依頼）

4. 査読結果受領

査読結果 A 採用 B 修正採用 C 修正再査読 D 不採用



5. 編集委員会で集約および検討（査読者の審査結果をもとに編集委員会で検討する。その際の原則は以下の流れのとおり）



11. 受理 投稿者へ受理通知（このときに最終原稿の本文データを送ってもらう）



12. 掲載

〔運用注〕

- 1) 第三査読は、原則として編集委員会が対応する。
- 2) A+Aの採用であっても、査読者による細部の修正が要請された場合はその通知をするが、再査読はしない。
- 3) 二重投稿の疑いが発生した場合は事情を調査し、その結果如何によっては採用が決定した後にも採用取り消しがありうる。
- 4) 修正・査読等の遅り取りにおいて、結果的に当該号への掲載決定が間に合わず、次号へ持ち越す場合がありうる。
- 5) 掲載形態を変更しての掲載・再査読については、投稿者と協議の上決定する。
- 6) ⑤ * について

※ 基本、当該号での掲載は見送り ⇒ 指摘事項に対応し、次号以降での再投稿とする。
（査読なし締切り前に、論文を推敲し「研究ノート」で再投稿された場合は、受け付ける）

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』投稿要領

1 投稿者資格

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、編集規程3条に定める投稿者資格を得ていなければならない。

2 投稿原稿の条件

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第6条に示す欄のうち、招待論文（巻頭論文、総説等）以外については、原則として学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第3条による自由投稿とする。

3 投稿原稿の規定

投稿する原稿は、未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は、認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。なお、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。

4-1 投稿申し込み（エントリー）締切（全原稿対象）

投稿の申し込み（エントリー）締切は、6月末日発行の場合、査読希望は2月10日、査読なしは4月10日、12月末日発行の場合、査読希望は8月10日、査読なしは10月10日とする。『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」を使用する。

4-2 投稿の締切

投稿の締切は、毎年、6月末日発行の場合、3月10日（査読希望原稿）・5月10日（査読なし原稿）、12月末日発行の場合、9月10日（査読希望原稿）・11月10日（査読なし原稿）とする。査読の結果、再査読の場合は掲載が遅れることもあるため、査読希望原稿は締切日以前の投稿が望ましい。

5 投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

- 1) 執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること
- 2) 投稿の方法：投稿はメール添付とし、投稿の提出先は職業教育研究開発センター事務局とする。
* 投稿原稿本体の PDF・Word ファイル及び、次項に示す「『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」の PDF 又は Word ファイル各 1 点をメールに添付して送信（1 通のメールに、上掲 2 点を同時に添付することが難しい場合は、複数のメールに分けて提出することでも可）。

6 投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が決定する。

7 投稿原稿の掲載日

投稿原稿がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

8 倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）がある場合は、チェックリスト末尾の特記事項欄に明記する。倫理的事項に関する審議が必要な場合、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター倫理委員会で協議することができる。

9 抜き刷りについて

原稿が掲載された者が、抜き刷りを必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお、費用は自己負担とする。

10 投稿原稿の保存について

投稿された原稿及び提出された電子媒体等は返却せず、2年間の保存のうえ、廃棄する。

11 海外研究欄

海外研究欄は、職業教育研究等の動向紹介にあて、その依頼は委員会が行う。

12 書評欄

書評欄は、国内外の職業教育研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。

13 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

14 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人敬心学園が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載及び希望者への本誌販売を許諾したこととする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。(4. 投稿原稿の締切)
- 3 この要領は、平成29年5月18日から施行する。(14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売)
- 4 この要領は、平成29年10月20日から施行する。(4. 投稿原稿の締切)
- 5 この要領は、平成31年6月7日から施行する。(5. 投稿の手続き、8. 倫理上の配慮について)
- 6 平成31年12月9日から施行する。(4-1. 投稿申し込み(エントリー)、締切4-2. 投稿原稿の締切)
- 7 この世量は、令和2年12月15日から施行する。(4-1. 投稿申し込み(エントリー) 対象の明確化)
- 8 令和5年8月21日から施行する(5. 投稿の手続き)
- 9 令和6年5月15日に制定、同日から施行する。(4-1. 投稿申し込み(エントリー) 締切)

『敬心・研究ジャーナル』 エントリー時・投稿原稿チェックリスト

エントリー締切時チェック (編集事務局へ送付 締切：査読あり2/10, 8/10 査読なし4/10, 10/10)

年 月 日

お名前 ()

原稿タイトル『 』

原稿の種類 * 1つ選択して○印 (4, 6. は報告か研究か何れかに○印)

0. 1. は基本編集委員会からの依頼原稿 2. は査読必須、4, 6. は希望される場合のみ査読
(0. 巻頭論文 1. 総説 2. 原著論文 3. 研究ノート 4. 症例・事例報告/症例・事例研究
5. 評論 6. 実践報告/実践研究)

査読の有無 * 4, 6. の場合：査読希望→ あり ・ なし (何れか選択)

J-STAGE 掲載 * 基本、全て掲載します
掲載を希望しない場合は、その理由を以下に記載してください。
()

* 人を対象とする調査研究などに該当する場合 必記載

研究倫理審査 No 発行機関名

* 研究倫理審査を敬心学園職業教育研究開発センターで行うことも可能です。予めご相談ください。

投稿原稿入稿時チェック (原稿と一緒に送付)

年 月 日

* 投稿原稿が、以下の項目に合致している場合、□の中にレ印を入れてください。

- 縦置き A4判横書きで、20,000字相当 (1,600字 (20字 × 40行 × 2段) × 12.5枚) 以内であるか
- 和文・英文抄録の記載漏れはないか
英文のネイティブチェックはしているか (編集委員会が求める場合には、その証明書を添付する)
- 図表・文献の記載漏れはないか
- 文献は本文中に著者名、発行西暦年を括弧表示しているか
- 文献の記載方法は投稿要領・執筆要領にそっているか
- 同じデータ等に基づいた別の論文がある場合、資料として添付しているか
(□ 非該当)
- また類似のデータについての別の論文がある場合は、資料として添付し、その論文との関係性について本文で明記しているか
(□ 非該当)
- 査読を伴う原稿では、文献謝辞等を含めて投稿者を特定できるような記述をはずしているか、あるいは匿名としているか
- 倫理指針に反していないか
- 人を対象とする研究の場合など、倫理審査を要する研究では倫理審査状況を記載しているか
- 巻末の執筆者連絡先一覧に掲載する情報を表紙の一枚目に記載しているか (住所やメールアドレスが原稿進行時に使用するものと異なる場合、それぞれを記載しているか)
- その他特記事項・・・

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』執筆要領

1 原稿提出に際し

「投稿原稿チェックリスト」を併せて提出すること。
提出がない場合、受け付けないものとする。
(エントリー時に提出したチェックリスト内の投稿原稿入稿時チェック欄に記載し提出)

2 投稿原稿の分量

投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。(A4 12.5枚程度)
図表は1点につき原則600字換算とし、図表込みで20,000字以内を厳守すること。

3 投稿原稿の言語

原稿は、原則として日本語で書かれたものに限る。
ただし、英語については協議の上、掲載を認めることがある。

4 投稿原稿の様式

投稿する原稿の執筆にあたっては、

- (1)原則としてパソコンで作成し、縦置きA4判用紙に横書きで、1,600字(20字×40行×2段)×12.5枚以内とする。
- (2)原稿の種類は、巻頭論文、総説、原著論文、研究ノート、症例・事例報告／症例・事例研究、評論、実践報告／実践研究から選択する。
巻頭論文、総説は原則編集委員会からの依頼、もしくは協議の上の掲載とする。
- (3)投稿に際しては、表紙をつけ、本文にはタイトル(英文タイトル併記)、所属、氏名を記載すること。
- (4)表紙原稿は、原著論文など査読依頼をする場合は、表紙を以下の3枚に分ける。(査読を依頼しない場合は表紙と本文原稿をまとめることができる)
1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属(英文所属併記)・氏名(ローマ字併記、何れも連名の場合は全員分)、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先(住所や電子メールアドレス)を執筆一覧に入れるが、希望しない場合は

はその旨を明記すること。

(5)表紙の2枚目には、和文抄録(400字以内)とキーワード(5語以内)を記載する。

(6)巻頭論文、総説、原著論文の表紙の3枚目には、英文概要ならびに英文キーワード(5語以内)を記載する。なお、その他についても、英文概要ならびに英文キーワード(5語以内)を記載することができる。

英文概要は200語前後。校閲・ネイティブチェックは執筆者の責任で行うものとする。

*投稿時まで申し出ること、ネイティブチェックを自己負担で受けることができる。(査読を依頼する論文では、投稿締め切り前にネイティブチェックが終わるように申し出る)

(7)修正後、掲載決定した最終原稿は、Word及びPDFで保存した電子媒体にて投稿する。

図表を本文とは別に提出する場合は、図表の挿入箇所を本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。

5 文章の形式

文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記載形式は、執筆者が準拠とした学会の執筆要領によること。
ただし「引用文献」はJ-stage掲載の為、簡潔にまとめて表記してください。

〈例 日本語文献の場合〉

〇〇著者名〇(〇〇〇〇発行年〇〇〇)「〇〇タイトル〇〇」『〇〇文献名〇〇』第〇〇号、〇〇-〇〇頁、〇〇出版社名〇〇。

〈英語文献の場合〉

Taro Keishin (2018) “aaa bbb (タイトル) cccc” *Keishin Journal of Life and Health (書名は必ずイタリック) Vol.00, No.0, America (国名)*

*聖書の翻訳本文は勝手に改変されたり、訂正されたりしてはなりません。また誤記や誤字も注意しなければなりません。聖書の翻訳本文の引用、転載の際には必ず出典の明記が義務づけられます。

例) 日本聖書協会『聖書新共同訳』詩編□編□節

日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』マタイによる福音書〇章〇節 など
参考) SIST02「科学技術情報流通技術基準 参考文献の書き方」

6 倫理上の配慮について

投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること(※)。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

(※) 人を対象とした研究の場合、所属する組織や団体などで倫理審査を受けていることが前提となるが、その倫理審査状況を記載する。

7 著作権

原稿に、執筆者以外が著作権を保持する著作物の相当な部分(評価尺度全体など)の引用や翻訳が含まれる場合は、その著者および著作権者から許諾を得たことを示す書類(電子メールも可)のコピーを添えて投稿するものとする。

8 査読を伴う投稿原稿の二重秘匿性

査読を伴う投稿論文の査読は、執筆者名等を匿名にて行うため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、執筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。

9 査読による修正の要請

査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

10 原稿の書式

原稿の書式は、以下のとおりである。

(1)注・引用文献等もすべて本文と同じ文字サイズ、同じ字詰めで印字する。なお、英数字は原則として半角とする。

(2)原稿は、無記名で、「本文、注、引用文献、図表等」の順に記載する。

なお、図表の掲載位置に関しては、指定することができる。

(3)各頁の下中央部に、頁番号を印字する。

(4)論文の構成

*節 1・2・3…(数字の前後に「第」「節」は付さない)

*小見出し(1)・(2)・(3)…

*以下は、(a)・(b)・(c)… などとする。

(5)年号は西暦表記を基本とする。和暦を併記する場合は、1987(昭和62)年とする。ただし、必要に応じて「昭和50年代」などの和暦表記を用いる。

(6)数の量などを表す数字の表記は、単位語(兆、億、万)を付ける。カンマは入れない。

例:12億8600万人、15兆300億円

幅のある数字を記す場合は、上位のケタの数を省略しない(ただし、年代はこの限りではない)。

例:130~150万(130~50万とはしない)、1970~80年

11 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 本要領第4の(4)にかかわらず、平成29年度に限り「臨床福祉ジャーナル」「研究紀要」「子ども学論集」の原稿種類についても投稿を認めるものとする。
- 3 平成29年1月13日編集委員会にて改訂
- 4 平成30年6月28日編集委員会にて改訂(文書の形式引用文献の記載について)
- 5 平成30年10月26日編集委員会にて改訂(投稿原稿の言語およびネイティブチェックについて)
- 6 平成30年12月14日編集委員会にて改訂(投稿時のネイティブチェックについて補足)
- 7 平成31年6月7日編集委員会にて改訂(投稿原稿の分量や様式、書式について、倫理上の配慮について補足)
- 8 令和3年8月16日編集委員会にて改訂(原稿の種類について)
- 9 令和5年8月21日編集委員会にて改訂(提出・投稿原稿の様式・書式について)
- 10 令和6年5月15日に改定、同日から施行する。(原稿種類について)

職業教育研究開発センター研究支援委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、職業教育研究開発センター運営規程第8条(専門委員会)及び知的財産取扱規程第6条(知的財産審査部会の設置)にもとづき、職業教育研究開発センター研究支援委員会に関する必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、敬心学園グループの教職員及び職業教育研究開発センター研究員等の研究活動の促進を図るため、別に定める以下の規程にもとづき、審査や評価を行う。

- (1) 別に定める「職業教育研究開発センター研究倫理規程」にもとづき、研究の実施計画等の研究倫理に関する適否その他の事項について審査を行う。(以下「研究倫理審査」という。)
- (2) 別に定める「職業教育研究開発センター研究審査細則」及び「職業教育研究開発センター研究評価細則」にもとづき、敬心・研究プロジェクト(敬心学園公募研究支援)に関し、採択に向けた審査や研究後の評価を行う。(以下「研究審査・評価」という。)
- (3) 別に定める「知的財産取扱規程」第7条(部会の職務)にもとづき、知的財産審査部会として、敬心学園グループ(除く東京保健医療専門職大学)における知的財産活動に関する重要事項及び職務発明等の取扱いなどの審査を行う。なお、その取扱いについては「知的財産取扱規程」に定める。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。原則として修士号以上の学位を有する者とする。

- (1) 職業教育研究開発センターセンター長
- (2) 本学園各校より各々1名以上
 - ・日本医学柔整鍼灸専門学校
 - ・日本福祉教育専門学校
 - ・日本リハビリテーション専門学校
 - ・日本児童教育専門学校
 - ・東京保健医療専門職大学

(3) その他外部の有識者若干名

- 2 委員の任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおく。委員長は委員の互選とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 委員長は、必要に応じて、審査や評価の専門的学識を有する者をオブザーバーに指名し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるとき及び委員長が議事にあたることができないうきに、その職務を代行する。

(委員会の開催、成立及び議決要件)

第5条 委員会は4月又は5月、9月又は10月の年2回開催をする。なお委員長が必要と認めた場合は臨時開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数(委任状による出席を含む)が出席することをもって成立し、審査や評価の判定等は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自らが研究代表者及び共同研究者または研究協力者となる研究にかかる審査や評価に加わることができない。ただし、委員会の同意を得た場合はこの限りではない。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査、評価のための意見等を聴取することができる。

(手続き等)

第6条 それぞれの審査、評価は、以下の手続きのもとで実施する。

(1) 研究倫理審査

研究計画等の倫理審査を希望する研究者(以下「申請者」という)は、所定の「研究倫理審査申請書」(様式第1号・様式第2号)等を事前に委員長に提出する。

(2) 研究審査

敬心・研究プロジェクト（敬心学園公募研究支援）へ申請を希望する者（以下「申請者」という。）は、研究計画書並びに所定の申請書（様式第3号）を作成し、事前に委員長に提出する。

(3) 研究評価

定められた研究事業終了後には、評価のために、所定の「研究評価票」（様式第4号）及び研究活動報告書などを事前に委員長に提出する。

(4) 知的財産取扱

研究成果としての職務発明等については、所定の発明等届出書に基づき、発明者は理事長にし、これを委員長に付託する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査や評価の議論に参加することはできない。

（審査、評価の判定）

第7条 それぞれの審査や評価の判定は、次のいずれかとする。

(1) 研究論理審査

- A 承認
- B 条件付き承認
- C 保留（継続審査）
- D 不承認
- E 非該当

(2) 研究審査

- A 採択
- B 修正後、採択
- C 保留（再申請指示）
- D 不採択

(3) 研究評価

- A 承認
- B 修正後、承認
- C 保留（追評価指示）

(4) 知的財産取扱

- A 職務発明等に合致し、特許等を受ける権利を承継する（ただし、持ち分、出願手続き、技術評価、市場評価、報奨金等については別に判断する）
- B 職務発明等に合致するが、特許等を受ける権利は承継しない
- C 職務発明に合致しない

（研究倫理審査手続きの省略）

第8条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため研究倫理審査手続

きを簡略化することができる。

- (1) 申請中の研究計画等の軽微な変更に係わる審査
- (2) 委員会において承認済みの研究計画等に準じた研究計画等に係わる審査

- (3) 対象者に対する日常生活で被る身体的又は心理的若しくは社会的危害の可能性の限度を超えない範囲の危険であって、社会的に供される種類の最小限の危険を含まない研究計画等に係わる審査

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」及び「非該当」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付したうえで再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

（審査結果、評価結果）

第9条 委員長は、審査や評価の結果を速やかに申請者に通知するとともに、職業教育研究開発センター運営委員会へ報告する。

2 委員長は、職業教育研究開発センター運営委員会の請求があった場合には、審査や評価状況の報告を行わなければならない。

3 申請者は、判定内容に疑義があるときは委員会に説明を求めることができる。

（再審査、再評価）

第10条 審査や評価の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査・再評価の申請をすることができる。

2 委員会は異議の申請や申し立てがあった場合、再審査及び評価を行う。

（研究成果の報告）

第11条 敬心・研究プロジェクトを採択された者は、敬心・研究ジャーナル及び職業教育研究集会にて実施状況もしくは研究結果について報告を行う。

2 前項は、他の学会等での報告を規制するものではない。

（研究等の変更又は休止の勧告）

第12条 委員長は、研究遂行中に各委員が研究計画等の変更又は休止の意見を述べた場合には、その意見をふ

まえて研究等の変更、若しくは休止を勧告し、再調査することができる。

(記録の保管)

第13条 委員会の審査、評価に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。

2 前項の保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

3 保存期間の起算日は、研究の終了又は中止の日の翌日からとする。

4 記録、保存又は廃棄の手続きは適正に処理する。

(守秘義務)

第14条 委員は、申請書類などに記載のある対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を在職中及びその職を退いた後のいずれにおいても他に漏らしてはならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定め、委員会に報告する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、職業教育研究開発センター運営委員会の議を経て経営執行会議及び理事会に上程し、承認を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和6年5月20日に制定、同日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

職業教育研究開発センター研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職業教育研究開発センターにおいて実施する人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について、職業教育研究開発センター研究支援委員会規程第2条に基づき、倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において「人を対象とする研究」とは、臨床・臨地人文社会科学の調査及び実験であって、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報の収集やデータ等を採取する作業を含む研究、及び、人を対象とする生命科学・医学系研究を言い、関連各府省庁が定める研究倫理に関する法令や指針等によるものとする。なお、生命科学・医学系研究では、『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）』をはじめ、ヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学研究の倫理的原則）によるものとする。
- (2) この規程において「研究者」とは、職業教育研究開発センター研究員のほか、本学園の教職員、本学園で研究活動に従事する者等をいう。なお、客員研究員が審査申請を行う場合は、原則として学校法人敬心学園が発行する敬心・研究ジャーナル又は開催する研究集会での発表を行うこととする。
- (3) この規程において「対象者」とは、人を対象とする研究のために、個人の情報及びデータ等を研究者に提供する者をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、「人を対象とする研究」を行うにあたり、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等及び学校法人敬心学園が定める関係規程等を遵守しなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、対象者に対して研究目的及び研究計画ならびに研究成果の発表方法等について、対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

2 研究者は、対象者が何らかの身体的若しくは精神的

負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、予め対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 対象者の同意には、個人の情報及びデータ等の取扱いならびに発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。
- 3 研究者は対象者に対し、研究実施期間中において対象者が不利益を受けることなく同意を撤回し、研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報又はデータ等の開示を求める権利を有することを周知しなければならない。
- 4 研究者は、対象者本人が同意する能力に欠けると判断される場合には、本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 5 対象者が同意を撤回した場合は、研究者は、当該個人の情報又はデータ等を廃棄しなければならない。

(利益相反)

第6条 研究者は、利用者の人権に配慮し、利益相反に留意しなければならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者は、第三者に委託して個人の情報又はデータ等を収集又は採取する場合、この規程の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

(授業等における収集及び採取)

第8条 研究者は、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために対象者から個人の情報及びデータ等を収集ならびに採取する場合、同意を得なければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、職業教育研究開発センター研究支援委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年7月11日に改定、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年5月20日に改定、同日から施行する。

受付番号	
------	--

研究倫理審査申請書（人を対象とする研究）

_____年 月 日提出

職業教育研究開発センター研究支援委員会 委員長 殿

申請者	所属・職名：
	氏名： 印
	連絡先： ☎ / ☒

申請にあたって事前確認 <研究する申請の範囲及び他の倫理委員会における審査状況>

申請する研究範囲 何れかに☑	
<input type="checkbox"/> 研究全体の審査申請	<input type="checkbox"/> 分担部分のみの審査申請 分担部分以外の審査状況を記載
*研究計画を下記に付記する際、研究概要欄に研究全体の目的や意義についても付記する	

* 研究計画変更申請の場合は、変更箇所に下線を付すこと。

下記の課題について、☑をした下記資料を添付し、審査申請いたします。

<input type="checkbox"/>	対象者・施設等への研究協力依頼書	必須	資料番号：
<input type="checkbox"/>	質問紙	必須	資料番号：
<input type="checkbox"/>	調査協力同意書・同意撤回書	無記名の書面アンケート等の場合は不要	資料番号：
<input type="checkbox"/>	研究実施計画書	任意	資料番号：
<input type="checkbox"/>	その他；	必要に応じ添付	資料番号：

記

1. 研究課題

* 該当の口欄に✓印

①では課題と併せて副題がある場合には記載をする

①課題名			
②研究期間	始期		終期
	年	月 日	年 月 日
	*申請の始期よりも承認日が後の場合は、研究の始期は承認日からになります。		
③研究費	<input type="checkbox"/>	学内予算	予算名称；
	<input type="checkbox"/>	外部資金	団体名、研究費名；
	<input type="checkbox"/>	自費	
	<input type="checkbox"/>	その他	
④審査事項	<input type="checkbox"/>	新規	
	<input type="checkbox"/>	再申請	委員会審査結果による再申請 受付番号；
	<input type="checkbox"/>	継続	すでに承認されている研究計画の変更等 受付番号；

2. 研究の実施体制（申請者による個人研究の場合、記入不要）

①研究代表者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者）			
所属；		職名；	氏名；
②研究実施代表者、研究実施関係者			
（研究機関以外において既存試料・情報提供のみを行う者及び委託を受けて研究に関する業務の一部に従事する者を除く）			
所属	職名	氏名	役割*分担者や協力者の場合その旨記載
③共同研究機関（研究計画に基づき、当該研究により対象者から試料、情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関も含む）			
責任者を置く場合はその氏名を下欄に記載			
機 関 名			責 任 者 名

3. 研究概要

①研究の目的、意義（研究の背景又は問題提起、科学的合理性等の概要を簡潔に記載する）	
②対象者及び選定方法（募集文案等がある場合は添付する）	
対象者に未成年者又は民法上の被後見人等の有無	
⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
*民法の一部を改正する法律（2022年4月1日施行）により成年年齢は、20歳から18歳に変更。	
内	<input type="checkbox"/> 成人(名程度) <input type="checkbox"/> 未成年(名程度)
訳	<input type="checkbox"/> 民法上の被後見人等(名程度)
対象者の特性、 選定の基準	
選定・募集方法	
③研究方法（概要を簡潔に記載すること。「別紙参照」は不可）	
④調査実施場所	

⑤調査対象者に求める事項（被験者の実体験）

対象者がどのような手順で研究協力を依頼され、どういう形で研究協力するのか、時系列で記載する。

4. 研究実施における倫理的配慮

①研究協力のインフォームド・コンセントの手続き（研究協力依頼・説明と同意の取得方法）

（対象者又は代諾者が、当該研究に関して、その目的及び意義並びに方法、負担、予測される利益・不利益等について十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて研究者等に対し与える当該研究実施等に関する同意）

依頼・説明対象	<input type="checkbox"/> 対象者個人(本人) <input type="checkbox"/> 対象者の代諾者(保護者、後見人等) <input type="checkbox"/> 対象者の所属団体(施設責任者、団体・組織の長等) <input type="checkbox"/> その他 ()
手段	<input type="checkbox"/> 書面のみ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 頭と書面の両方(推奨) <input type="checkbox"/> その他 ()
方法(依頼書や同意書等の場合は添付)	(資料番号・書類名)
該当の場合記載	代諾者がインフォームド・コンセントを行い本人からも同意を得る場合（対象者がその理解力に応じたわかりやすい言葉で研究に関する説明を受け、理解し賛意を表すること） 手段及び方法（書面等の場合は添付）
研究の途中で協力をやめる場合の具体的な意思確認の方法と不利益を受けないことを保証する方法	
対象者からの相談等を受ける際の担当者・連絡方法	
②対象者との関係、利益相反の状況	
対象者・対象団体等との間に適正な研究遂行に影響を及ぼしうる恐れのある関係の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒次欄にその関係と適正な研究遂行とみなされるためにとる措置を記載	
関係	
措置	

<p>③対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益と当該負担及びリスク最小化の対策</p> <p>iii に関しては、基本的に社会科学系では不要。但しリスクがある場合は記載</p>	
<p>i) 負担、リスクの内容（身体的、精神的な負担・苦痛や社会的差別、財産的な不利益等）－</p>	
<p>ii) 負担、リスクを無くすあるいは最小化するための対策</p>	
<p>iii) 負担、リスクが実際に生じた場合の対策</p> <p>（実験中の事故の救急要請の段取り、健康被害に対する補償の有無とその内容、保険加入の有無など）</p>	
<p>iv) 対象者にもたらされることが期待される利益（謝礼を除く新たな知見等客観的に利益と判断されるもの）</p>	
<p>v) 報酬等の有無・内容</p> <p><input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり⇒報酬内容(金額、物品等名)と交通費等の実費以外に支払う場合(金額設定の根拠・妥当性)</p>	
<p>④個人情報等の取扱い（特定の個人に不利益を与えないために、下記を確認）</p>	
<p>i) 収集する個人情報の内容</p> <p>⇒①～③が有る場合は、その番号と内容を記入。</p> <p>①当該情報に含まれる氏名、生年月日、音声、動画等で特定の個人を識別できるもの。</p> <p>②他の情報と照合することで特定の個人を識別できるもの。</p> <p>③ゲノムデータ、生体情報をデジタルデータに変換したもの、パスポート番号、基礎年金番号、マイナンバーなど特定の個人を識別できるもの</p>	
<p>ii) データ・試料、情報(個人情報等含む)の保管・管理と廃棄</p>	
保管方法	
管理保管責任者	
廃棄時期	

廃棄方法	
⑤第三者へのデータ収集や分析等の研究に関する業務委託	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒下欄に当該業務内容と委託先及び監督方法・内容を記載	
業務内容	
委託先	
委託先の監督方法 (個人情報の取扱等 に関する委託時の 確認方法、業務終 了後の取扱等)	

5. 研究に関する情報公開及び開示

①対象者等から求めがあった場合の情報開示	
対象者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代諾者(保護者、後見人等) <input type="checkbox"/> 対象者の所属団体(施設、団体の責任者等) <input type="checkbox"/> その他 ()
方法と 内容	
②社会(学会、一般社会等)に対する情報公開	
方法と内容 ①成果公表②説明責 任の観点からの記載	
研究成果の公開 (予定している 学会、学術誌の 名称、時期)	

6. その他

特記すべきことがあれば記入；

--

研究に関する事前チェックシート

このチェックシートは、「人を対象とする研究」を開始するにあたり、職業教育研究開発センター研究倫理規程に基づく『職業教育研究開発センター研究支援委員会』による倫理審査への申請が必要となるか否かについて、研究の手順に沿って自己判断するものです。

以下の〈A〉および〈B〉の設問にお答えください。

〈A〉の基本事項に「はい」がある場合は、研究を実施すること自体ができませんので、基本事項が「いいえ」となる研究計画としたうえで、〈B〉を回答してください。〈B〉に一つでも「はい」があると、委員会審査の対象となります。

「職業教育研究開発センター研究倫理規程」を確認の上、審査を受けるかどうか検討してください。

法令、諸官庁の告示、指針<医学系研究では人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)>等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請を行わなければならない。不明な点がありましたら、職業教育研究開発センター(03-3200-9074)までお問い合わせください。

☆全般的な留意事項

- (1)研究者代表又は学生を指導する教員は、上記指針および本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導又は助言を行ってください。
- (2)学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断してください。

〈A〉基本事項(下記の項目が「いいえ」となるように計画してください)

対象者は依頼に対する同意の後に、撤回や辞退することで不利益を生じるなど、自由に撤回や辞退することができないものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	---

〈B〉以下の項目において全て「いいえ」である場合は倫理審査の対象にはなりません。

① 対象者に対し、何らかの不快感や困惑、又は精神的・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える不快感又は不便を強いる可能性がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 対象者との間に、例えば研究者が対象者の教師・同僚・雇用主、又は親族等として、対象者との間に何らかの力関係や利害関係といった利益相反がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与える恐れのある情報の収集など、対象者に潜在的に不利益となるようなものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 個人にかかわる情報を収集するもので、その結果、個人が特定される可能性があるものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 交通費や時間の合理的な費用弁償を除く謝金又は他の金銭的誘因を対象者に支払うものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦ 科学研究費等の公的研究費や民間団体ほかの研究資金提供先、発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程などから、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑧ アンケート・インタビュー・観察等により研究に用いられる情報を収集するものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

* 倫理審査への申請を行う場合は、必ず本チェックシートを申請書に添付をしてください。

編集後記

この8巻1号の巻頭では、東京大学大学院の本田由紀教授に専修学校専門課程に即した分析をお願いしたところ、職業教育の構造についての分析と、直面する課題についての鋭い指摘をいただきました。これからの職業教育に携わる者皆が対応策を考える上での重要な手掛かりが示された論文を寄稿していただいたことに心より感謝いたします。

「資本主義の多様性」という論議の中で、日本の職業教育は「分節主義的スキル形成システム」といわれるような企業内教育に重点を置く社会と位置付けられてきたようですが、「実際には専門学校を含む短期高等教育プログラムが、学力や学歴の獲得とは異なる価値基準をもつ層に対して、企業を超えて通用する職業スキルや資格、社会人としての育成を提供している」という指摘は、現状認識の修正を迫っています。専門学校は、こうした業界の立ち位置の再確認から、新たな産学連携および行政管理の課題に対する挑戦をしていかなければならないと思います。

今日の技術革新と政府各省の政策研究及び経済界の取り組み動向などを総合的に判断すると、おそらくケアのデジタル・トランスフォーメーションは、職業教育を担っている業界の新しいビジネスモデル構築を迫るものとなるでしょう。それは、職業教育を受ける学生に修得を期待される業務能力のみならず、指導に当たる教職員の業務自体の根本的な変革をも意味しています。私は「顔と顔を突き合わせる」関係から「肩と肩を並べる」関係が、学生と旧職員の関係になっていくのではないかと見込んでいます。

これからは、新しい職業教育の革新に迫る研究がより一層求められるでしょう。学園の教職員各位は、リスクリングも視野に入れながら、自分たちの取り組みの共有を図ることがより一層重要になると考えられます。FD/SD というのもその活動の一環です。

本号には、職業教育方法に関する実証やスキル開発に関わる基礎研究など多様な論考が公刊されました。しかし、当初、予定されたがやむない事情で次号での投稿に切り替えられた方もおられます。まだまだ潜在的な公刊ニーズがあるといえます。電子ジャーナル化した本誌がますます多くの方々の論考発表の場となることを期待しています。

(編集委員長 小川 全夫)

弊ジャーナルへのアクセス、そしてお読みいただき、ありがとうございます。そして、ご執筆いただいた著者各位、査読委員をはじめとする関係各位に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この第8巻第1号は、紙媒体からの移行最初の号であり、間もなくリリースされるサイト確認をしながら、この編集後記を書いております。紙媒体の良さもありますが、手前みそながら、より多くの読者のもとにお届けすることができ、これまでに執筆いただいた多くの論文・バックナンバーも検索・再読しやすい状態にでき、投稿を通し研究者の皆さんが繋がるきっかけが増える（と考えております）電子ジャーナル、ぜひとも研究発表の場としてご活用いただけますと幸いです。

研究発表の場としましては、前号にも記載しました弊社主催の「第21回職業教育研究集会」を本年10月26日（土）10-13時（終了時間予定）オンラインにて開催いたします。詳細は後日、ホームページでご案内いたしますが、口演発表のご検討もいただけますと幸いです。

(編集事務局 杉山 真理)

— 「敬心・研究ジャーナル」査読委員一覧（50音順：敬称略）（2024. 6. 1現在） —

阿久津 撰	安部 高太朗	天野 陽介	伊藤 正裕	稲垣 元	井上 修一
今泉 良一	上野 昂志	王 瑞霞	大川井 宏明	大谷 修	大谷 裕子
岡崎 直人	小川 全夫	奥田 久幸	小澤 由理	小関 康平	川廷 宗之
菊地 克彦	木下 美聡	近藤 卓	坂野 憲司	佐々木 清子	寫末 憲子
白川 耕一	白澤 政和	杉野 聖子	鈴木 八重子	武井 圭一	東郷 結香
中井 真悟	永嶋 昌樹	橋本 正樹	浜田 智哉	町田 志樹	松永 繁
水引 貴子	南野 奈津子	宮嶋 淳	八城 薫	安岡 高志	行成 裕一郎
吉田 志保	吉田 直哉	渡邊 眞理			

— 「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園 編集委員会（2024. 6. 1現在） —

委員長	小川 全夫	（職業教育研究開発センター、九州大学名誉教授、山口大学名誉教授）
副委員長	阿久津 撰	（日本児童教育専門学校）
学術顧問	川廷 宗之	（大妻女子大学名誉教授）
委員	小泉 浩一、黒木 豊域、浜田 智哉	（日本福祉教育専門学校）
	柴田 美雅	（日本リハビリテーション専門学校）
	稲垣 元、王 瑞霞、住吉 泰之	（日本医学柔整鍼灸専門学校）
	五嶋 裕子	（東京保健医療専門職大学）
	水引 貴子、木下 美聡	（客員研究員）
事務局	杉山 眞理、清水 絵里、内田 和宏	（職業教育研究開発センター）

〈執筆者連絡先一覧〉

専修学校の職業教育の社会的位置づけについて

東京大学大学院教育学研究科 教授 本田 由紀

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

子どもの親化としてのヤングケアラーに関する尺度開発および家族スタイルとの関連性に関する研究

— 東京保健医療専門職大学の作業療法学科・理学療法学科1年生における検討 —

東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部
作業療法学科 小野寺 哲夫

〒135-0043 東京都江東区塩浜2-22-10

E-mail: onodera408@tpu.ac.jp

二年制保育者養成校における幼稚園実習期間の検討

— 実習園と学生へのアンケート調査より —

日本児童教育専門学校 水引 貴子

リハビリテーションによる脳血管障害者のスピリチュアリティの評価モデルの検討

— 1事例の分析からの一考察 —

東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部
作業療法学科 坂本 俊夫

〒135-0043 東京都江東区塩浜2-22-10

E-mail: t-sakamoto@tpu.ac.jp

介護福祉職の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応の経験に関する研究

岩手県立大学 社会福祉学部 松永 繁

〒020-0693 岩手県滝沢市菓子152-52

E-mail: shigeru_m@iwate-pu.ac.jp

旧優生保護法の司法判断

— 大阪高裁2023（令和5）年3月23日 —

日本社会事業大学 梶原 洋生

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

保育マップ型記録の前段階としての経過記録の対象

大阪公立大学 吉田 直哉

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

E-mail: yoshidanaoya@omu.ac.jp

日本の保育ドキュメンテーション論が前提とする〈学び〉観

大阪公立大学 吉田 直哉

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

E-mail: yoshidanaoya@omu.ac.jp

促通を目的とした即時効果が実感できる運動プログラムの有効性

早稲田大学 非常勤講師 包國 友幸

幸福度と「推し活」についての一考察

東京保健医療専門職大学 教授 宮田 雅之

〒135-0043 東京都江東区塩浜2-22-10

E-mail: masayuki.miyata@tpu.ac.jp

敬心・研究ジャーナル 第8巻 第1号

2024年6月30日 発行

編集委員長 小川全夫
〒169-0075
東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6階
学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター
電話 03-3200-9074 FAX 03-3200-9088

制 作 城島印刷株式会社
〒810-0012 福岡市中央区白金2-9-6
電話 092-531-7102 FAX 092-524-4411

<http://www.keishin-group.jp/>